

平成22年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日(12月13日)

1 開 会	5
1 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1 日程第2 会期の決定	5
1 日程第3 諸般の報告	5
1 日程第4 所掌事務調査報告(議会運営委員長報告)	6
1 日程第5 議案第44号	9
1 日程第6 議案第45号	11
1 日程第7 議案第46号	24
1 日程第8 議案第47号	25
1 日程第9 議案第48号	26
1 日程第10 議案第49号	26
1 日程第11 特別委員会の設置及び委員の選任について	31

第2日(12月16日)

1 日程第1 一般質問	36
林 隆寿君	36
喜山 康三君	47
川村 武俊君	63
喜村 政吉君	78
麓 才良君	91

第3日(12月21日)

1 日程第1 議案第48号	111
1 日程第2 議案第49号	111
1 日程第3 陳情第18号	114
1 日程第4 陳情第19号	114
1 日程第5 請願第23号	114
1 日程第6 陳情第20号	116

1	日程第7 陳情第21号	116
1	日程第8 陳情第22号	116
1	日程第9 発議第9号	119
1	日程第10 発議第10号	120
1	日程第11 発議第11号	121
1	日程第12 発議第12号	122
1	日程第13 閉会中の継続調査について	124
1	閉 会	124

平成22年12月 第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
12	13	月	本会議(開会) 議会運営委員会、全員協議会、議案審議、常任委員会
	14	火	総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員会、常任委員会
	15	水	休会
	16	木	本会議 一般質問、全員協議会、常任委員会
	17	金	休会
	18	土	休会
	19	日	休会
	20	月	予備日(議事整理日)
	21	火	本会議(閉会) 全員協議会、常任委員会

平成 22 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 22 年 12 月 13 日

平成22年第4回与論町議会定例会会議録
平成22年12月13日(月曜日)午前9時30分開会

1 議事日程(第1号)

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 所掌事務調査報告(議会運営委員長報告)
- 第5 議案第44号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第45号 平成22年度与論町一般会計補正予算(第5号)
- 第7 議案第46号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第8 議案第47号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第9 議案第48号 第5次与論町総合振興計画基本構想策定について
- 第10 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画策定について
- 第11 特別委員会の設置及び委員の選任について

2 出席議員(12人)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 川村武俊君 | 2番 林 隆寿君 |
| 3番 供利泰伸君 | 4番 福地元一郎君 |
| 5番 喜山康三君 | 6番 本畠敏雄君 |
| 7番 坂元克英君 | 8番 喜村政吉君 |
| 9番 野口靖夫君 | 10番 麓才良君 |
| 11番 大田英勝君 | 12番 町田末吉君 |

3 欠席議員(0人) 欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

- | | |
|--------------|------------------|
| 町長 南政吾君 | 教育長 田中國重君 |
| 総務企画課長 元井勝彦君 | 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君 |
| 税務課長 猿渡ケイ子君 | 町民福祉課長 沖野一雄君 |

環境課長 港 沢 勝 君 産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工觀光課長 久 留 満 博 君 建設課長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君 水道課長 池 田 直 也 君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前 9 時 30 分

議長（町田末吉君） ただいまから平成22年第4回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番林隆寿君、7番坂元克英君を指名します。

日程第2 会期の決定の件

議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたい
と思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月21日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては、印刷して配布しておりますが、その概要については、
事務局長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり
関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。
執行部の皆様方にも机の上に配布してございますので、御覧ください。
監査委員から平成22年10月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されてい
ますが、その一部の写しを配布してありますので、お目通しください。
また、平成22年第3回定例会において採択されました「教育予算の拡充を求める意見書」、「臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書」については、
国会及び関係行政庁にそれぞれ提出してあります。
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。
また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第97号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長（町田末吉君） これで、諸般の報告は終わります。

日程第4 所掌事務調査報告（議会運営委員長報告）

議長（町田末吉君） 日程第4、所掌事務調査報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。8番。

議会運営委員長（喜村政吉君） 議会運営委員会の所掌事務調査の御報告を申し上げます。

平成22年10月1日（金）本県における議会運営の先進地である薩摩郡さつま町において、「議会基本条例、議会のライブ中継、その他（議会改革の取組や成果を上げた活動等）」について、調査を実施いたしました。

さつま町は、鹿児島県の北西部、鹿児島市から約40キロメートルのところに位置し、平成17年3月に当時の宮之城町、鶴田町、薩摩町の3町で合併した人口約2万4,000人、面積約303.4平方キロメートルのまちであります。

町議会の概要としては、現在、職員定数は20人（うち女性議員が1人）で、総務、文教厚生、建設経済の3常任委員会及び議会運営委員会があるほか、3つの特別委員会（議会広報、行財政改革対策調査、災害復興対策調査）が設置されておりました。

一般質問は一問一答式だが、そのやり方は、本町のように議員に向かって、執行機関に質問している方式ではなく、いわゆる二元代表制（機関競争主義）を重視した対面式（さつま町議会では1回目の質問だけを議席側演題で行い、2回目以降は自席で行うという方式）で行っており、議場もそうしたつくり（配置）となっていました。

議会事務局の職員は5人（うち臨時職員が1人）で、全員が専任であるとのことでした。

議員報酬については、特例条例による定めによって、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間に限り、報酬月額を議長で5%、他の議員で3%減額しているとのことであります。（参考：同様の方法により町長は20%、教育長は3%減額中）。

次に、議会活性化の取組の中で参考になった事柄としては、毎月22日を全員協議会の日として定め、定期研修会を開催していること（例：最近では南日本新聞

の記者を招いて、裁判員制度についての勉強会を行ったとのこと。) 議会運営委員会は、原則として全員協議会が開かれる日とは別の日に開催していること、議会運営委員会で定例会の終了ごとに反省点（議事進行、議員の発言内容等）を協議するとともに、必要に応じて全員協議会で報告し対処していること、議会の政策立案能力を高めるとともに、十分な議案審議に資するため、常任委員会の所管事務調査を活発に行っていること、常任委員会による連合審査を活用していること、

常任委員会代表質問というのを実施していること（一般質問と異なり、まとまつた議員の総意として質問することになるので、執行機関の受止め方及び対応が違うこと。）一問一答式（一般質問）の在り方をチェックし改善していること（具体的には、質問者自身が、問題点を住民に明示できたか、政策決定に係る論議は十分できたか、事前の調査研究は十分であったか、追跡調査の必要はないか、地元の陳情に終始していなかったか、首長へのお願いやお礼口上になっていなかったか、の観点からチェックし改善していること。）議会運営委員会、全員協議会及び委員会でそれぞれ、各種団体との意見交換会を実施していること、傍聴者には議会資料として、日程表及び一般質問通告書一覧表を配布していること、本会議についてはインターネット中継を行っていること、議会基本条例を制定していること、行財政改革対策調査特別委員会を平成17年7月に設置してから29回（年平均で約6回）開催しているほか、行政小委員会、財政小委員会、議会制度活性化小委員会、議会定数及び報酬検討小委員会等の小委員会も25回（年平均5回）開催していること、などが挙げられます。

特に、議長を除く全議員で構成する行財政改革対策調査特別委員会の積極的かつ具体的な取組は、目を見張るものがあり、県内の町村で初めて議会基本条例を制定したことも含め、議会活動の模範と評されているだけあって、実に敬服すべき成果・内容がありました。

議会基本条例については、平成20年7月に行財政改革対策調査特別委員会の中で制定に向けた協議を始めてから、3回の特別委員会での協議を経て、議会基本条例検討小委員会を設置し、6回の会合を重ねる中で内容の詳細な検討を行った後、特別委員会に報告し諮って、2回の協議・検討を重ねて条例（案）を固めた上で、平成21年3月の町議会定例会において発議し、原案どおり可決したことあります。

議会基本条例の特徴としては、議員間の自由討議について、第3条第1項第1号で「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」としていること、町長による政策等の形成過程の説明について、第6条第2項で「町長及び執行機関は、議会の議決を得るべき政

策等を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聽こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。」として、第1号から第8号までの項目を列記していること（参考：その8項目とは、（1）当該政策を必要とする原因又は背景、（2）当該政策案以外の代替案の内容（代替案を検討した場合に限る。）（3）他の自治体の類似する政策の状況及び当該政策との比較的検討の結果、（4）政策決定に係る町民参加の実施状況とその内容（実施予定を含む。）（5）政策案の策定に関して参考にした事項、（6）総合計画上の根拠又は位置づけ、（7）当該政策の実施に必要な財政措置（職員等の人員費を含む。）（8）その他当該政策の決定に当たり必要と認められる情報、である。）議会及び議員の責務について、第7条で「議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則…を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。」正在りること、最高規範性について、第8条で「この条例は、議会運営における最高規範であって、…」としていること、見直し手続について、第9条で「議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認める場合は、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。」としていること、などがあります。

特に、さつま町議会においては、議会基本条例は骨子部分から作り、後で肉付けしていくこうという考え方で定めたとのことでありました。

議会のライブ中継システムについては、3町（宮之城町、鶴田町、薩摩町）合併に伴う行政情報公開システムの一環として整備したものであり、目的は、住民の町政への関心と理解、知識を、ITを用いて飛躍的に拡大し、住民とともに歩むまちづくりを実現するためであるとのことでありました。

その概要は、議場に設置した2台のカメラを使って実況中継する映像及び音声情報が、情報センター・3庁舎・出先機関では、住民はロビーの大型プラズマテレビで視聴できるほか、役場職員は職員用パソコンで視聴でき（はインターネットでの閲覧）、また、町内外の一般家庭でもパソコンで視聴できる（インターネットでの閲覧）というものであります。

このため、さつま町議会では、議場の中でカメラの切り替え等の機器操作を担当する職員を、従来からの録音係とは別に、専任で1人配置しているとのことでした。

システム整備に要した費用は、平成16年度時に3,059万3,000円（合併推進債を利用）で、年間の維持管理費としては、インターネット回線使用料が役場全体で164万円、保守管理契約料が52万円で、計216万円程度かかっているとのことでありました。

なお、さつま町の実情としては、議会のライブ中継はそんなに多くの人が見て

るわけではなく、関心は薄いのではないかとの印象があるとの話もありました。

このほか、さつま町には「地域窓口職員の配置」という制度がありました。これは役場の全職員を各地域（20区公民館）に振り分け、地区ごとに任期を設定し輪番制で配置を行って、地域と行政とのパイプ役を果たしてもらっているとのことであります。地区からの要請に基づいてスタートした制度ではあるが、役場には「地域活動に従事する職員の勤務の取扱いについての基準」があり、勤務時間内でも上司の許可を得て地域活動に従事することができるようになっているため、職員の積極的な参加・実践が原動力となって、様々な特色ある活動が繰り広げられており、地域の盛り上がりも増大し感謝されているとのことありました。

最後に、今回の所掌事務調査を通じて、議会情報の積極的な公開、町民の意見を広く聴取して議会活動や町政に反映させるための各種団体との意見交換会の実施など、議会を活性化するための取組の大切さに改めて思いをいたしたところであります。

特に、一般質問とは別に、常任委員会代表質問を実施しているのが印象に残りました。本町においても、合議体としての議会の権能を十分に発揮する観点から、代表質問について検討する必要があるのではないかと感じた次第であります。

今後とも、私どもは自己決定と自己責任による地域間競争の時代にあって、学ぶべきは学び、取り入れるべきは取り入れ、さらに新たな研究・検討を重ねて、単独で存続し続けていかなければならないからであります。

以上、調査の概要を申し上げ報告いたしますが、これまで議会運営委員会においては、さつま町での調査の成果も生かしながら、10月15日（金）11月4日（木）11月29日（月）に会合を開いて、議会基本条例の制定に向けた素案づくりの検討を重ねているところであります。今後、この素案をたたき台として町民との意見交換等も重ねながら、全議員で一丸となって、平成23年9月（改選期1年前）までの成案づくりを目指んでまいりたいと存じますので、御指導・御協力をお願い申し上げます。以上で、報告を終わります。

議長（町田末吉君） 議会運営委員長の報告を終わります。

これで、所掌事務調査報告を終わります。御苦労様でした。

日程第5 議案第44号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第5、議案第44号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひします。

議案第44号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

平成19年6月1日、国住備第14号、国土交通省住宅局長から公営住宅における暴力団排除についての条例の一部改正に伴い、公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっており、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するうえで看過できないものとなっていることから、本条例の一部を改正するものでございます。

御審議され、議決していただきたいと願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第5号）

議長（町田末吉君） 日程第6、議案第45号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第45号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、土木費国庫補助金では、（地域住宅交付金事業交付金）710万4,000円の減額、地方道路整備事業交付金が375万円の増額となっております。民生費県補助金では、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金540万円、地域介護・福祉空間整備等交付金362万2,000円を計上しております。農林水産業費県補助金では、資源循環化施設整備事業補助金2,550万円を計上しております。町債では、辺地対策事業債を2,550万円増額し、過疎対策事業債は、ソフト事業分で与論町出産支援条例に基づき支給しております。出産支援金の支給見込額250万円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、衛生費の環境対策費では、生活環境影響調査費968万9,000円の減額、農林水産業費では、資源循環化施設整備事業費を新たに5,100万円計上しております。また、土木費では、町道上田線、那間茶花線の国庫補助工事費が1,457万2,000円の増額、一方、宇和寺団地整備事業の国庫補助工事費が1,500万円の減額となっております。教育費では、茶花小学校の3階校舎外壁補修工事費を675万円計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億4,041万1,000円を追加し、一般会計予算総額を40億3,469万3,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。9番。

9番（野口靖夫君） 19ページの環境対策費についてお聞きいたします。

ヤンバルトサカヤスデがありますが、ここに8万7,000円ですけども、額は少ないですが、どういうふうにして委託契約をするつもりですか。内容を。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） これは、農協さんと委託契約をしたいと思っております。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） 私が言っているのは、どこと契約するのではなくてですね、そ

れはいいんです。それよりも、どのようにしてその駆除をするかということが問題なのです。ただ契約をしてから、そのままやりっ放しで置いてたのでは、というのは、最近このヤンバルトサカヤスデが異常発生しているのです。これは15、6年ほど前から始まっているのですけども。特に今また違う場所で異常発生している。だから、それを駆除するために、こういうのを設けられていると思うのですが。ただ、その農協と契約するからといって、そういうところを分かっていて契約しないと、それは契約だけしかんと、おかしいでしょう。だから、それをどのような内容で駆除したりしようと思っておられるのかということを聞いているのです。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 町でやることもできないので、各個人個人でやっていただくと。そして、各個人には、町の方で3分の1の助成をして、買っていただいて駆除してもらうと、そういう方向で進めております。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） それはいいことです。というのは、今こういういわゆる補助があるということを町民は知らないのです。だから、自分たちで買って、勝手にやっているのですけども、私もそうなんですが。だから、こういうのはある程度町民に知らしめる必要があるのではないかと思うのです。一家庭だけでこれを頑張ってみたって、全然減るわけがないと思うのです。対策にはならないと思うのです。ですから、ある程度一般町民も知っておく必要がある。だから、週報あたりで知らしめたり、防災無線で知らしめたりして、その地域に異常発生している部分の住民に協力をしてもらって、薬剤に対する購入費の補助が町からありますよということをしないと、これは対策にはならないと思うのです。だから、そういうところを是非やっていただきたいということです。もう答弁は要りません、そうやっていただきたいということ。

それからもう1点、今のところです、19ページ。この下に家電リサイクル海上輸送費補助というのが7万2,000円あります。これは、家電リサイクル法が施行されてからもう随分長くなりますが、これ、そのときから議論になっていた問題です。というのは、この家電リサイクルを進めるためには、国も県も市町村も全部これは国の法律・制度で決まったわけですから、市町村は県に、県は国に、特にこういう離島の場合は輸送費に金がかかるわけですよね、輸送費に。だから、それを国に何とかお願いできないだろうか。ということで市町村から声を上げて県に、国に訴えていかなければならぬというのが私の持論なんです。これ、私も議長時代に、県の職員に向かって城山観光ホテルで奄美を代表して質問したのですけども、要望いたしました。この問題で輸送費に離島はかかると。だから、これに対しては

県も国に対して動いていただきたいということをやってまいりましたが、いかんせん、そういうことが全然進まなくて、今に至っているわけですが。私が一番心配されるのは、この輸送費という特に有り難いのですが、今度アナログがなくなって、地上デジタル化になるわけです。そうなった場合には、来年の7月までにテレビは大量に処分しなければならなくなる。そのときに、私が一番心配するのは、不法投棄をするのではないかと、そのアナログテレビあたりを。というのは、奄美大島で名瀬市の方で私もこれ議論したことがあるんですが、そうしたら、奄美の名瀬市の当時の話ですよ、話では、そういう不法投棄をするやつはいないのだと、真面目な市民だからということで冗談交じりに話をしておられましたが。奄美こそ、あの大きな地域こそ山の中に捨てる率が高いんだよということで議論したことがあるのです。だから、与論にもこの間私が海にトビウオ漁に行ったときに、沖の方からテレビが何十台と流れてきよるのです。これ不法投棄されたものなんです。プラウン管だから浮くんです。だから、こういうことが夜になったら起きると、不法投棄されると。こういうことが起きるから、これは町長も市町村の責任者として、我が島の責任者として県に訴えていくべきだと。だから、この予算が少ない多いという問題ではなくて、これ与論町の本町の財源からすれば非常に重たい。そうすれば、どうするかというたら、県・国を動かす必要がある。この与論島だけの問題じゃない。だから、奄美全体の問題、日本全国の問題です、特に離島はそうなのです。だから、そういうものを今のうちから町長も県に向かってそれを大きく訴えていくべきだと思うのです。今からでは遅いです、本当は。本当はこの法律ができた時点で行動するべきだったのです。だから、市町村長会、議長会でもしかりです。そういう会の中で我が奄美にとってはこういう輸送費が非常にかかるから、それに対しての助成措置というものを声高らかに訴えていくべきだと思うのですが、どうでしょうか町長。どう思われますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件については、離島・へき地になればなるだけ、非常にあればあるだけ負担が大きくなるということで、私ども町村会の方もですけども、議長会の方でも、相当国に陳情してきたわけであります。つい先日、3年間のこの奄美振興に対する意見書ということで、これ琉大の大城先生が、副学長でありますが、その先生が委員長として各島からの代表者が3年間にわたっていろいろな意見をですね、奄美の今までの進行状況とか、いろんな面の検討したのですが、その中でも改めてただいま指摘された件について、意見書を添えてあります。そのことは、特に消費税かかって持ってきて、またそれをやるとき、またその運賃にも消費税をかける、二重三重の苦しみを、法律を国は簡単につくるが、その地域に二重三重の

苦しみをやっているということで、そのことについて強く意見を具申してあります。今後とも、そのことについては、私ども奄美だけではなく、県を通して大局に言っていく必要があるのではないかと、またやっていきたいと思っております。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） ただいま輸送費に対しての議論をしたわけでありますが、この輸送費はもちろん当然です。だけど、今度はまた処理費、いわゆる処理費というのは、電気屋に処理してもらうわけでしょう。アナログのテレビはもう使えないから、それを処理せにゃいかん。そうしたならば、家電屋に頼んで持っていく必要があるわけです。それに対しては、1台につき大体3,000円とか4,000円とか、5,000円とか金かかります。これが例えば、一家庭だったら今1台でいいかもしれません、大体今もう一家庭でも3台テレビを持っているのですよ、大体。そしたら、もうちょっとなったら10台持っている、ちょっとした民宿とかホテルとかなったら、10台とか20台持っている。その処理台というものは、これは大きい。だから、そこからもまた不法処理が始まると。今のうちにその対策を考えとかないと、地上デジタル化になる前にですよ7月までに。だから、その対策をどうするか。いわゆる私が言っているのは、金を出してくれと言っているのではないです。だから、そういうことがあるから、処理する負担金をどのように軽減していくかということも今から考えていかないと、海の中にぼこぼこぼこテレビが浮いていたりとか、そこら辺のごみ捨て場にまたぶん投げられたり、そういうのがあり得るから、環境課の仕事、それが一番大事だと今思うのです。もちろん払うのも大事、掃除することも大事。だけど、こういうやつは、これは大きな問題だからね、これは。だから、早急に皆さんとのところで考えて、町長を中心にして、やっていただきたい。どう思われますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） 全くおっしゃるとおりでありますて、実は、各家庭でやっているのは、ある程度チューナーを購入してやればできるんですが、与論の場合、特殊な違った事情がもう1つありますて、ホテル・民宿のテレビが非常に老朽化して、チューナーではできない状況であります。大量に出る可能性があるということは聞いているわけでありますが、それはまた新年度で何とか検討する必要があるのではないかと思っております。これはもう大量に出る可能性が、全く御指摘のとおりであります。

議長（町田末吉君） ほかに。 11番。

11番（大田英勝君） 14ページに、ヨロンオリジナルリンク開発事業委託料というのが計上されておりますが、この件について説明をお願いいたします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この件につきましては、与論に特産品がないということが1点と、また、ふるさと雇用再生特別基金事業というのがあります、それで雇用を含めた事業を委託することができる関係から、島のショウガ、それからウコン等を利用してジンジャーエールや紅茶等を製品化できないかということでございまして、とりあえず1月から3月、そしてまた新年度もこれを継続してやる予定にしております。それと同時にまた、つくったものは島外に販売すると、そういう販売先の連携まで含めた事業として検討しております。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） 何とか成功するように頑張っていただきたいと思います。

それから、17ページに茶花こども園費の中で、AED3台購入が予定されているようですが、設置場所についての説明をお願いいたします。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

町立こども園、3か所あるわけですが、AED3台ということで、茶花こども園で一括して購入した方がよからうという判断で、茶花保育所で3台というふうに予算計上してございます。それぞれ与論こども園、茶花こども園、那間こども園の3か所に設置する予定にしております。以上です。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） 分かりました。

それから、あと1点、21ページに口蹄疫侵入防止対策推進車100万円とありますが、これは特別の機能を備えた車なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） この備品購入費につきましては、口蹄疫の支援金を県の方からもらっておりまして、それをそのまま流用するということで、軽トラックの新車を購入する予定でございます。中に積みます備品につきましては、今使っております動噴とかを積んで消毒とかに回る予定です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 5ページの繰越明許費、繰り越しされていますから、その理由について伺いたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 資源循環化施設整備事業につきましては、今開かれています県の12月議会に追加上程された事業でございまして、これから補助金交付申請、交付決定をもらう関係で繰越明許費に計上してございます。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 分かりました。

続いて、次の債務負担行為なのですが、広幅複合機賃借料、これは、コピー機とかその辺全部の複合機じゃないかと思いますが、これについて5年間の契約という形になっています。こういう機器というのは、いわゆるカウンター契約とかキット契約とかという契約方法があるようですが、142万5,000円の5年間、712万5,000円と相当の高額の金額になるわけで、この契約先はどこか。また、こういういわゆる事務機器の契約が1社に選考しているような感じを受けているのですが、こういうコピー機とかこういう事務機器関係の契約会社は何件ありますか、それについて伺います。主なもので結構です。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 今のところ、1社だというふうに認識しておりますが、ほかのまた会社等も今営業に回ってきていらっしゃいます。そこで今後、なるべくこういった賃借料が下がるようなそういうことも含めまして、複数の会社からそういういろいろな見積もり等を取って、なるべく下げる方向で検討していきたいと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） こういう財政の中、総務課の御担当の苦労もいろいろ分かりますが、やはりこういう物品調達においては、最大限対費用効果が生まれるよう御尽力していただきたいと思います。

それで、特に契約において、どういう内容かについての計算なんかが非常に必要だと思いますので、その辺もきちっとされるよう要望しておきます。

また、同じメーカーであっても、サービス販売店によっていろいろ価格とかサービス契約の内容が違うんで、いわゆる同じメーカーであったとしても、販売店を変えるとか、あるいはまた契約する段階において、プロポーザル方式みたいな形でサービス内容の提案とか、その辺についてもいろいろ提案させて、提案競走をさせた形で、建設関係もだと思いますが、その辺の御努力をお願いしておきます。

それから、議会費については全協で聞けばいいんですかね、ここで聞いていいのですか。

14ページの議会費なんですが、費用弁償と旅費が増額になっております。こういうときですので、議会の私たちも経費削減にいろんな努力する必要があると思いますので、この費用弁償の内訳と、この旅費増額の理由について、これは誰にお聞きすればいいかな。私がわざわざ聞くのは、こういうものをちゃんと資料請求したときにいろいろきちっといただけるために、ここであえて申し上げました。

続いて、次に移ります。総務費の旅費の40万増額、その理由について伺いたいんですけど。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） これは、ヒアリング等ありますて、それなりの出費がありました。また、各種いろんな県外の与論会等々の出会い等もありますて、今回40万円を増額ということです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） いろいろ経費が嵩むことは分かりますが、当初の予算の中で最大限に努力して、こういう旅費とか費用弁償とか、その点は節約して頑張ってもらいたい。

それから、先ほど大田議員から質問があった、オリジナルドリンクの開発事業とありますが、総務課長の説明によると、ショウガとかウコンとかという形になっておりますが、この間の産業振興課の課長とも委員会室で話しましたが、いわゆる特産品センターなんか、そういうのを利用した形で今の業界とかそういう方々にどういう貢献ができるか。経費削減とか、いわゆる特産ではなくて、既存の例えはパパイヤとか、そういうのをもっとふんだんに利用して、それを観光関係とかでしてもらうとか、できるだけ新たな開発事業にお金を投入することも結構なことだと思いますが、既存のものを見直して、そういうものについてのいわゆる生産体制への支援策ということを検討はいただけないものか。今後、そう思いますが、それについてはいかがですか、総務課長。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この件につきまして経費は、これは全額、県の基金からくる事業でございまして、持ち出しは一切ございません。そういう事業等を導入して島内の特産品をつくろうということでございますが。御指摘のとおり島にあるものを利用するということも当然考えていくべきでありますので、立派な特産品センターもありますので、今後また関係課と協議しながら薦めていきたいと思います。ありがとうございます。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 次に、法制執務等について出張費のことがあるんですが、ここでいわゆる法制執務について、簡単に説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 法制執行等事務につきましては、ちょっとその本町研修が島外に出た場合、旅費がかかるということで、厳しい財政の中で大変厳しいところでございまして、ほとんど出してございませんが。これは、島外から講師を招

いて職員を3回だったと思いますが、交替制でいろんな研修をしていただいたところでございます。出張とかは非常に厳しい状況でございますので、こういった講師等を招いて多くの職員が研修できるような体制を整備していきたいというふうに考えております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私も与論町役場における職員のいわゆる法務とか報酬についての知識をもっと高めていただきたい。また、政策法務について精通する方があまりいらっしゃらないとお聞きしていますが、その政策法務についても、この普通日常の業務、いわゆる役場の仕事というのは全部法律にのっとってやるような仕事ですけど、その点からも今後の条例制定だと、政策法務のこと、あるいは政策提案とかその辺についても、いろんなそういう意味での幅広い知識をもった職員が必要としますので、そういう方々への投資というか、研修というのはもっとやっていただきたい。そういう意味で、これ質問したのですけど、よろしくお願ひします。

続いて、企画費の53万2,000円ですが、奄美群島広域事務組合の負担金追加となっておりますが、このことについては以前からよく出ていますが、こんな形でいったら限りなく与論町の負担が増嵩していかないか、今度の消防の広域化の問題もそうですが、様々な意味で与論町の独自性をもった形で、独立した形の方向で進める必要もあると思いますが。こういう負担金の内容について、人件費と給与はどうなっているのか、この派遣された職員のです。そしてまた、別のいわゆる負担金の経費の分はどうなっているか。それについての議会の方にその資料を提出いただけますか。簡単にでも説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 負担金につきましては、広域の場合は、この負担金の中から、それぞれ派遣した職員の給料等は出ます。パートの場合は、各市町村が給料等はもっております。こういった負担金等につきましては、幹事会や広域議会等でも最終的に、広域の幹事会で検討して議会で最終的な決定をみて請求されるわけでありますけども、資料はございますので、また御提供いたします。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 16ページの福祉センター、シロアリ駆除について伺います。

これは、平成20年度の当初予算で、福祉センターに900万の補修工事が計上されたことがあると思うのですが、これは建築して相当の年数が経っていますが、ある程度普段から施設に関しての施設管理を徹底していれば、ある程度、例えば雨漏りの補修工事にしても、もっと経費が軽く済むのではないか。雨漏りしているなら早く雨漏り対策をするなら、ここまで傷まない前にできるのではないかとか、そ

ういう点がありますので、与論町役場全部ですが、公共施設の施設管理費についてはどういう管理体制にあるのか。そして、それに対する管理台帳とか報告書とかというのはあるものか、それについてはいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

全体的なお話は、また総務課の方でお話いただくとしまして、私の方は、福祉センターのシロアリの駆除、なぜ予算要求したかという点について御説明申し上げます。

御指摘のように20年度には、福祉センターの大きな雨漏り関係の整備工事を行っております。それと別にしまして、具体的なセンターのステージ部分の下の方が、シロアリに大分やられているということにごく最近気がつきまして、なかなか表から見えない部分でございまして、これは緊急に補修工事をする必要があるということで、16万円ほどかかるということで、今回急ぎ補正予算で計上させていただいたところでございます。

なお、福祉センターにつきましては、御案内のように指定管理委託料ということで毎年100万円の予算をお願いして、管理委託をお願いしているところでございますけれども。その中で当然、普段から細かいところまで目配り気配りをしてもらって、ちゃんと管理すべきところですが、おおむね10万程度超えてきますと、本館部分であるとか、そういったところの工事というのは、私ども町の方で直接補修をしていかなくちゃいけないというところがありますので、今回こういう形に入れさせていただきました。以上です。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 質問する前に、議長に申し上げたいのですけれども。他に質問がない場合は別ですけども、できるだけ1人で長々としないように、循環するようにな方法をとっていただきたい。また、我々議員でも、それを検討する必要があるのではないかと思います。一般質問ではございませんので。他にもいろいろ質疑したい人、私もさっきから待っておりましたけど、なかなか間がなくてですね。

それでは、16ページの介護保険事業の中の施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金というのがありますが、これについて御説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

この事業は、そもそも国の緊急経済対策の一環としていただいた事業ですが、具体的には、グループホーム「ゆんぬ」というところがございます、徳洲会の関係のです。そちらの認知症対応型の生活介護施設という位置づけになりますが、ちょっ

と12ページの歳入のところで、見ていただければ分かりますが、10分の10国費で措置されるという事業ですけれども。まず、地域介護・福祉空間整備等交付金というところですが、これは防災関係のこういった今定員が7で、今度増床いたしまして14になりますけれども。スプリンクラーを設置したり、あるいは自動の火災報知器、そういうものを整備するという事業で、交付金をいただく方が國の方から362万円いただきまして、もう1つがまた、長い事業名ですが、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金ということで、増築の計画がございまして、その関係の補助金ということで540万、合計で902万円というお金をいただくことになっておりまして、さっき定員が7人と申し上げましたけども、定員9人でございました。現定員が9人でございまして、また同じ規模でさらに9人分の増築を行うということで、合計18人が利用できるということになっております。全額、国費対応でございます。以上です。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 分かりました。

続きまして、先ほどもちょっとありましたけども、いわゆる施設循環整備事業というのが、産業課の事業です。その中身について詳しく説明をしていただきたいのですが、多分今、元育苗センターでやってある緑の分権改革と関連の事業ではないかと思いますが、5,000数百万投じてやるその事業の成果の見通し、あるいはまた、その設置場所等についても具体的に御説明をお願いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 今言われたとおりでございますが、御説明いたします。

先ほども言いましたが、県の12月議会に追加上程された事業でございまして、畜産課の事業でございます。地域ぐるみ防疫衛生意識高揚対策事業と名前がついておりますが、その目的としまして、地域ぐるみ及び農場別の防疫体制の強化や使用衛生管理基準の遵守を指導するとともに、宿舎の使用衛生環境の改善を図ることにより、家畜疾病による事故低減を図るということになっております。

事業内容としましては、使用衛生環境改善のための機器等の整備、中身につきましては、ただいま育苗センターの方で実験を行っておりますが、あの機器の実用版をやろうということでございます。

それから、ここに負担割合は、今のところ予算計上に間に合わなくて2分の1で計上してあるのですが、県費3分の2となっております。与論町内の雑草とか灌木とか、伐採物を織纖機にかけまして、それを敷料化して供給しようということでございます。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど喜村議員からも出たのですが、この資源循環の整備事業についてなのですが、緑の分権の節で載っているときには、段ボール等も織纖機にかけて、牛の敷料ということがいわれていたのですが、現実的には、段ボール等はどういった取扱いになっているのでしょうか。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 実証でやりましたときには、段ボールの方は織纖機にかければ団子状になりますので、ある農家さんが、段ボールも実証してくれということで段ボールもしたのですが、段ボールの場合は、裁断したままでよろしいという結果のようです。そして、段ボールの場合は印刷されており、それを直接堆肥センターに持っていくということは、重金属がインクの中に含まれてありますので、自己使用の場合のみに限ってはいいのでしょうか、堆肥センターまでということになりますと、やはり問題がありますので、段ボールの方はそういう関係で今検討の余地があるのではないかと思っております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私が一番心配しているのは、新聞紙とか段ボールとか、それに含まれている重金属が畑の中へ混入されるのではないかということを心配しているわけです。いったん混入された重金属というのは、植物とか野菜とかが吸い上げる以外には処理できないということですので、十分にそのあたりは気をつけていただきたい、このように思います。以上です。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） 22ページの奄美農業創出支援事業についてお聞きしたいと思いますが、この600万円減についての説明をお願いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 御説明いたします。

今年度は希望者もなく、組織をつくる見込みもないために、また県からの予算残の割当てのといいますか、それをとらないかという希望もございませんでしたので、本議会で落とすことにいたしました。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） 希望者がいることは、ひっくり返して言えば、なかなかそういう条件に合うようなことができないと、農家からすると。ということは、導入しにくいということも言えますよね。農家を回ってみると、やはり少しづつでもハウスの面積を拡大したいんだという希望の方がたくさんいらっしゃいます。今町で行っているトンネル事業も、年に1町歩ずつ増えているわけで、やはり

与論の園芸作というのは、端境期の一番季節風の強い時期に、その季節風との戦いで関係作物を作っているわけですから、やはりこういう施設というのは、今からどんどん需要が増えてくると思うのですが、こういう国・県の事業については、なかなか導入しにくいというそういう点があるかと思いますので、やはりその点もよく考えていただいて、農家が取り組みやすいような、そういう状況整備をまたお願いしたいと思います。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。簡単に。

5番（喜山康三君） 議長、そんな時間かかりませんので、ゆっくり質問させてください。

26ページの土木費関係なのですが、今、上田線が改良工事を行われていますが、これについて「町が個人所有地を買収しながら、そのまま放置しているが」、そういう指摘を受けているのです。そういう場所があるんでしょうか、どうでしょうか。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 申しわけございません。今ちょっとお尋ねの点が、あまりはっきりしなかったのですが、個人所有地を買ってから。

5番（喜山康三君） 道路拡張するために買収していますよね。買収した後そのまま放置しているとか。

建設課長（高田豊繁君） 買収してから何ですか。もう一回。

5番（喜山康三君） いわゆる改修工事で道路のために買収を行ってくい打ちをした後、買収していますよね。くい打ちをした後、そのままそこに手をつけないで放置しているところがありますか、その部分がありますかと。

建設課長（高田豊繁君） それはもう、例えば先行取得をしたところは、そういうところがあります。いわゆる全体事業費で買収はするわけですが、先に用地取得をしてから、それを工事で後年度から追っかけてくるという形の場合は、そういうことが多々あります。

5番（喜山康三君） ではなくて、工事を道路を拡幅して修理をしていっているところに、まだ土地が残って、そこにくい打ちをしたまま、いわゆる灌木とかそのまま残したまま放置しているところがあるかということなんです。

建設課長（高田豊繁君） それは、例えば土地の不成形だったり、形が悪かったりして極端にそういう土地の境界がそういうふうになった場合は、もうまとめて買収する場合とかは、そういうことはあります。表現がちょっとあれだったんですけど。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町に買収してもらったけど、別に道路をつくるわけじゃない、依然としてそのままの状態で、売った人が使っているというか、そのままの状態に

なっていると。だから、お金を返すから今の状態にもどしてくださいとあったみたいですが。いわゆる道路工事に伴って、工事費の請負費があって、次に土地の買収の補償費がありますよね。その土地の買収費と、また土地を買収した後いろいろ補償工事をしますよね、畑に土を入れてあげたりとか、いろんな補償工事をされてありますよね。これについても、町民からいろいろやりすぎじゃないかとか、不公平感みたいなことを言われているわけなんです、私が言われるわけなのです。それで、この道路建設に伴っていろんな補償を行っていると思いますが、土地の買収を含みます。これについてもちろん個人情報は省きますが、件数が何件あって、1件ごとにいくらの土地買収があって、土地買収費用が幾らで、それに対する補償が幾らあったかということについての資料は提出できますか。いかがですか。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） それもはっきりしておりますので、もし必要とありまして、所定の手続を得た上でだったら問題はないと思いますけど。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 所定の手續というのは、この議会で質問しても無理なわけですか。

一応、これは上田線の採択の問題あるがね。そういうものをきちっとやれば、これは採択に賛成できるけど、そういう問題があるから、これに関わります。がやがやがやがやするな。その資料を要求します。

それから、27ページ、与論港待合所の管理費ですが、高圧電気保安管理委託費が今回削除されていますが、その削除になった理由。また、今後また必要なくなつたのか。どういう意味でこういう削除をした理由になったのか、それ説明お願ひします。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 27ページの与論港待合所の関係ですが、予算に対しまして契約の見積もりをするわけですが、その見積額と予算額との違いで減額をしたということです。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 分かりました。以上です。

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第5号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第7 議案第46号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

議長（町田末吉君） 日程第7、議案第46号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第46号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回補正の主なものは、レセプト審査支払いシステム改修委託料の追加に伴うもので、歳入で、繰入金32万5,000円、諸収入で28万5,000円をそれぞれ追加し、歳出では、総務費43万5,000円、保健事業費17万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し

たいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

議長（町田末吉君） 日程第8、議案第47号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第47号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、一般会計繰入金40万6,000円、諸収入13万3,000円の増額を計上してあります。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金48万5,000円、諸支出金5万4,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 第5次与論町総合振興計画基本構想策定について

日程第10 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画策定について

議長（町田末吉君） 日程第9、日程第10の議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質問にとどめます。

日程第9、議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想の策定について、提案理由を申し上げます。

第5次与論町総合振興計画の基本構想策定につきましては、地方自治法第2条第4項について（市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。）と定められております。

本総合計画は、当該規定に基づき策定された町政運営における最上位計画として位置づけられるものであり、平成23年度から平成32年度までの10年間を、住

民・行政が連携・協働し、島の特性を生かしながら新しい時代にふさわしい活力と希望のあるまちづくりに取り組むための総合的指針となるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。8番。

8番（喜村政吉君） 多分、委員会付託になると思いますので、大綱的な観点からちょっと2点ほどお聞きしてみたいと思います。

この基本計画を10年ごとに区切ることの根拠。

それと、いわゆる基本理念が前回とは変わっておりますけど、おそらくまた以前の3次とも4次とも変わっていると思いますが、基本理念というものは、いわゆる計画ごとに構想して変わらないといけないものでしょうか。その辺等についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この基礎となるものは、地方自治法が1969年に改正されておりますが、その中で先ほど町長が言いましたとおり、第2条の第4項におきまして規定をされております。町の最上位計画というふうに位置づけられております。

また、基本理念でございますが、これは変えなければいけないということではないわけでございますけども、この確定するまでに当たりましては、準備検討委員会、それからワーキング委員会、それから確定委員会、審議会等々の経過を経てございます。その中ですべて検討いたしまして、今回はこのような基本理念というふうになったというところでございます。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） もちろんそういう総合計画を定めなければならないという規定があって定めているわけですよね。私が聞いているのは、10年ごとに区切ることの意味の根拠。もちろん何年ごとに区切れという規定があるかないか私は知りませんけど、例えば今度からはそういう義務づけを配置するという改正案とかが今いわれていますよね、民主党政権下では。各市町村に総合計画の義務づけを外そうという意見もあって、いろいろ今度の総合計画の取組についていろんな議論がなされているわけでありますけれども。それと申しますのは、これはもちろん与論町全体の10年なら10年の総合計画でありますが、とともに、ある意味では私は町長の1つの政策、マニフェストでもあると思うわけです。ある意味では、そういう観点からすれば、10年ごとと規定するよりも4年ごとに、例えば8年とか12年とか、

そういう区切りもあっていいのではないか。そうすれば、町長が変わることによって、また変わった場合は、当然その政権構想も変わるだろうし、という観点もあるし、もう1点、また理念について申し上げれば、これは私の私見であります、理念というものは、ある意味では島づくりの理想、大きな目的でもありますし、首尾一貫して町民がともにそれに対して共鳴・共感をして半ば永久的に追求していくものではないかという観点からすれば、ある程度島内外的にも定着してきたものを、またそうして変えることによって、どういうメリットがあるのかということもちょっと考えたからお聞きしたわけでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） まず、理念についてお答えしたいと思いますが、第4次総合振興計画の中では、「オンリーワンの島づくり」ということで、基本的に島の資源をいかに活用するかと。活用することによって、どこにもない島づくりをしようというのを打ち立てたわけですが、おっしゃるとおり、そのオンリーワンの島づくりは10年で終わるわけではないので、ずっとやらなければならないという課題は残っているわけですが、さらに一步進めて、今回の場合は、「共に創ろう未来への架け橋」いわゆる島の資源をフルに活用することには変わりはないけども、さらに一步進んで、具体的にしてやっていこうということあります。

それと、10か年計画の中でローリング方式をとりまして、最初の4年間の間にその数値目標も全部立てて、改めて具体的な計画をこれに基づいて立てます。そして、それを4年後にもう一回反復をして、そして、今まで第4次総合振興計画のときには、庁舎内で我々だけでやってきたわけですが、今回からは、一般の方もお願いした中で委員の中に入っていただいて、これを検討すると。4年間で一回やって、時代が4年も過ぎると、昔の4年とは違いますので、いろんなことが変わってくると思うのです。早急にやる事業とか、計画されていないのが突然的にやらなきゃいかんとか、いろんなあれを考慮してまた練り直していくと。そして、次の3年間、あと3年、3年ということでやるわけですが、次は3年間でそれをやると、また3年でやるということで、計10年ということで。議員がおっしゃられましたように、その10年間というのは非常に長いわけでありまして、その中で分割して、具体的に数値目標それぞれ立てていってやりますので、その点の解消はできるのではないかというふうに考えております。

また、今後町民の御協力を得て、そのチェックする時期には、また具体的にやつていきたいというふうに考えております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） よく分かりました。私は、その4次振興計画のその「オンリーワンの島づくり」は、立派に完成して終わったのではないかと思って、びっくりしたわけですが、やはり継続してそうやっていくという観点でありますし、いろいろと申し上げるのは、今まではある意味では、町長というのは、行政の長としての要素が強かったと思います、ある側面からすればです。しかし、今後ますます地方分権だの、いわゆる地域主権だのということが進行してくることによって、議会の機能ももちろんありますが、町長が政治家としてのよりリーダーシップや機能というものを行行政に反映していくという、職員は、あくまでも町長の政策とかそういうものに対する補助機関であるという、そういうものをやはりこれから打ち出していくという観点からしても、今後は、4年単位のスパンで、10年というではなくして、例えば8年あるいは12年とか、そういうふうにして本当にこれから新たにまた島をもっていこうという新規の町長が出てきてマニフェストも掲げてやった場合には、そういう政策を中心には運営していくわけでありますので、そういう観点も1つ今後は検討していく過程が必要があるのではないかという意味で申し上げた次第であります。終わります。

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

日程第10、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の策定について。

過疎地域自立促進特別措置法については、平成22年3月10日に過疎法の執行期限を6年間延長するなどの過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が成立し、平成27年度まで延長して施行されることとなりました。

本町は、この過疎法の改正により、過疎地域に指定されることになりました。これに伴い過疎法の支援措置を受けるため、平成22年度から平成27年度計画期間とする与論町過疎地域自立促進計画を策定し、国及び県に提出することが必要となりましたので、本議案を提出します。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。1番。

1番（川村武俊君） 1点だけお願いしたいと思います。

この用紙の一番最後であります、一番最後のページをめくってください。この

数字というのは、現在分からないんです。これを見たって審議のしようがないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 大変に失礼いたしました。早速終わりましたら、コピーして提示いたします。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長、今から20年後に町長は、まず生きていらっしゃるか分かりませんが、今から20年後のときに、2030年に与論町の人口推計がいくらかということは覚えていらっしゃいますか、頭にありますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 20年後というと、今まで減っていった場合には、非常に問題がある、3,000人台になるのではないかといわれているわけですが、そうしないように、今我々が努力していかなければならないということだと思います。私は、農業だけであれば、人口が3,000がちょうどだという時期もあったわけですが、今は人がいて初めてその地域が保たれるという社会状況になっています。人口が減らないように頑張りたいと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） どのように頑張るのか分かりませんが、町長がおっしゃるように3,500人台なわけです。これはもう推計で、ほぼその辺に行くのではないかということは間違いないのではないかと思いますが。それでは現実問題として、現在の高齢化率、また20年後の高齢化率は50%近くいくという状態にもなっているし、そのときに、この与論島はどうなっているか。限界集落ではなくて、限界孤島、・・孤島になっちゃって、今の伊江島が2,500人ぐらいですか、伊是名島は、そういう状況がありますが。そういう人口減少というものを大前提として、この過疎対策とか自立支援対策、いわゆるまちづくりについて、これを串刺しにした形で計画を立てないと、本当に場当たり的な、そのときの計画になってしまっているのではないかと。今、喜村議員が言われたけど、10年とか、もう10年の話したら、本当にもうどうなっているか分からないような状態で、来年、再来年の計画もどうかなという時代の中で本当に大変だと思いますが、茶花のまちづくりにしても、こういう自立促進計画の中にコンパクトタウンですか、コンパクトシティとかタウンとか、そういう意味である程度のまちの形態、にぎわいというものも必要性があると。そのためには、公共施設をつくるときには、ある程度ばらさないで、一定の区域に集中してにぎわいをかもし出すような演出も必要だと。そのためのまちづくりの青写真も必要じゃないかと。そういう意味で、かなり私、瀬戸際に陥っているの

ではないかと。そういう意味で今後の公共工事の在り方、事業の在り方についても、20年後にはもう3,500人台と。そのときに、どういうまちづくりにならなければいけないかということを前提にした形で、この基本的なこういう事業についても検討いただくよう要望します。以上です。

町長ひと言。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今までいろいろな角度から努力してきたつもりですが、いろいろな総合的な産業が調和がとれて初めて人が安心して住めるという条件だと思います。そういう点では与論の場合、いろいろと過去にあったわけありますが、それが徐々に解消されつつあるわけで。どうしても観光立島という考え方を基本に置いてやらなければ、人口の増を図れないのではないかと。企業誘致のみに頼ることはできないという感を今もって、いろんな角度で今観光の拠点をつくりたいということで今やっているわけです。飛行場やったのもそうですし、今後また観光課を中心に、この役場の敷地内の中心の場所に観光課・観光協会を据えて、本格的にやっていきたいと。

それと、あとまちの、この茶花の市街地の整備も道路も、きちっとしたものをやっていきたいという計画を上げて国に陳情している段階であります。頑張りたいと思います。

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

----- 日程第11 特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（町田末吉君） 日程第11、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第48号及び議案第49号については、議長を除く11人の委員で構成する「総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号及び議案第49号については、議長を除く11人の委員で構成する「総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査をすることに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に大田英勝君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月16日、本会議であります。定刻まで、御参集お願いします。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

散会 午前11時01分

平成 22 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 22 年 1 月 16 日

平成22年第4回与論町議会定例会会議録
平成22年12月16日(木曜日)午前9時00分開会

1 議事日程(第2号)

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員(12人)

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畠敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉政君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3 欠席議員(0人)

欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君
税務課長 猿渡ケイ子君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 港沢勝君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午前9時00分

議長（町田末吉君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

本日は、地女連の役員の皆様をはじめ、多数の方々に傍聴いただいております。ありがとうございました。本議会におきましては、より開かれた議会、そして町民の参加型議会を目指しまして、ただいま議会基本条例制定のための作業を進めているところであります。そのことからしても、本日は大変皆様方の傍聴は意義深いものだと思って受けとめているところでございます。本日は5人の登壇を予定しておりますが、申合わせ事項によりまして、お一人の持ち時間は1時間、当局の答弁を含めての1時間となっております。したがいまして、午後までの予定をいたしておりますので、最後までよろしくお願ひいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして御協力をお願い申し上げたいと思っております。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（町田末吉君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、林隆寿君。2番。

2番（林 隆寿君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

2番（林 隆寿君） 22年度最後の一般質問をさせていただく前に、一言申し上げます。先般、奄美大島において集中豪雨により多大な被害を受けられました被災者に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今、農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。完全なる関税撤廃の貿易自由化を目指すTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）をめぐり、政府が関係国との協議開始の更新を打ち出したため、日本の農業情勢は大変大きく揺れ動いております。今、急速に進むグローバリゼーションの波と、これからの国の農業政策の変化に十分注意しながら対処していく必要があります。このような状況を踏まえ、今後我が与論町の農業を存続させるためには、離島の不便さを補う温暖な気候条件を最大限利用した足腰の強い柔軟な農業を構築していくための環境整備を急ぐ必要性を感じ、通告書のとおり質問いたします。

1 さとうきびの生産振興対策について

(1) さとうきび品目別経営安定対策が平成22年度から本格的にスタートし、支援対策農家を救うべく対策がとられていますが、今後将来において、さとうきびを基幹作物として、また、自然災害に強い作物として、維持していくかなければならないと考えていますが、与論町が目標にしている栽培面積550ヘクタール、生産量3万5,000トンを維持する方策はあるか。

(2) また、年内に操業を開始することにより、生産者の生産意欲や町内経済への波及効果があると思うが、このことについてどう思うか。

2 園芸作物に対するハウス施設の町単独事業導入について

(1) 本町の園芸主要作物は、本土の端境期出荷を主にしているため、季節風との戦いである。制約の多い国・県の事業ではなく、比較的導入が容易な町単独ハウス施設事業の必要性を痛感するのだが、どう考えているか。

3 果樹振興対策について

(1) 果樹栽培については、3.5ヘクタールの施設が導入されるなど、近年急激に面積の拡大がなされていることから、今後の果樹振興対策として専門技術員の養成が必要になっていると思うが、どう考えるか。

(2) 栽培農家全体への指針となる町単独の栽培・商品化基準の整備が必要だと思うが、どう考えるか。

以上、質問いたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おはようございます。

本日は、たくさんの町民の方々が傍聴においていただき、私どもが日頃やっている執行部の姿、そしてまた議会の方々の考え方を、つぶさに御覧いただけるということで大変うれしく思っております。今後とも、私ども執行部は、町民の意を受けて頑張りたいと思いますので、この議会を通して、特に一般質問を通して御理解いただきながら、今後の御指導をよろしくお願いしたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

それでは、早速ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず最初に、1の(1)と(2)については、関連しますので総体的な答弁をいたしましてから、後に具体的にお答えをさせていただきたいと思います。

さとうきび生産振興対策につきましては、まとめてお答えいたします。

さとうきびは、製糖会社の操業が始まって以来今年で48年になりますが、この間基幹作物として本町の経済を支えてまいりました。

昨年のさとうきび振興生産者大会においては、作付面積550ヘクタール、生産量3万5,000トンの達成をスローガンとして採択したところであります。現

在、他の作物との競合で作付面積が伸び悩んでいる状況にありますが、生産者が安心してさとうきびづくりに取り組むためには、ゆとりのある操業期間の確保が絶対必要条件あります。今後とも作付面積の確保、反収増に向け、生産者をはじめ、関係機関一体となって増産対策に取り組んでまいります。

具体的な方策につきましては、糖業振興会を核として各種増産対策事業を進めてまいります。

また、御質問にもありますように、年内の操業開始はほとんどのさとうきび生産者が望んでいることであり、これにより生産者の生産意欲も高まることは必然と思われます。

現在は、早期高糖で12月収穫にも適している品種も育成され、他の地域では年内操用品種として栽培されております。今後、早期高糖型品種の作付け計画を立てながら、生産者と関係機関が一体となって、さとうきびの増産と12月の操業開始実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2の(1)についてお答えします。

農家所得の向上と担い手農家の育成を図るために、少ない面積でも高収益が得られる施設園芸作物の振興を図ることは必要不可欠であります。

現在、本町においては、国・県の補助事業を活用して花き、果樹等のビニールハウスが導入されておりますが、事業導入には制約が多く、希望する農家はいるものの施設導入まで至らないケースが多いのが現状でございます。

また、今年11月に襲来した台風14号により、年内出荷予定の露地栽培のインゲンが壊滅状態とあり、出荷量が前年の3割程度の見込みとなるなど、施設栽培の必要性を実感しております。

このような導入要件の制約や厳しい自然条件に対応するため、町単独の補助事業を創設し、園芸施設導入希望農家がよりスムーズに事業導入できるよう一部助成を行い、安定生産のための施設を整備し農家所得の向上を図ってまいります。

次に、3の(1)についてお答えします。

現在、マンゴー等の栽培技術については、園芸振興協議会沖永良部支部からの要請により大島支庁の技術員をお願いして、沖永良部2町と本町で年4回の現地研修会を実施し、栽培技術の習得を行っております。

最近、沖永良部では果樹の栽培が盛んに行われており、本町でも栽培面積の拡大が図られているところであります。更なる栽培技術の普及には専門技術員の配置が必要不可欠であります。

今後、県に対し沖永良部事務所への専門技術員の常駐をお願いするとともに、本町においても、他地区での研修会や果樹試験場での研修会などに積極的に参加さ

せ、栽培技術の習得を図ってまいります。

最後に、3の(2)についてお答えします。

マンゴー等の栽培面積が拡大し生産量の増加が予測されることから、産地づくりを進める上でも栽培指針の整備や出荷基準の整備は必要不可欠であります。

現在、マンゴーの共同出荷基準については経済連が整備を進めておりますので、連携しながら整備を進めてまいります。

また、他の品目についても早急に整備を進めてまいります。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） 大変すばらしい回答をいただきまして、ありがとうございます。

もう少しあみ砕いて突っ込んだ質問をさせていただきたいと思いますが、さとうきびについては、今期は何とか目標をオーバーする見込みとなっているようですが、さとうきび増産プロジェクト会議というのがございますよね。その中に大変すばらしい文言で、さとうきびを是非守らなければいけないと書かれておりますので、ちょっと紹介したいと思います。「さとうきびは、本町の耕地面積の6割に当たる609ヘクタールで栽培されており、販売額でも27.5%を占める基幹作物である。また、経済への波及効果が約4倍であることを考えると、大体3.94ぐらいの波及効果がある。島の経済に与える影響は大きい。また、他作物との輪作作物としても重要な作物である」と位置づけられ、その推進が図られておりますが、プロジェクトの中では平成27年度までの生産計画がなされております。平成27年度に3万4,628トン、今、本町では長期目標として大体3万5,000トンを達成しようというスローガンで取り組んでおりますが、あと5年間は3万5,000トンを維持していくという方策は、先ほどもいろいろ関係機関と話をしながら進めていくとお答えになりましたが、今現在どういう方法でやろうとされているのか、大まかな骨格というものがあるはずですので、それをお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えいたします。

さとうきびの増産計画につきましては、本町の方では糖業振興会を中心としまして、いろいろな農家に対する、例えば堆肥の補助ですとか、基幹作業である管理作業の委託に対する一部助成などを考えております。具体的に、いつから幾ら補助するとはまだ決まっておりませんが、糖業振興会の予算の範囲内で農家に対して補助していくと考えております。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいま課長が応答したとおりであります、糖業振興会の予算については、その年々の天候によりある程度変更して補助をするという形をとっています。例えば、今年は非常に例年になく雨に、水に恵まれてたために、今まで水対策としてやったのを、今度は堆肥の土づくりの方に回すとかそういう方法をとっております。私どもは先ほどお答えしたとおり、550ヘクタール、いわゆる550町歩が作付面積の目標でありますが、できるだけ多く面積を増やし、そしてまた生産量を増やすことによって、それが年内の操業開始にもつながるんじゃないかと思って進めているところであります。

年内操業の件につきましては、今年は1月の5日からということですが、私ども町と農協さん、あるいは町民の方々、みんなで年内操業を希望して会社と折衝してきたわけでありますが、今年は3万4,100トンは大体確実にとれるだろうということで目標に置いているわけでありますが、今回、年内操業はできないかということでいろいろ協議をしたわけでありますが、今回は1月5日からしかできないということになったわけであります。次年度からは、9月に大体の年間の収穫量が推定できることから、来年の9月中には三者、いわゆる町・農協・会社の三者ですね、できるだけ年内操業ができるような対策を検討していきたいという確約をしてございます。以上です。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） はい、ありがとうございます。私もこれを出したのはですね、本心は年内操業を何とか実現していただきたいと。昔からこの年内操業についてはいろいろ議論がありました。私も担当しているときに、いつも年内操業をしてくれとずっと何十年来頼んできたのですが、やはりこれについては会社の方も考えてみると、はいそうですか、じゃあそうしましようとまでは言えないものですから、なかなか苦しいところもあると私も理解はしております。しかし、先ほどもありましたようにさとうきびというのは与論町では基幹作物であり、今現在では6億か7億円ですが、60年度当時は一番最高のときには13億円でしたよね。800町歩以上あったときの13億円の売上げがあったときには、大変与論町も潤っていたことがあります。しかし、6億、7億円に下がっても、県の指針では、先ほども言いましたように波及効果が約4倍ほどある。いろいろな職種に波及することから考えると、やはりさとうきびは、どうしても守り通していくなければならないいけない。また、国が作ってくださいよと言って、わざわざ2万円以上のお金を準備して作らせている作物は、甘しょ、でん粉、さとうきび、北海道のビートぐらいしかないです。そういう恵まれていることを考えると、やはり国も奄美大島、沖縄には、さとうきびはなくてはならないものという理解をされてやっていると思います。私どももそ

ういう理解でやっているのですが、いかんせん、農家が作らないことには、これはどうしようもありません。やはり農家が生産意欲が出る、農家が作りやすい、そういう条件整備をしないと、いくら「いい条件だから作ってください」と言っても、農家は生きていかなければいけない。あるいは、自分たち家族の労力を勘案して、農業の計画を立てるわけですから、無理があるときにはどうしても縮小せざるを得ないという状況で来ていると思うのです。年内操業については、いろいろなメリットがあると思います。年間に2、3,000トンぐらい圧搾するとしますと、例えば2,000トンで4,000万円のお金が年内に出ると、そのお金は正月に使えると。この現金収入は、農家にとっては大変有り難いことです。そしてまた、与論全体の経済にもすごく波及すると思います。島の各店々で現金で買物をして、正月用の品を買うことも家庭の奥さんの1つの楽しみでありましょうし、またそうすることによって、与論町全体の経済も大分潤ってくると考えますので、是非これは、町長にリーダーシップをとっていただいて、実現していただきたいと思います。しかし、一方的にやれやれということでも無理だろうと思います。そこで、今現在与論町が耕作しているさとうきびの品種、先ほどありましたように早熟品種を普及させていくということでですが、農林22号というのが入っております。この数字では約2%ほど植えられておりますが、8町歩ほど植えられています。この前、この農林22号をインターネットで調べてみたのですが、大変いいことが書いてあるのです。株出しにも強し、早熟かつ高糖であるということから、22号を育て普及していくことは、会社へのアピールにもつながるのじゃないかと思います。ただ、そのときに会社が、これからは年内操業を念頭においてやりますと明確な態度を示さなければ、農家も不安なのです。会社が年内操業しますよということであれば、農家もそれに応えていかなければいけない、いくべきだと思います。関係者も農家に対して説得しやすいと思いますので、あっちこっちでそういう条件を整備して、年内操業に向かっていただきたいと思います。是非これについては、来年から実現していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、園芸作物に対するハウス施設の町単独事業導入について質問したいと思いますが、先ほどの答弁でも、是非これはしていきたいとの答弁がありましたので安心しているのですが、今までのハウス事業ですと、大型化したいという若い農家がいても、国・県の事業を入れなければなかなかできないという制約があったのです。今の状況では、大体大型、大規模とまでは言えないのですが、ハウス施設を造って、インゲンなり花なりを作っている方々は大体大型化してきておりますので、国・県の制約のある施設については、あまり見向きもしないのではないか。そう考えると、もうちょっとほしいな、あと1棟ぐらい。20メートル、30メー

トルでもいいから、もう1棟ぐらい園芸の型名を変えたような、そういう栽培ができるハウスがほしいなというときには、国・県の事業というのは全く当てはまりませんので、町の財政が苦しい中であれもしてくれ、これもしてくれとは言いづらいのですが、農業、特に園芸に関しては内地の端境期、いわゆる内地が出せない時期に温暖な気候を利用すれば出せるというメリットの生かせる作物ですので。しかし、いかんせん季節風が強いという敵がございます。これは施設でないとなかなか対抗できない。今、TPPの問題が大きくクローズアップされてきている中で考えてみると、先ほども言いましたように、与論の農業は足腰の強い、そして高品質、高単価な作物の栽培を目指さなければ、これから先は難しいだろうなと思いますので、これを、是非来年度の計画に入れていきたい、やっていただきたいと思います。今、町単独で行っているトンネル助成がございますが、あれについては聞いてみると、確実に1町歩ずつ増えている。トンネルがいいというよりも、使い出がいいのは、やはりハウスだと思います。ハウスがないから仕方なしにトンネルでやっているのですが、ハウス希望の方もたくさんおられますので、是非これを実現していただきたいと思います。よろしくお願ひします。このことについて、ひと言また町長の方から。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、県や国の事業になりますと、それだけ基準が非常に厳しくなると。私どもの与論町のような小さな面積を対象にした基準が敷かれていらないという面で、農家の方々には非常に利用しづらいという点は確かにありますと、小回りの利くような方法となりますと、町単独での事業計画ということにしかならないのであります。したがいまして、今後はこのことを十分検討し進めてまいりたいと思っております。

なお、いろいろな面で与論の場合には、面積が小さいので、早期出荷により、高品質のものを出すためには環境整備をしないとできないということについては重々承知しておりますので、今後十分に対応してまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） ありがとうございます。町単独事業については、農協や経済連にも働きかけて、それ相応の助成を依頼しても私は罰は当たらないのではないかと思いますので、是非そのように実施していただきたいと思います。

続いて、果樹振興対策についてお伺いいたします。

先ほどもありましたが、本町は3.5ヘクタールほどの果樹ハウスが導入されております。近年急激に増えてきておりますが、農家については、何名かの方が熟知されて、栽培技術なり販売ルートなりを確立されて、それなりの収入を得ていらっ

しゃる方もおられます。私の聞く範囲では、ほとんどの方は導入はしたけれども、作ってはみたけれどもなかなか金にはならないという話がよく聞かれます。3.5ヘクタール、約4町歩近くの果樹ハウスが入っている以上、私は果樹を与論の1つの品目として育てなければ、これが後ずさりしてしまったらもったいないと思いますし、農家もがっかりします。また、私が思うには果樹は今町長が進めておられる観光推進の観点からも、観光と農業の一体化を進める上で大きな役割を果たすのではないかと思います。そういうことからすると、果樹は、これから大きく伸ばさなければいけない、発展させなければいけないと思います。

そこで、専門技術員を養成しなければいけないのではないかと思います。答弁書にも書いてありましたが、今、沖永良部と提携して年4回栽培講習会をやっておられます、やはり1つの作物として発展させるためには、常駐する、常時与論島におられて、与論の気候、風土、それから土壌、そういう温度の変化なりそういうのを全部熟知した技術員がいなければ、そこに発生する病害虫を瞬時のうちに、その日のうちに解決策を見いだして農家に教える、そして農家はそのとおり対応すると、そういう形の栽培をしないことには、これはもうなかなか1つの大きな品目としては伸びないと思います。今、畜産がこのように伸びたのは、私が記憶する中では25年前ぐらいから畜産を伸ばそうということで取り組んだときに、町の方で人工授精士を2人ですか、3人置いて、そこで一生懸命24時間態勢で、牛の増産や品種改良をしていただいたというのを覚えております。そういう努力が実って現在の10億円近くの販売品目になったと私は思います。また、野菜もしきり花もしかりです。やはり地元にそういう技術員がおって、農家と密接な関係をつくって、つくり上げていく産業ではないかなと私は思いますので、是非果樹専門技術員を養成していただきたい。鹿児島から試験場から呼んで、1年か2年か置くのではなくて、地元の人間が栽培技術員となって、長年にわたってここで仕事をするというシステムをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりであります、ほかの地域と比べて、この花卉の振興の影響というのは、与論町にとって非常に大きな影響があると。特に観光については、昭和53年、54年と、与論の観光は15万人を超えてピークになったわけでありますが、それを反省してみると、一番大きな問題が、そういったような観光・農業が全くなかったということが一番大きな原因ではないかと。観光の一番は、食なんです。観光といいますと、すぐ見るのが一番だと思いますけれど、そうではなくて調査をしてみると、食が観光の一番の大きな要素になっている。それが欠けていたことに、与論観光の衰退の大きな原因があったのではない

かと思っております。そういう点からしても、果樹栽培による効果というのは、非常に大きなものがあるということは十分承知しております。そういう面で今後その対応を十分にやっていきたいと。

おっしゃるとおり、ただいま徳之島にしかその技術員がいないと。それを今度は沖永良部の方までお願いして、その次には与論にというような形で相当な期間できたとしても、非常に長い期間が必要であるということからしても、地元の興味のある方々に学んでいただいて、できるだけ早く対応していくということ。そしてまた、現在やっている果樹の種類についても、周りがやったのを後から追っかけるのではなくて、先に進むようなことも考えていく必要があるのではないかということを、今内輪ではその方法はどうしたらいいかということで検討しているわけありますが、今後大いにその点に力を入れていきたいと思っております。

それと今度、緑の分権改革推進事業として、これは堆肥にも関係あるわけですが、果樹栽培にも非常に大きな影響がある、雑草とかいろいろな雑木をきれいに粉碎して再利用するという形で、果樹園の下に雑草が生えないようにするだけでも大きな効果が出るのではないかと期待しております。それを今回導入しようということで、今準備を進めているところです。頑張りたいと思います。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） はい、ありがとうございます。この専門技術員の養成については、役場職員の履歴書を見れば、私が知っている範囲では、すばらしい職員がたくさんいます。それに向いた専門的な知識を持っている方もたくさんいます。そういう方々を適材適所に置いて、役場ですから5年に1回ぐらいは異動があると思います。そうすると、その方と一緒にやっていた方が、それを継いで、ほかにもまたそういう素質のある方が継いでいって、その方が勉強して一人前になると技術員は2人になります。それが、また5年後に新しくそういう方々が一緒におられながら、別の仕事をされながらそういう方々に教えていく、そうなりますと3人になります。そしたらもう十何年間に1回ぐらいは、私がこういうことを言ったら失礼ですので、そういうこともできるのではないかなど。というよりも、新しく外から受け入れるのではなくて、今いる人材を活用して、あまりお金のかからないように育成をしていくというのも大きな手ではないかなと。特に、地元の人がやらないと意味がないということです。私には経験があるんですけれども、鹿児島の試験場の偉い先生が来られて、私どもによく勉強会をやっていただいたんですけれども昔。百聞いたうちの役に立つのは2つか3つぐらいです。ほとんど役に立ちませんでした。というのは、まず気候条件が全然違うのと、そこで発生する病害虫が全く違うということ、薬の効き方も全く違うということで、こっちは聞きながら、それをベース

にしながら一から勉強してやっていくという経過がありますので、ここで常駐してずっとやっていただけの専門技術員を育てていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、栽培商品化基準の指針表作成について伺っていきたいと思いますが、現在、果樹振興会というのがございます。その中で栽培指針というのは作られていますか。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） まだ整備されていないと思います。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） 栽培指針というのは、考えてみると非常に大事なものです。最初に作るときは大変苦労します。与論の栽培に合った指針を作ろうとすれば、5年ぐらいはかかると思います。私どもが経験した中では、確実なものをつくるのに5年ぐらいかかります。そうすると、それを一旦作っていくと、次に新しく農業に挑戦する方は、その栽培指針を見るだけで大体大まかなことが分かります。そうすると、こういう言い方をすれば大変語弊がありますけれども、指導員がそこにいなくとも栽培指針を見れば大体分かるという、栽培指針をつくっておくべきだと思います。これから果樹を振興する上においては、技術員も緊急に必要なのですが、栽培指針も大変必要になります。また、今マンゴー、アテモヤなどを作っていますが、マンゴーについては、これは三大美果、要するに世界の三つあるおいしい果実の一つといわれています。マンゴー、チャリモヤ、マンゴスチン、この3つの中の1つに入っています。マンゴーは北海道まで作られています、沖縄から北海道まで、日本全国で作られています。そうなると、いつかは飽和状態となる可能性がある。そうしたときには、地元の栽培指針を確立して、指導員がおって、飽和状態になったときには、今度は品質の競争、又は新しい品種を開発する競争になってきますので、今のうちからこれは整備しておく必要があると思います。その点について、ひとと言。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点は、例えばマンゴー1つとっても、今いろいろな種類を各方々が試験的に植えてやっているのですが、マンゴーだけではなく、先ほど申し上げましたとおり、違った品質を、今非常に栽培技術が進化しておりますので、出たものは10年もたつと全国で全部栽培されるというような形になりますので、人々を読んだ形の進め方をしていかないと生き残れないという考え方をしております。その点は十分に気をつけて、今後進めてまいりたいと思っております。

それともう1つは、作っている間にそれを継続していくには、販売網がしっかり

していないとやっていけない、経済的に財政的に成り立っていないという面もありますし、光を導入した一番大きな原因は、島の産物をいかにして早急に産地から消費者に直結で送れるかに非常に大きな力になるという思いがあったわけです。それを今後、各農家の方が十分に活用できるよう指導していくのもまた大きな力になっていくのではないかと思って、その辺にもまた力を入れていきたいと考えております。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） ありがとうございます。近い将来は、世界の三大美果といわれるマンゴー、チャリモヤ、マンゴスチンの栽培技術を導入して作っていきたいなと。作っていかなければいけない時代になるのではないかと思います。

ちょっと農業から話が脱線するんですけれども、観光と農業の一体化ということで私はいつも考えるんですが、「サンゴと花とフルーツの島、トロピカルアイランド」ということで、施設の要らない果物といえば、バナナとグアバ、ドラゴンフルーツ等ございますが、そういうのを各家庭に植えていただいて、与論に来ればいつでも果物が食べられる、そして花は咲き乱れている、そういう島づくりも1つの案ではないかなと、私は常々思うのですけれども。そういうことも考えますと、今言った2つのことは、是非早急に対応していただきたいと思います。

20年ほど前ですか、与論にはミカンが各家庭にたくさんなっていたんですけど、今はほとんどないです、ちょっとさびしい限りですけれども。こういう気候のいい温暖な条件を生かした観光地づくり、島づくりとなると、花もそうですし、サンゴもそうですけれど、フルーツの島というのも1つの案ではないかなと思います。これは私1人の考えでしたけれども。

今まで言いましたことについて、どうか農業は今からもう難しい時代に入ってきたおりでありますので、是非与論の農業は何が必要なのかということをよく検討して考えていただいて、即座に対応していただくようお願いし、町長のコメントをいただいて、私の質問を終わります。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまTPPの問題が出たのですが、国の方針として今の政権と党の考え方からいきますと、非常に私どもとしては危機を感じているところであります。そういう点からいきましても、まず1つには、そういう方向に向かっていったときにどうするかという対応を考えないといかんと、これが今後の与論の農業にとって一番大きな問題。簡単に申し上げますと、きびに代わるものには何があるかというのを早急に考えていかなければならないのではないかと。先日もいろいろな、きびが砂糖、紙資源になるわけですが、ほかのものについてもまたいろいろ

いろいろの原料とか、いろいろな殺虫剤の原料とかいろいろな面があるわけでありまして、先日東京に出張したときに、その方にお会いしていろいろ御指導いただいてきたのですけれども。何があるかを今から模索する必要があるのではないかと思っております。今後とも農業については、今1次産業というのは、それがあつて初めて地域が成り立つということありますので、十分に検討しながら進めていきたいと思っております。

議長（町田末吉君） 以上で、2番、林隆寿君の一般質問は終わりました。御苦労さんでした。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

5番（喜山康三君） おはようございます。

一般質問の通告書にのっとって進めたいと思います。質問項目が多いですので、答弁は、簡潔に、要領よくお願ひします。

1 町税・未収金の徴収率向上対策及び財源の確保対策について

- (1) 町税及び未収金の徴収率の向上を図るためにには、開かれた町政を推進する上からも情報公開を積極的に進める必要があるが、どう考えているか。
- (2) 少子高齢化が進み、財政需要は更に増えているが、未収金項目は何項目で、その総額は幾らか。また、どのような徴税対策及び財源確保対策を講じているか。
- (3) 滞納者対策として、新たな対策と行政サービスを制限する措置を盛り込んだ条例を制定する必要があると考えるが、町長はどのように考えているか。

2 観光振興対策について

- (1) 観光ルネサンス計画の策定に関する調査研究が行われているが、策定に向け町長は基本的にどのように考えているか。
- (2) 南町政誕生以来、観光振興について明確な政策・戦略が示されていないが、その理由をどう考えているか。

3 こころの健康づくり対策について

- (1) 本町における心の健康づくり面の現状は、予断を許さない状況で、極めて憂慮すべき現状にあると考えるが、町長はどのように認識しているか。
- (2) 噫緊の課題なので、本町の医療機関に精神科の診療科目を設置して医師を常勤させる考えはないか。

4 出産支援対策について

- (1) 商工業者は厳しい経営環境にあるが、経済の活性化及び出産支援のため、出産支援金を増額し、その増額分を町内で使う商品券として発行する考えはないか。

以上について、質問したいと思います。お願いいいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ただいま議員の方から、質問の回答については簡単明瞭にということあります
が、質問の内容に応じて、できるだけ簡単明瞭にお答えしたいと思います。質問が
大きな全般的な質問をされると、それだけ長くなるのは当然でありますし、簡単に
は答えられないという点もございます。その点は御了解をいただきたいと思いま
す。

まず、1の(1)について申し上げます。

本町における町税の徴収率は、極めて厳しい現状にあることから、平成20年度
から県の「徴収対策を強化する必要があると認められる徴収確保対策団体」の指定
を受け、多方面から指導を受けております。また、地方交付税のヒアリングにおい
ては、毎年徴収率の改善についての指摘を受けており、対応に苦慮しているところ
であります。このことから、与論町未収金徴収対策本部会議等において鋭意検討を
重ね、平成21年10月1日付で与論町収納対策室を設置し、室長を配置して、
徴収率の改善に努めています。

御指摘の滞納者等の情報公開については、現時点では地方公務員法、地方税法等
で規制されているため、個人の情報公開がどこまで出来るか不透明なところがある
ことから、関係機関の指導も受けながら鋭意検討していきたいと考えております。

次に、1の(2)についてお答えします。

未収金額は20項目、2億4,834万2,000円でございます。主なものは、
町税1億905万9,000円、このうち固定資産税の方は約1億円でございます。
国民健康保険税5,566万2,000円、家畜導入事業2,877万4,000円、農林水産業費分担金1,089万9,000円、水道料金1,020万3,000円、農業集落排水事業632万3,000円でございます。町税・国民健康保険税
に関しましては、税の負担の公平を図ることから、収納対策室を司令塔に未収金対
策本部及び県職員の併任相互税務職員の積極的な活用等徴収体制の充実を図ること
により、滞納町税等の徴収、納税意識の高揚などに努め、財政健全化・自主財源確
保に取り組んでいく所存であります。

次に、1の(3)についてお答えいたします。

町税等は、町民の福祉向上を目的に町が行う様々な行政サービスの基本的な財源
となっております。日本国憲法は「納税を国民の義務」とし、地方自治法において
は、「町民は行政サービス等を等しく受ける権利を保障されるとともに、その費用
を負担しなければならない」と町民の「権利と義務」を規定しております。こうし

た町民の権利と義務の関係からも、町税等を滞納することは、滞納期限内納税に努めている多くの納税者に対して不利益や不公平感を与えることはお察しのとおりであります。このことから、納税について不誠実で特別な理由もなく滞納している方々については、行政サービスを制限することで滞納を防止し、納税を促進することが徴収に対する町民の信頼を確保することにつながると思われます。

御指摘の徴収率向上の一助となる条例制定につきましては、憲法が保障する生存権、教育を受ける権利、その他住民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される消防、衛生、災害、戸籍管理等も含まれることから、慎重を期する必要があると思われますが、誠に有り難い御提言であり、鋭意検討してまいりたいと思っております。

次に、2の(1)についてお答えします。

これまで与論町の観光施策は、ヨロンパナウル王国の建国からギリシャ・ミコノス市との交流事業、カタカナ表記による外国風のイメージとしての「ヨロン島」など、様々な方策を講じ島内外のPR及び誘客活動に努めてまいりました。

本調査研究事業は、これまでの施策を踏まえながら、現在与論観光が低迷している状況を客観的に分析し、低迷する背景を洗い出し、戦略的施策の検討素材を作り上げる事業であります。それを基に将来ビジョンを明確化し、その実行のために官民の役割分担や年次計画・予算配分等を長期計画の中に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、2の(2)についてお答えします。

御承知のとおり、本町の観光は日本の最南端の島という位置づけから、南の島の「豊かな美しい自然と素朴な島民性」のイメージから、沸き起こった典型的なブーム型観光でしたが、沖縄県の祖国復帰に伴い商品イメージの低下や、急激な円高、国内景気の長期的な低迷、更には度重なるオイル料金の高騰等多くの要因が重なり、現在に至っていると考えております。

そこで、町政を担うに当たり、観光浮揚策といたしまして、次のことを重点施策に掲げ、年次的に推進してまいりました。

観光拠点づくりの推進、島独特の観光地づくりの推進、インターネットを活用した誘客対策、交通基盤の充実・整備等が主なものであります。その成果として、島の民俗文化や各種ツーリズム事業の窓口一本化と一層の着地、いわゆる滞在でございますが、体験型観光の推進拠点として「ゆんぬ体験館」の着工や島の自然・資源を活用するためのメニューの開発・充実に取り組んでいるところでございます。さらに、かねてから懸案事項でありました空港の出発ロビーが極度に狭かつたため、乗り継ぎ便に支障を来ておりましたが、この度ロビーの拡張や付帯施設

のリニューアルが図られたことにより、問題の解決並びに島の表玄関としての一層のイメージアップが図れると考えております。

また、昨年度導入した地域情報通信技術活用推進事業（ＩＣＴ事業）を今年7月中旬から運用開始し、12月初旬までのアクセス数は総計で42万件を超え、一月当たり平均約13万余件となっております。旅行形態が旅行会社、いわゆるエージェントでございますけれど、旅行会社主導からインターネットで自由に目的地の選択や予約が可能な時代へと変革する中で、各種マスコミ・メディア等の掘り起こしや利活用、並びに観光関連ホームページの充実化を図り、個人のニーズに即した情報発信に努め、誘客につなげ反映していくよう努力してまいります。

次に、3の(1)についてお答えします。

現代のいわゆるストレス社会の中で、複雑で困難な人間関係に起因する心の病い、精神疾患の患者数が全国的に増えているといわれております。例えば厚生労働省の公表データによりますと、うつ病等による我が国の自殺者数は、平成10年以来昨年まで12年連続で3万人を超える深刻な事態となっており、先進国の中で最も自殺率が高いとされています。一方、本町におきましても、年平均でおおむね1名～2名の方が自ら命を絶っている実態がございます。このような情勢を背景に、本町におきましては、平成17年に関係機関・団体で構成するネットワーク組織「こころの健康づくり推進連絡会」が発足をしたのを始め、これまで徳之島保健所等との連携による講演会・研修会の開催、医者や保健師等による相談支援の実施、当事者及び家族会の支援事業などを実施してきているところであります。こころの健康づくりを核にした精神保健福祉施策及び医療体制等の充実は、本町にとって重要な行政課題の一つであり、今後とも必要なマンパワーの確保や事業・施策等の拡充に取り組んでまいる所存です。

次に、3の(2)についてお答えします。

精神科関係の診療体制につきましては、御指摘のように町内の医療機関には常勤の医師がいないため、与論徳洲会病院による毎月2～3回程度の専門外来の実施、並びに徳之島病院等の医師による年4回ほどの巡回相談などで対応している現状であります。

御提案の医師の常勤につきましては、町内の医療機関が民間施設であることから、直ちに実現ということでは難しい面があろうかと考えますが、町行政としての積極的な働きかけを行いながら、当面は専門外来による診療及び巡回相談等の頻度並びに各種施策の内容充実を図ることで、町民のニーズにこたえてまいりたいと存じます。

次に、4の(1)についてお答えします。

御質問の出産支援金につきましては、未来を担う子どもたちの成長を支援する町独自の制度として、平成17年度から始ましたものであります。

生まれた子ども1人に対し、現在は5万円を支給しておりますが、来年度から新たに始まる第5次総合振興計画の中でも、少子化対策は重要なテーマの1つと位置づけており、支援金の拡充あるいは新生児の数に応じて増額する出産祝い金の支給など、子育て支援に係る新たな施策を盛り込むこととしております。

この支援金の増額分を商品券に換えたらとの御提案につきましては、事業効果や公平性等の観点から幾つかの課題や問題があろうかと考えますので、商工業の新たな浮揚策も含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 質問の前に議長の許可を得たいのですが、私の質問資料を傍聴席の皆さんにお渡ししてよろしいか、参考資料としてお渡ししたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（町田末吉君） どうぞ。

5番（喜山康三君） では、質問に入ります。

町税や未収金の徴収率対策については、以前から御担当の方はもちろん、町長も大変御苦労されているとは思います。質問の前に、一昨日、振興計画や過疎地域自立促進計画など、今後の町政において最も重要なことについて特別委員会で審議したわけですが、その場に町長は出張ということでいらっしゃらなかつたのですが、こういう重要な会合には是非開会中でもありますので、できるだけ出席していただきますよう、お願ひしておきます。

それから、私の最初の資料の中に、10年後と20年後の人口推計についての資料を入れてありますが、今後いろいろな行政施策や政策を進める上で人口減になると、それを大前提にして施策とか政策、投資的なこともする必要があるのではないかと、この辺をいつも根底に置いて政策を進めてほしいと。

突然ではありますが、水道課長にひと言ちょっとお聞きしたいのですが、10年後の水道料の使用料は大体どのくらいになるか予想されていますか、ひと言。

議長（町田末吉君） 水道課長。

水道課長（池田直也君） お答えいたします。

昨年で、1億8,000万円ぐらいの歳入があります。今年は今のところ、延べ600万円ぐらいの減でございます。このまま人口が減りますと、来年が予定では1億5,000万円ちょっと。20年後の資料がありますけれど、別にまだ実際に決まったわけではないのですが、概略で3,600人ぐらいになると、1億円ぐらいの売上げがあると思います。

付け加えて島の人口プラス観光客が、夏来るか来ないかによって売上げが相当変わりますので、流動人口、交流人口というのを併せて考慮方をお願いいたします。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 水道料を見ても、約半分近く落ちる。

そしたら、今度また環境課の方だと思いますが、ごみの焼却量も相当激減するのではないかと。いろいろ公共設備の更新時期にもかかって、その設備投資の在り方についても、すべて根幹からやり直さなくてはいけないのではないかと、その中においての振興計画ですので、かなり重要な問題をはらんでいると思うのです。それで、町長にお願いしたいのは、この計画においては、相当な論議も必要だと。その中においては政策を進める上でも重要ですので、是非厳しく吟味し検討をお願いしておきます。

町税も同じように、人口が減った場合に今後どうなるかということと、今一番町民からいわれているのは、税金を払っていないとか、いわゆる社会的に発言権のある方とか、そういう団体の代表だとかそういう方々が、いろいろな公共サービスの滞納が多いのではないか、あるのではないか、そういう指摘が聞こえてくるのです、もちろん実態は分かりません。私が手元に届けた資料の中に、私の提案ですが、町長よろしいですか。私が勝手に名前を付けて、「与論町行政サービス条例」としましたが、この中で私が一番言いたいのは、町長とか議員に立候補する人は、5年以上税金を滞納した人は、立候補はやめてもらいたい、辞退してもらいたい。そして、もちろん憲法上、法律上それはできませんけれど、町の選挙公報の中に、この方は税金は滞納していませんという文言を入れて町民に配布すると。税金を払っていませんということは人権侵害になりますから、この人は滞納していませんと、それについての表記ぐらいはいいのではないかと。そういうことも考えて、特にいわゆる公職選挙法で選ばれる方々は、厳格なそういうものを私は求めてもいいのではないかと。それと、例えば与論町が補助金とか支援金とかいろいろな、お金を出しています。そういう個人も団体も、こういうものを滞納している方は基本的にサービスは受けられないと、そういう条例をきちっと付けて、モラルハザードが起きない、真面目に一生懸命納税して社会コストを払っている方に対しては、それだけに行政側もきちんと支援しましょうよと、私はそういう、徹底した厳しいそれだけのものをもっていてもいいのではないかと。そういう意味で、いわゆるサービス制限の意味でのこういう条例を日本全国これだけ選挙関係にも厳しく言っているのは、日本全国に私が調べた範囲内ではないのです。県の地域振興の方にも問い合わせをして、猿渡課長を通して調べました。また、インターネットでも調べました

が、ないのです。やはり公職に就く者、あるいは社会的発言力を付託された者、いわゆる自治公民館長とか、農業委員とかそういう方々のすべては、身辺のきちっとした方々が選ばれる、そういう社会が本来の在り方ではないかと。そのために、こういう条例を是非作っていただきたい。これは早急にやっていただきたい。町長これをお願いしますが、これについてどうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 本当に、基本的には議員がおっしゃるとおりであります、ただ私どもとして一番問題になるのが、ゆとりがあるのに怠慢といいますか、払われない方と、本当にゆとりがなくて払えない方とのその境目等の判断というのが非常に難しいところが1つあるわけです。ただ、昨年からどしどし差押えをさせていただいております。私どもの判断でしかできないわけでありますが、念には念を入れて調査をした結果、実際に対策室を中心として差押えを実行しておりますし、また今後、その対策を徐々に1つずつ進めていきたいと、町民の理解を得ながら1つずつ、一度期にどかっとということではなく、1つずつ進めていくということで、その準備を今年の4月に恐らくいろいろ県や関係機関にお願いをして、そのきちっとした体制づくりを今準備しているところでありますが、更に一步進んだ対策がとれるようにということで準備をしているところです。少しずつ進めてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私がこの条例について町長にお願いしているのは、いわゆるお金をとる方法をやれということではないのです。お金をとるために強制的なとか、差押えするとか、ないやつからとれとかではなくて。税金を払えない者には、行政サービスは行いませんよと。そして、基本的なこういうものをしない人は、公的な立場に立てるようなそういう地位には立てませんよということの条例です。お金をとるための条例ではないですので、その点は誤解がないように。

それから、ここに情報公開のことを書いたら、滞納者の情報公開という、ちょっと訳の分からぬ答弁書なんだけれど、何も滞納者のことを、情報公開しなさいとは言ってないので。これは、いわゆる補助金とか支援金とか町のそういうサービスというのが、どういうお金があって、どういう方々に、内容についてきちっと公開して、そうすることによって税金もちゃんと払っていないのに、ちゃんとあの人は補助金受けてやっているなとか、芋の種子をもらっているなとかね、さとうきびの補助金もらっているなとか、いろいろあります。そういうものは一切排除しようと、そういう意味ですので、その点、誤解がないように。私が言う情報公開はそうですので、その辺はひとつ御理解ください。

それから、特に公務員とか、いわゆる公的な立場にある方々のモラル、この辺についてももう少し厳格にする必要があるのではないかと。これを町長に、以前から酒飲みのこともあります、言っていますが、その辺をきちっと進めていただくと、職員の指導もお願いしておきます。

それから、財源対策ですが、本来賦課できるのに、あえてお金をとっていないということが今までありましたですね。町長、分かりますか、分かりません。これは保険税です。健康保険税が、いわゆる畜産農家に対してきちんと徴収されていなかつたですね、以前は。これは町長にお聞きしますけれど、私も1回町長に申し上げたことがあります、やはりちゃんと払うべきものは、いただくものはいただくと。そのため行政がきちんとルールを守ってやらないと、この辺にモラルハザードが起きているんだと。

それと、建設課長にお聞きしますけれど、茶花漁港の管理費について、これは茶花漁港管理条例があります。この管理条例では、船舶の港湾使用料みたいな、いわゆる停泊料みたいな料金が徴収できるようになっていますが、それはどうなっていますか。簡単でいいですから、取っていませんか。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 現在のところ、漁港に関しましては、漁港の管理条例というのがございます。そして、その船の大きさによりまして、船舶のトン数等によりまして、年幾らというのが規定されておりますが、現在漁船等の、それから遊漁船等、そういうものに対しては、現在徴収されておりません。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私は、何もお金をとれ、やれという意味ではないのですが、やはり今から公共サービスを受けるなら、その対価を払いましょうよと。ギブ・アンド・テイクのシステムを作っていくかないと、行政サービスのやりっ放しで、受益者はやりたい放題というところが非常に、いわゆる馴れ合い社会ですから、それが多分にあるのです。例えば漁港の電気のコインがありますが、あれ今壊れていて使えない状態ではないかと思うのですが、そういう電気料とか施設管理費だって、すべて町から出しているわけです。だったら、この漁港管理を例えば漁港に委託して、一定の形で漁港の収益も上げさせながら、またそれに見合う形で受益者へのサービスを提供するとか、その辺についていろいろもう一回洗い出して検討する必要があるのではないか。その辺については、町長いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） それもおっしゃるとおりであります、これを管理している機関といつても、ある程度皆さんの税金で行っているわけでありますので、今後その

チェックを改めて検討させていただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） こういう不景気の中で、新たな負担を求めるというのも行政側の担当者にすれば大変御苦労だと思うのですが、やはりそれを町がやるのではなくて、各団体とか、いわゆるそういう委託するとか、そういう形でもっと負担と受益の関係というものを、確立する必要があるのではないかと、今後、財政上からもそれが必要ではないかと、そのことについて強く要望しておきます。

続いて、観光ビジョンについてお聞きしますが、2項目に入りますが、ルネサンス計画が行われてありますが、その中で、町長、最もその中で町長がこの会合の中で要望されたというか、要求されたことはどういうことですか、この策定に当たって。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 観光だけの問題ではなくて、総体的に申し上げますと、これは私一人でできる問題でもないし、また行政だけでできる問題でもない。全町民を挙げてしか初めて実行できないということから、まず町民の方々が理解できるような内容を、大体でいいからダイジェスト版を、非常に分かりやすく作っていただきたいということを、まず第一にお願いをいたしました。そして、立てた計画が実行できなければこれはもうどうにもならないと、経費の無駄遣いにしかならないということになりますので、できるだけ実行できるものを前提にした形でやっていただきたいと。

それともう1つは、前の第4次総合振興計画というのは、外から見た目をある程度重視した形で作っていただきたいという思いがありまして、そのような体制でやったわけです。それを踏まえた上で、今回第5次振興計画については、地元を中心になった形で実際に実践できるものを中心とした形で作っていただきたいということをお願いしたわけであります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） いつもいろいろな計画書というのが出てくるのですが、計画書が出てきて、それがどう実践されて、一昨日、その振興計画の中で総務課長から非常にすばらしい答弁とか御意見を伺ったのですが、私が町長に今一番お尋ねしたいのは、先ほども林議員への答弁の中で食のことを申し上げておりましたが、そういう個々の問題ではなくて、では、翻って与論にあれだけ15万人近くの観光客が来た理由は、何も与論においしいものがあったわけじゃないです。ということは、先ほど町長がおっしゃった食について、もっと真剣に取り組めば、観光客が増えるとか、観光客に貢献するとか、もちろんそれはしますけれど、それは決定打ではない

と思うのです、あくまでも 1 つの要素であって。私が申し上げたいのは、今までなぜこの与論島に不便でお金がかかって、大したおいしいものもそんなにないと、はっきり言いまして。なぜあれだけ客が来て、喜んで帰ってくれたのか、その意味を検証されたかということなのです。だから、検証なくして計画はないです。その検証ということは、逆に与論島のどこが良かったのか、そして、ある意味どこが悪かったかの検証にもなると思いますので、その良かった点が失われているのではないかと。その良かった点は何だったのかということを、観光課長と町長にはお聞きしたいのは、そこなんです。どうぞ。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私どもは今、昭和 53 年、54 年の 15 万人が過ぎて急激な下降線できた観光の原因というのが、どういうのが一番大きい起因をしているかということをずっと考え続け、歴代の町長さんも皆それを考えてこられたのではないかと思うわけです。まず私どもとしては、その原因は、迎える心が、私どもの受入れ心が非常に変わってきていると、これが一番大きな原因ではないかということで、その心の掘り起こしというのを今一生懸命やるべきではないかということで今やっているわけです。ただ、ひとつ具体的にどうかということになれば、与論の観光はブームだったのです、ブームというのは原因がないのです。あっという間に訳が分からぬのにみんな集まって、訳が分からないのに引いていくというのがブームだと思うのです。どこの観光地も、やはりそれは北の方でもそれは起こっているわけです。ですから、それは 1 つずつこれが大きい原因だというものは、なかなか示せないのではないか。全部が時代の流れがそういうことにしか、ひと言でいえば、そうしかならないと。しかしながら、それで私どもは済ますわけにはいかないと。1 つずつ検証していくって、やっとといいますか、私どもとしては今迎える心をもう一回やる、思い直す必要があるのではないかということで、宿泊の形態も形を変えようということで今それを進めているところです。

議長（町田末吉君） 5 番。

5 番（喜山康三君） 町長は予算を使って政策を立てる立場にあるわけです、その方が、原因は人の心が変わっているとか、ブームであったとかって言われたら、身も蓋もないのです。観光客が、その時代によって減少していくことは、それは致し方ないので、それは仕方のないことで避けられないところもあると思うのです。けれど、一体与論島がこれだけ客が来たのは何かということを具体的にきちんと検証して初めて、それにどういう予算を投じて何を作っていくかということです。これは私の考えですが、私は、与論にいらした観光客が今まであれだけ増えて喜んで帰ったというのは、基本的には、もちろん町長がおっしゃるように迎える人の心も当然

です。それとともに、この恵まれた海という自然、海浜という自然、そしてその海があるだけではなくて、その海をできるだけたくさんの観光客に、いわゆるプレゼンテーションができていたということです。海水浴に連れて行ったりピシグンに連れて行ったり、あるいは釣りに連れて行ったり、いわゆるこのリーフの中、与論周辺の海が1つの大きな観光推進のステージだったわけです。私は、このステージである海と海浜は与論の観光の要で、これが根幹であると思います。そういう考え方で、こう言えば何ですけれど、百合ヶ浜港の反対運動もしました。瀬良海岸の防波堤についても、もっと見直してくれと。将来にわたって、この海と海浜は様々な意味で観光資源の根幹をなすから、それをいかにプレゼンテーションできやすいような形とか保全をしていくか、それが政策に生かされていないから私も歯がゆい思いをしているんですが、それを町長は与論の観光に対してどういう考えでいらっしゃるか分かりませんけれどですね。今、百合ヶ浜のグラスボートも、ほとんど65歳から70歳近くの方々がされていて、あと5年もすると、やる人がいなくなるのではないか。いわゆる宿泊業者はおっても、いらしたときに、遊ばせてあげる、プレゼンテーションする施設や方々がいなくなることが一番危険なのですよ、私はそう思っているのです。その辺について、もっと吟味して、それで何ができるかと、行政は何ができるかということにもっと取り組んでいただけたらと思うのですが、その点についてはいかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今、議員がおっしゃったことは、もちろん確かにそのとおりでありますて、私が申し上げたのは、それは必要ではないということを言ったわけではないので、ただ基本的なものがどうかということでお答えしたわけです。

確かに自然を、これをとったら与論は何もなくなるわけです。ですから、今確かにできている浜ごとの船揚げ場とかをいろいろと1箇所に整備をして、あっちこっちに造らないで1つにまとめようということも、今徐々にやっているわけであります。海浜についても、まずは私どもとしては、確かにおっしゃるとおり木だけを植えておけば、その海浜が守られればそれでいいわけですが、ある程度の手を加えないとい、台風の常襲時にはそれを防ぎ初めて木も生えてくるわけで、ある程度はやらないといけない。ただ昔のように波返しをつけて、荒廃するようなやり方だけは避けたいということで最小限にやっているわけで、もちろんおっしゃるとおり自然をなくしたら与論の観光は何もない。それをいかに利用するかという方法がまた問題になるわけでありますが、今のところは、リーフの内側をいかに利用するかということで、教育委員会を通じてボートなんかを入れて、それを民宿の方々に自由に使っていただくような方法を今とっています。補助がいただける形で、ある程度の

そういうものをやってから、観光客にも利用していただくというふうな方向で今後も進めてまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 先般9月の24日と26日に伊江島の民泊視察研修があったようですが、それに主婦の方8人、男性の方1人が参加されていて、出張報告書等を読ませていただきましたが、なかなか真剣にいろいろと考えていらっしゃいますけれど、その中で今、民泊業についての補助とか支援についても検討されているようですが、ひと言に民泊、民泊と言っても資料の中にも入れましたが、やはりいざやるとなったら、様々な経営リスクがありますよね、事故とか食中毒の問題とか。そういうリスクで、私はやめる人も、一步踏み出せない方の方が多いのではないかと思うのですよ、やってはみたいけれど。その辺について、いわゆるリスク回避について、行政側としてどう支援するか。だから、食中毒とか、ここに書きましたけれど、賠償とか経営リスクについて。それから施設における賠償責任、旅館賠償保険、それから宿の主人が、例えば浜にお客さんを案内して、ちょっと何かミスってもないのに溺れたときにね、「宿のおやじが、あんたがちゃんと見てなかつたから溺れたじゃないか」という可能性がなきにしもあらずなわけです。そういう場合の旅館管理者賠償というのが、これはちょっと前に東京海上のあれで調べたのですが、一昨日代理店の方で調べましたが、こういう様々な保険とかあります、その対策についても、いわゆる行政指導はどうなっているかと。

それから、次に言うのは、資料の3番にあるのが、様々な利益の共同体制確立への対策をしていただきたい。食材の共同確保とか、例えば簡単に一番手っ取り早いのは、パパイヤ漬けだと思うのです。それを大量に共同で一気に作り上げると、そういう今の特産振興センターを利用して、民宿業者の方々がそういうものを作ると。それだけの支援をするような冷蔵設備だとか発酵施設をちょっと造ればいいですから、その辺についても、いわゆる今町長がおっしゃいました、民宿の方々の時間と労力、エネルギー、その辺を軽減させて、それでフローした分をお客さんへのサービスに向けると。そのためにも、旅館経営者の方々の省力化を行政でどこまでお手伝いできるかということも政策の主な考えではないですかと。その辺について、観光課長も考えていただきたいと。観光課長、簡単でいいですから、ひと言どうですか。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） 今おっしゃったことについて、我々の方も考えているわけですが、どうしても島の観光を考えた場合に、私どもが持っておりますデータでリピーターというのは、本当に1割ぐらいしかございません。そういう中でい

かにお客さんを大事におもてなしをするかということで、今取り組んでいるわけですが、今そういう経営者も大分高齢化されておりますので、隨時若手の後継者の育成とかも含めて考えていく必要があるのではないかなと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） だから、後継者の育成も、旅館という既存業者は、だんだん廃業していくと。その中で民泊業者で底上げして、島内の収容人口を上げると。それはいろいろな方策はあるのです。いずれにしても、経営者が、町長も経営者の一人ですよね。だから、経営者がもつ悩み、苦しみというのが湧くと思うのです。その辺を行政側でシステム化して、きちっとした制度化をして、それで支援策を作ることによって、ある程度志す方々が参入しやすいような、いわゆる環境づくりのために、そういう政策も考えてほしいと。パンフレットを作ったり、インターネットでああだこうだというのは、それはそれで結構ですけれど。その辺によって初めてもっと底上げした観光振興策ができるのではないかと、そう思うのですけれど、町長いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 確かに今、私ども行政としては民泊をということでいろいろな検討を始めております。先進地の施設をあっちこっち担当に行ってもらって、徹底した補償問題、事故問題、いろんな角度からの検討をやっているのですが、現在のところは、私どもとして行政的に援助するということでは今のところ検討しておりません。といいますのは、1つ問題がありまして、私ども与論の島の観光を支えてきたのは民宿であります。民宿の方々、それこそ一生懸命島を支えてこられて、行政は何一つやっていないのです。今度は民泊だけやるというわけにもいかないという面もあります。ですから、安全面とかいろんな面の法的な手続とかそういうことは御協力いたしますけれども、今のところ財政的な問題をやるときには、民宿も考えて膨大な計画をしなければならないということになりますので、今のところやっていないのですが、将来はやっていかなければ、総体的にやっていかなければならぬこともあるかと思いますが、現在はそういう検討はしてございません。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 直接お金を補助してやるという、そういうことを要望しているわけではないのです。もちろん私がお願いしたいのは、いわゆる改造したりとかリフォームするのに100万円必要だったら、それに対して10万円ぐらいは補助するとか、ある意味では、様々なほかの業界の触発を兼ねた形での、いわゆるスピリットみたいな形の補助制度とか、そういうことをさしているのであって、民宿を造

るために根本的な支援をせえという意味ではないですので、その点は御理解いただい
て、行政がすべて何でもやれというわけではないです、さっきも言うように。観
光協会というのがあるわけですから、業界団体があるわけですから、その業界団体
にどのような補助金を出して、どのような指導を行っているか。その辺について
も、もうちょっときっちと煮詰める必要があるのではないか。観光協会と観光課
は、私や町民から見れば、ただのイベント屋にしか見えないのです。マラソン大会
だの、やれ修学旅行だのの受入れのために奔走して、道端を耕して花を植えたりと
か、何か違うのではないかと、これが行政の仕事かなど、町民は皆さんそう思って
いますよ。もうちょっと本来行政がやるべき仕事をですね、取捨選択をきっちと
やっていただきたい、それをお願いしておきます。

続いて、こころの健康づくりについてですが、今の与論町の自殺率とか、いわゆ
る心の病にかかっている状況について、課長は簡単にどう思いますか、全国的に見
てどう思うか。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

全国的なお話、あるいは町の状況については、町長の方から申し上げましたが、
少し補足申し上げます。

先ほど毎年与論町でも 1 人～ 2 人の自殺者がいらっしゃるとお答え申し上げまし
たが、それはここ数年のデータではなくて、非常に古いデータからでございまし
て、衛生統計というのがありますが、昭和 56 年から 30 年前から始まっている統
計でございます。昭和 56 年からの男女別の自殺率、自殺者数の統計が上がってお
りまして、与論町は過去 28 年間で 40 件の自ら命を絶ったという方のデータがご
ざいます。したがいまして、平均しますと大体 1.4 人ぐらいということになります。
ちなみに、男性の方が 28 件、女性の方が 12 件という結果でございました。

全国的に見ますと、大体自殺の原因とされているうつ病とかアルコールいろいろ
あるわけですが、大体うつ病にかかる率というのは女性の方が高いといわれており
ますが、本町の場合は男性の方が高いのではないか、そういうふうなデータが出て
おります。

あと、國の方でもいろいろデータがありますが、ちょっと時間の都合で詳しいこ
とは申し上げませんが、非常に最近はやはり増えているのではないかと、いろいろ
複雑な社会の中で人間関係のひずみから、そういううつ病あるいはアルコール、
そういうことに起因する自殺者というのが増えているということは事実だと思います。
以上です。

議長（町田末吉君） 5 番。

5番（喜山康三君） 私も、この件については以前から奄美市の樋久という御担当が、先ほどの1項目の町税対策と絡めて自殺対策、いわゆるまたサラ金によるそういう借金の問題、それによって名瀬の徴収率が下がり、その中で徴収率とともに、自殺率とかそういううつ病との関連が非常に因果関係が強いということで、これは周知のことです。与論町は所得が低いと、町全体が低いということもありまして、主な理由は、やはり経済だと。やはり経済が豊かでないと、どうしても人間はそうなるのではないかと思いますが。たとえそうであったとしても、そういう方々に対して、何らかの公的支援も、いろいろな必要ではないかと、手を差し伸べる必要があるのではないかと。その中で一番私がお配りした資料の中には、2番のナンバー14と書いた資料の方、このグラフの方ですけれど。この中にある2番のイ、精神及び行動の障害。これも担当者とかいろんなお医者さんの話を聞くと、本町はアルコールから起因している原因だと。もちろんアルコールに逃げているのは、経済が豊かではなくて精神的に大変来てからアルコールに逃げて、結局、原因はアルコールみたいなせいになっちゃって、アルコールも大変ですけれど。それとともに、与論献棒など、与論町、本町のもつ酒に対する接し方、これについても私は幾度となくこの席で、町長から率先して是正してもらいたいと。町長は与論の文化だから、酒文化だからしようがないところもあるといわれましたが、今一度このアルコールのもたらす、特に与論町の酒との接し方の問題について、やはり町長がもう少し率先して1つのルールを、1つのマナーというものを確立していく必要があるのではないかと思うけれど、町長はいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 前にもお答えしたとおりであります、マナーについては、時代もあると思いますが、少しずつよくなっているのではないかと、改良されている点もあるのではないかと思っております。ただ、これを廃止するということは、私としては全く健康に害はないとは言い切れないと思いますけれども。また、ほかの面で大きな効果があるのは、これは事実であります、個々の自分の健康管理という形で、きっちと節度ある方法でやっていただきたいと。また、それで健康的に駄目であれば、それは個人的に受けられないということになるかと思いますので、是非自分の体が第一でございますので、町民各位にも、そのように今後呼びかけていきたいと思いますが、まずは自分の体が大切でありますので、そういう点は注意していただきたいということまでは言えると思いますが、禁止するとかそういうことは毛頭考えておりません。

議長（町田末吉君） 5番に申し上げます。持ち時間の5分前でございますので、よろしくお願いします。5番。

5番（喜山康三君） 町長、私は、禁酒せえとか何とかは言ってないです。少し節度ある、それを町長が率先してやっていただきたいと、それをお願いしておきますから、時間がないので次に移ります。

出産・子育て支援ですが、9月の議会に女性団体連絡協議会の方々の御協力で陳情書が出され、離島出産支援についても、県でも前向きに検討されていることをお聞きしておりますので、是非出産支援もさることながら、子育て支援について私が町長にこういう財政の中お願いしたいのは、先ほど一番最初に町長に示した人口減の問題もありますが、やはり出産したときの支援よりも、安心して子どもを育てられるということの方が時間も金もかかるわけですので、その辺についての配慮をもっとすべきではないかと。民主党で子ども手当とか言っていますけれど、心もとない状況になっていますけれど、少なくとも義務教育の間の医療費ぐらいは公費でもってみるとか、あるいはそのためにどのくらいかかるか、それについて町長、調査して議会にお示しいただけませんですか、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 出産支援についてであります、これは私どもとして、どうしても島の次代を担っていく子どもたちには必要だということで、これは申し上げていいかどうか分かりませんが、喜山議員さんの強い希望もありまして、そのとおりだということでさせていただいて、町民の方からも非常に喜んでいただいたわけであります。今回そのことも含めて、10か年計画の中に根本的にきちっとできる体制をということも含めて検討していただきたいということで出てきたのが、出産に対する金額、具体的には課長の方から申し上げますが、段階的にやると。金額的には、出産支援金は5万円しか出していないのですが、倍以上のものを出すという形で、1つにまとめたという形になっております。ただ、県の方では、今までどおり支援していただけるよう、今後なお一層頑張っていきたいと思います。一応その出産支援金については、再度検討させていただきたいと思いますが、今のところ考え方としては、そういう道筋でさせていただいております。県の方には、なお一層強くお願いしてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 出産もさることながら、先ほどの繰り返しになりますが、子育て支援、少なくとも小学校・中学校卒業までに医療費がどのくらいかかっているか統計とデータを出してもらって、その金額を議会の方にも出していただきたい。是非投資的なものだけでなく、今までの行政が政策の在り方が、女性や子育てなど、その辺への支援が非常におろそかにされていたのではないかと。それが、今日の少子化を招いていると私は思います。是非、南町長、大島郡一の出産・子育て支援の

ナンバー 1 の町に、与論町にしていただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。町長ひと言。

議長（町田末吉君） 町長、決意のほどを。

町長（南 政吾君） よく分かりました、よろしくお願ひいたします。

議長（町田末吉君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時57分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

1番（川村武俊君） おはようございます。日本共産党議員団の川村武俊です。

まず初めに、沖縄の尖閣諸島周辺で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件をきっかけに、尖閣諸島の領有権に関わる日本と中国の主張の対立が国際的にも注目を集めています。尖閣諸島は、1884年に日本人の古賀氏が尖閣諸島を初めて探検し、翌85年に日本政府に対し、同島の貸与願を申請しました。歴史的には、この措置が尖閣諸島に対する最初の領有行為であり、それ以来、日本の実効支配が続いている。所有権のない無主の地に対しては、国際法上最初に占有した先占に基づく収得及び実効支配が認められています。先占については、通例1つに占有の対象が無主の地であること、2つ目に、国家による領有の意思表示、3つ目に、国家による実効的な支配、この3つが、国際法上の条件として挙げられます。また、関係国への領有の通告は、あらかじめ取決めなどがある場合を除いて、国際法上一般には義務とはされておりません。尖閣諸島に対する日本の領有は、このいずれの条件も満たしており、国際法上全く正当なものであります。また、1970年代に至る75年間、第二次世界大戦が終了してからも25年間、外国及び中国側から日本の領有に対する異議申立ても抗議も一度もされてなかったことは、戦後も中国側が尖閣諸島を中国の領土とは認識していないことを裏付けています。このように、尖閣諸島に対する日本の領有権は、歴史的にも、国際法上も、明確な根拠があり、中国側の主張には正当性がありません。それから、領海は、国際法上その国が排他的に私権を行使する領域です。尖閣諸島付近の領海で中国など外国漁船の違法な操業を海上保安庁が取り締まるのは当然であります。同時に、紛争は領土をめぐるものを含め、平和的手段により国際平和、安全、正義を危うくしないように解決しなければならないのが国連憲章や国連海洋法の大原則です。その精神に立

って、日本政府に尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めることを求めるものであります。

それでは、2010年第4回定例会において、先般の通告に基づいて質問いたします。

1 教育振興対策について

- (1) 地球温暖化による気温の上昇が夏場の学習に大きく支障を来していることから、学習環境の改善を図るために各小中学校の普通教室にクーラーの設置が必要であるが、どうお考えかお伺いします。
- (2) 近年の大型化し迷走する台風の襲来から、登下校時の子どもの安全を守るため、どのような指導を行っているのか、お伺いします。
- (3) 子どもの成長を支える上で、バランスのとれた学校給食は大切な役割を担っているが、近年増加している食品アレルギーにはどのような対策を講じているかお伺いします。
- (4) いじめや不登校の問題等にはどのような対策を講じているか、お伺いします。

2 地上デジタル放送への移行対策について

- (1) 来年の7月から地上デジタル放送に完全移行するが、どのような対策を講じられているか、お伺いします。
- (2) これに伴って、買換え・廃棄されるテレビが多量に発生することによる不法投棄が懸念されるが、どのような対策を講じていくお考えか、お伺いいたします。

3 鳥インフルエンザ及び口蹄疫対策について

- (1) 11月29日に島根県で鳥インフルエンザが発生し、同30日には韓国の養豚農家で口蹄疫の感染が確認され拡大しております。度々発生する家畜の法定伝染病から農家経営のリスクを最小限に抑えるためには、これらの対策マニュアルを確立する必要があるが、どうお考えか、お伺いします。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その前に、1の(1)から1の(4)までは、後ほど教育長からお答えいたします。

私の方は、大きな2と3についてお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、2の(1)からお答え申し上げます。

御指摘のとおり、これまでの地上アナログ放送が終了し地上デジタル放送に完全移行する2011年7月24日まで、あと8か月となりました。これまで、デジサ

ポ鹿児島（総務省鹿児島県テレビ受信者支援センター）の協力で、「住まいの地域は地デジが映るのか」、また「地デジはどうしたら見られるのか」などの地デジ相談会などを数回開催してまいりました。また、鹿児島県は、地上デジタル放送の移行普及率が全国でも低い位置にあることから、普及率の向上の意味も含めて、地上デジタル放送についてのアンケート調査を実施しております。なお、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない世帯に対しては、総務省の地上デジタル放送受信機器購入等支援事業により、簡易チューナーの無償給付を行っております。

次に、2の(2)についてお答えいたします。

廃棄物を捨てた方が見つからない場合、捨てられた土地の所有者、管理者が処分しなければなりません。一度不法投棄されてしまうと、ゴミがゴミを呼び、恒常に不法投棄されてしまうことになります。一部の方がルールを守らないために、貴重な税金を使わなければならないということも発生します。

与論町では、家電のリサイクルについて、本土地域においては存在しないコストがかかり、離島地域の消費者に不公平感が生じています。このことから、自治体と小売業者が協力して中間集積所を設置するなどの収集運搬の効率化を図っている場合に、離島独自のコストの要因である海上輸送コストについて、メーカーから海上輸送コストの一部について支援が受けられます。昨年、小売業者、廃棄物収集運搬業者、町が協力して家電リサイクル協議会を立ち上げ、廃家電収集料金の見直しを行い、消費者の費用負担の軽減を図っているところであります。廃棄物の減量化と資源の有効利用を通じて、循環型経済社会を実現していくため、使用済み家電のリサイクル促進を図ってまいりたいと存じます。

次に、3の(1)についてお答えいたします。

鳥インフルエンザ、口蹄疫に対して国が定める防疫マニュアルがあり、鹿児島県についても、離島の環境も考慮した県独自の防疫マニュアルが12月中に出来上がる予定です。

今年度は、宮崎県での口蹄疫発生を受け、11月10日に鹿屋市で800人規模の実地研修を兼ねた防疫演習が行われ、担当者がこれに参加してまいりました。本町においても、この口蹄疫の防疫演習の様子を集落ごとの研修や青年部、先日の産業まつり、大規模肉用牛研修会でも紹介しております。

家畜保健所においては、鳥インフルエンザ及び口蹄疫のどちらかが発生しても迅速に対応できるように防疫資材の備蓄をしております。今後とも、侵入防止対策に努めるとともに、県の防疫マニュアルにのっとった防疫対策と防疫体制を整えてまいります。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） それでは、1の(1)についてお答えいたします。

学校校舎建設は、夏場の日差し、特に西日でございますが、防止を図った教室の配置を心がけるとともに、各教室には天井扇風機を設置し、より快適な学習環境の確保を図っているところであります。与論小学校校舎建築に当たっては、真夏の日差しに対応するために、南西面はひさしを長くし、更に通風を取り込むためひさし部分を有効ブロックとするとともに、各教室廊下側間仕切りは上下とも開閉可能な木目建具を採用することで、足下の風通しをよくする工夫を凝らしております。

ちなみに、県内小中学校の22年度空調整備状況は、普通教室（特別支援教室を含む）3.9%、図書室6.0%、保健室85.6%、パソコン室が95.6%、校長室・職員室42.3%となっております。これに対し本町の冷房設備は、パソコン室、保健室、図書室、校長室、職員室及び事務室が、各小中学校全て設置済みであり、茶花小学校は音楽室についても設置されております。小学校が26.8%、中学校が18.2%の整備率であります。

一方、学校校舎の空調設備に対する国の補助制度は、新・改築が本体同様の補助率、既設校舎への空調整備が事業費400万円以上が対象で3分の1補助となっていますが、市町村負担も極めて大きいものがあります。したがって、小中学校全普通教室の冷房化は、その整備費と維持管理費を含めて多大な財政負担を伴うことから、今後の十分な検討を待ちたいと考えております。

1の(2)についてお答えします。

毎年のように台風が通過又は接近する与論町においては、風水害に対する安全指導は重要であると考えております。

町内の各小学校では、全ての学校において、年に1回は風水害を想定した避難訓練を行っており、子どもたちの安全意識の高揚と風水害時の下校の仕方等について、実践的な指導を行っております。具体的には、同じ方面に帰る集落ごとに集団下校のグループを作り、高学年児童がリーダーとなり先頭に立って集団で帰る、

各グループを担当する教職員が多くの子どもたちの帰宅が確認できる地点まで引率する、集団で行動する際には、「押さない、駆けない、しゃべらない（お・か・し）」を守る、などを指導したり訓練したりしているところであります。

また、各学校区内の危険箇所を把握するとともに、通学路の危険箇所については、その場所での想定される危険状況とその対処の方法を子どもたちに具体的に指導するようにしております。

更に、各学校では、日頃から、日常生活の中で危険な場面を察知し、それを回避する方法を考え、行動する習慣をつけるために「KYT（危険予知トレーニング）」にも計画的に取り組んでおり、自分の身は自分で守るという意識と実践力を

身につけるよう指導しております。

本年10月の台風14号接近の際にも、各学校では基本的には先ほど述べた集団下校の対応をとっているところですが、車で迎えにきた保護者が多かった学校もあったようです。

今後も基本的には、子どもたちが自力で安全に登下校できる状況にあるうちに登下校させるような下校時刻・登校時刻を設定し、十分な注意を促して安全に登下校できるように努めてまいりたいと考えます。そのために、台風情報や進路予想等を的確に把握し、関係機関との連携を密にして、各学校が適切な判断をしていけるように教育委員会としても指導・支援を行ってまいりたいと思います。

また、天候の急変等により安全な下校が確保できない状況になった場合には、保護者に車での迎えを依頼するなど、柔軟な対応で子どもたちが確実に安全に帰宅できるよう努めてまいります。

1の(3)についてお答えします。

食物のアレルギーをもつ児童生徒への学校給食での対応としては、新入保護者説明会を通じて食物アレルギーをもつ児童生徒について把握することを各小学校に依頼しています。その上で、医師の診断をもとに学校給食でのアレルゲン（アレルギーを引き起こす食品）の除去を希望する児童にとっては、保護者、学校、学校給食センターなどを交えた話し合いの場をもち、学校給食での対応を協議しております。

ちなみに、食物アレルギー対応対象者は、児童生徒が、小学校1人、中学校4人、職員が2人となっていますが、原因食品を除去するなど、できる限りの個別対応をしております。

1の(4)についてお答えいたします。

まず、いじめの問題についてですが、本年10月、群馬県での小学校6年女児が自らの手で命を絶つという痛ましい事故を受け、「このようなことはどこの学校でも起こり得る」という認識のもと、次の4点について、緊急に対応するよう各学校に指導してまいりました。

- 1 校長による全体講話の時間を受け、生命の尊さや相手のことを思いやり、互いに助け合える集団づくりについて指導するとともに、児童生徒は学校が責任をもって守ること、悩みは遠慮なく相談すること等を伝えること。
- 2 アンケート調査や個別面談など児童生徒から悩み等を聞く機会を必ず設け、児童生徒の状況を確認すること。
- 3 少しでも気になる児童生徒には、友人等から聞き取りをして保護者と連絡をとったりするなどして、迅速な対応を行うこと。

4 児童生徒が悩み等を保護者等に相談することもあり得るので、学校だよりや学級通信等で全家庭に情報提供を依頼するとともに、学校がいつでも相談に応じることについて再度周知すること。

さらに、各学校では、これまで計画的に無記名アンケートや児童生徒・保護者との教育相談を実施し、実態の把握を行ってまいりましたが、より一層いじめ等の問題や交友関係等の把握に努めるとともに、道徳の時間をはじめ、全ての教育活動の中でお互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努めるよう指導しております。

幸い、本町の小中学校においては、現在のところいじめととらえられるような事案はないと認識しております。しかし、それで安心ということではなく、「発見できないいじめがあるかもしれない」と認識して、常にアンテナを高くし情報を集めるよう指導しております。「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を教職員・児童生徒・保護者が共有し、いじめを許さない学校づくりを推進させております。

次に、不登校についてでありますと、現在、本町の小・中学校においては、完全な不登校状態の児童生徒はありません。しかし、本年度欠席日数延べ30日を超える生徒が、11月30日現時点で3人あります。小学校にはありません。

この3人の不登校の要因・背景ですが、人間関係や家庭環境、本人の学習意欲の問題など様々な状況が重なり合って、現在の不登校傾向になっているようあります。

学校においては、個別の支援計画を作成して、担任や養護教諭・同学年の教職員を中心とした支援チームで適応指導に当たっております。担任や養護教諭が家庭訪問を実施して本人や保護者と話をしたり、同級生の友人に依頼して放課後や休日に一緒に遊んでもらったりしております。このように本人の登校を阻害する要因の除去や、登校意欲の高揚に努めているところであります。

この不登校の問題についても、現在休みがちの生徒だけでなく、どの学校のどの児童生徒にも起こり得ることと共通理解させております。個々の児童生徒の状況を的確にとらえ、表情や言動など気になることがあれば、すぐに本人や保護者と話し合いを持たせるなど、適切に対応させております。

本町教育委員会・各学校においては、今後も引き続き「いじめ0・不登校0」を目指して取り組んでまいりたいと考えます。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） クーラーの設置の問題についてでありますが、御答弁いただいた内容には、一応鹿児島県内のその設置状況と本町の設置状況を照らし合わせて、

本町の方は、鹿児島県内では一番いい方ではないかというふうにしておりますが、ちなみに、全国的にもこの普通教室へのクーラーの導入というのが去年から進められております。ちなみに、鹿児島市は今年、普通教室へのクーラーの設置を決定しているところでございます。そういうことで、こちらの御答弁にありました、いかにも本町の方はクーラーの設置が鹿児島県内では進んでいますよというような内容で書かれておりますが、本当に全く恥ずかしい限りでございます。

それで、こちらの方に校長室、教員室及び事務室などが3校、中学校においては全て設置されているというふうになっておりますが、この校長室、あるいは職員室と、この普通教室の建物の構造的な違いというのは、どこにあるのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 構造的には違うというわけではありません。ただ、もちろん平米、面積当たりがもちろん違うわけでございますが、その関係もあって、各教室には扇風機で対応ということ。さらには、通風をよくするといったような対応で今現在は至っております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私が申し上げているのは、各教室には扇風機を設置していると。構造的な違いがないにもかかわらず、校長室・職員室にはクーラーを全部設置しているというふうに取り上げているわけですから、本当にちょっとその子どもたちが授業を受けるところにはクーラーは設置できない、扇風機でよろしいのではないかというふうに、こういう受けとめ方ができるわけなのですよ、この御答弁の中では。本当に何のための教育かということを私はこの御答弁の中から思うわけでございます。

それで、今最後の方に、確かに設備費はかかると思うのですが、この維持管理費も含め、多大な財政負担を伴うことから十分検討したいというふうに御答弁されているわけでありますが。確かに子どもたちの一般教室というのは数が多いわけでございまして、その維持管理というのは、かかるのは当然でございます。しかし、校長室・職員室・事務室というのも維持管理費はかかるわけでございますが、これはどういうことですか。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。

先ほど教育長の方が申しましたが、これは構造が同じということは、建物の構造ですけれども、実際、校長室はお一人です。教室は20人～30人の児童が過ごすことになります。その中でどうしてもカロリー計算でいけば、同じスペースでもよ

り多くの人数が使う場合は、はるかに大きな出力のクーラーが必要になります。その中で、ちょっと試算してみたのですが、普通教室で50～65平米の普通教室で24万円の経費がかかります。現在、小・中学校で104教室のうち、先ほど25教室が設置済みで、差し引きますと79の普通教室が今未設置ですけれども、それに1教室当たり24万円を掛けますと、実に1,900万円の大きなお金がかかるということと、ちょっと近隣の状況も調査したのですが、今知名町の方が調査に協力していただきまして、ちなみに、知名町の場合が、各小学校設置済みは保健室、パソコン室、図書室ということになっておりまして、22年度、23年度にかけて今、知名小学校を新築しておりますが、その新築中の小学校の対応としまして、普通教室はどうかということで聞きましたところ、わずかに1、2年生のみの普通教室はクーラーを設置すると、3年生以上はクーラーは設置しないということありました。そういうことで、大変な財政負担が伴いますので、やはり今後また検討が必要ではないかということあります。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私は、局長そういうことをお聞きしているのではないです。あなた方が答弁したこの中身に、維持管理費がかかるからできないと言っているわけでしょう。だから、この校長室や職員室にも少しでも維持管理費はかかっているじゃないですか。こういった御答弁というのはないと思います。これは差別的なことじゃないですか。いかがですか。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） 維持管理費がかかるとは述べておりません。その整備費等、維持管理費を含め、多大な財政負担が伴うということありますので、すぐにできるというものではありません。誤解のないように、御理解ください。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 言葉のあやと申しますか、この中にはどうしても私はこの校長室や職員室には維持管理費が少ないとそれでいいんだと、子どもが授業を受ける普通教室は維持管理費がかかるから設置しなくていいんだと、やむを得ない、こういうニュアンスの御答弁だというふうに私は思っております。本当に、情けないなということでございまして、もうちょっと科学的な根拠を示して、例えば校長室とか、あと職員室は室内の温度がこれだけになりましたとか、例えば子どもが授業を受ける普通教室はこれだけです。だから改善されていますよという御答弁だったらよろしいんです。維持経費はかかるって、そういう御答弁というのは、科学的にも本当に根拠がないような御答弁だと思います。本当に十分検討していただいて、な

るべくほかの市町村に負けないような教育環境をつくっていただきたい、このように思います。教育長いかがですか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） できるだけその方向で考えます。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） いつも私が質問すると、「検討します」「考えます」「予算がございません」、こういった言葉しか本当に出てこない、本当にどこかの大至じやないですけれど、このような御答弁は本当にしていただきたくないなというふうに思います。前向きな御答弁をお願いしたいと思うのです。ひとつ御検討の方をよろしくお願いしたいと思います。町長いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 予算については、教育長もですけれども、私も非常に責任があるわけであります。私どもとしては、次の島を背負って立つ子どもたちをということを常に考えてもいるわけであります。それはもう絶対間違いないわけであります。今私どもが現状で考えられるのが、まず安全であるというのを考えて、まずは校舎から何とかせにやいかんという思いが非常に大きいわけです。それで、大変子どもたちには申し訳ない、今やらなければ、今からやるまでの間の子どもたちは、その恩恵を受けられないというのも十分分かるわけですが、まずは危険を取り除くということで、各学校の新築からということを最重要課題としてもっておりまして、そういう面のですね、子どもたちに行き届いた配分ができるという状況であります。それは非常に重々分かっているわけで、先ほども教育長が言いましたように、できるだけ早く危険を取り除いた後はまた、それから先に考えさせていただきたいというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいと思います。ただ、鹿児島市がほとんど冷房というのは、鹿児島の灰があって、そうせざるを得ないということが、私もその前に議員の方から指摘をされまして、その話を聞いたのですが、それだけではなく、私どものところはまた、鹿児島より灰の代わり太陽が強いわけでありますと、その点は重々わかっているわけでありますので。建物を建てるにも太陽が、西日が直接に入らないようにできるだけ工夫をした形で、これはまた電気施設をするときも、電気の維持管理費にも非常に影響してきますので、その点はまた建てるときから検討していきたいと。早急にできるだけ早く頑張りたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 御検討していただきたいと、このように思います。

次に、台風時の上下校についてであります。やはり近年の台風は、沖縄近海で

発生しておりますと、急激に大きくなったり、しかもまた進路の予想が最近は本当に大変難しくなっております。こうした台風に対応した対策マニュアルというのを作成して、子どもの安全を守る取組がなされるべきではないかと私は思っています。今回も14号台風時期においては、本当に対策マニュアルが作られていないという学校もございまして、本当に心配しているところでございます。この台風14号、これは10月28日に起きた台風なのですが、最大瞬間風速が32.5メートル、平均風速が16.4メートル、こういった内容の中で授業が行われていたということであります。やはり教職員の多くの方が台風に縁のないところから赴任されて来ているわけですから、与論町の教育委員会が適切な指導をして、マニュアル作成とかに当たっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 確かに台風というのは、なかなかその状況把握が難しい一面と、それから学校というのは、あくまでも授業時数の確保ということとの板挟みになつていろいろ判断に苦慮するわけでございますが、何といっても基本的には、子どもたちの生命尊重が基本でありますと、今回特に住用町においてあのようなすごい災害があったわけですが、あれに対して学校あるいは教育委員会の指導がちょっと遅れたのではないかという指摘もあるわけです。しかし、その時点で帰しておれば、あるいは死亡事故も十分起こり得る状況であったということで、それを学校の方で、一番安全な場所である学校の方に待機させたということで、非常にいい適切な判断だったというふうに評価されているわけであります。やはり何といつてもその状況、台風の接近状況をいろいろな角度からキャッチして、それでそれに対する適切な対応というのを今後もしてまいりたいと思います。それについても基本的なことは、やはりマニュアルとして共通理解はできているわけでございますが、きめ細かな対策というのを今後また、今度の機会を教訓に各学校で策定してもら正在るところであります。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 本当にこういった台風時におけるマニュアルというのは十分に作成して、子どもの身の安全を守るようにしていただきたい、このように思います。

次に、学校給食についてでありますと、近年、経済の低迷、そして社会構造の変化、こういったことによって労働の形態も変わってきておりまして、共働きや非正規などの不安定なものが多くなっております。こういったことからも子どもの貧困化が全国的に深刻な問題になっております。そういった中で、子どもの食生活も変わってきて、インスタントとか冷凍食品、総菜ものとかが多く取り入れられ、本

本当に食のバランスが崩れつつあるということが報告されてあります。そういった中でバランスのとれた学校給食は、子どもの成長に欠かすことのできない最も大切なものだと思っております。本当に有り難いことだと思っています。また、偏った食というのは成長に影響を及ぼすだけではなくて、精神面にも影響を及ぼすということがいわれております。ですから、この前の学校訪問においては、なかなか給食時間内に食事を終えることのできない子どもたちもいると聞いておりますが、これは食べる速さというのは個人差があり、また、その日その日の体調の具合もあるかとも思います。ですから、なるべく全員が学校給食を取り終えられるような指導をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 与論の昔のことわざに、「ムヌコレバシチャサドゥ、シグトウバシチャ」という言葉があります。だからといって、かき込みを全てせえというわけではありませんが、よく噛んで食べる、それもやはり時間内に食べるということもまた教育の一環であります。しかし、また個別にはいろんな状況もあるでしょうから、それも配慮する、基本的にはそういったことで対応していきたいと思っております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 本町の方は人数も少ないわけですから、目の届く範囲の人数でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

また、御答弁にもありましたように、本町でも5人の子どもさんが食品アレルギーということで、今後とも、こういった子どもさんが増えるのではないかということでお心配しているところであります。いろんな対策を講じていらっしゃるかと思うのですが、今後対応をしていくためにも、やはり専門職員の配置というのが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） お陰様で、これはずっとあるわけですけれど、今、栄養職員というのがおりまして、給食センターで本当にきめ細やかないいろいろな献立を立て調理を行ってもらっております。特に近年、地産地消というのが言われ、やはりその土地に生えた、育った食物というのが一番健康に、その土地の健康にいいということから、これを積極的に推進してもらっております。実は、明日も17日はその日になっておりまして、私も給食センターに行って、直接検食をするよう計画を立てております。今後とも進めていきたいと思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） このような大切な学校給食を子どもたちに提供するためにも、

今給食センターが老朽化していると聞いてあります。給食センターの施設の改善に力を入れていただきたいと思いますが、町長いかがでしょう。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 一時ですね、建物の強度とかいろいろな設備の問題を、また敷地も検討したわけであります。その中で一番建て替えしなきゃならないという理由が、炊飯器が相当老朽化しているということだったわけであります。思い切って炊飯器を替えれば、機能的には問題がないという結論に達しまして、今しばらくはあのままで、炊飯器を取り替えてありますので、頑張ってもらいたいということにしてあります。財政的な面もいろいろ検討して、早めに検討したいという考え方はもってあります。以上です。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 食を通して食べる喜びはもとより、作る楽しさ、そして食に関して学ぶ面白さを通して、健康な体と健全な精神を育めるよう食育への取組をお願いしたいと思います。

次に、いじめと不登校の問題についてであります。群馬県の桐生市や札幌市などでいじめが原因と疑われる自殺が相次いであります。これを受け、各自治体では早期把握を目指した対策を模索しているわけでございますが、その中で熊本方式という無記名のいじめアンケートの実施が、文科省の方から通達があったと思います。これは本町の方でもされていると思いますが、その実態的な状況というのはいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 確かに本町においても、無記名による実態調査やアンケート調査も行っておりますし、また、いろいろな聞き取り調査も行われております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） いじめの兆候というのは、見逃さないことが一番大切なことだと思いますので、引き続き取り組んでいただきたい、このように思います。

また、中学校の保護者の方から、子どもの汗の臭いを消す消臭液の使用を中学校の方で禁止しているということで、疑問の御意見が寄せられました。ちょうど中学校といえば思春期の子どもさんでありますて、汗の臭いというのはすごく気になるお年頃でございます。この汗の臭いということから始まって、いじめが起こるのではないかと心配されて御連絡をいただきました。確かに香水みたいなものはどうかなとは思いますが、やはり無臭というのもございますから、そういったことも配慮しながら、子どもさん、保護者の方、あと先生方を交えていろいろな議論をしていただきたい。何でもかんでも上から、「これは駄目だよ」というのは私はよくな

い、このように思います。いかがでしょうか、教育長。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 子どもたちは、いっぱい食べて、いっぱい汗を流して、いっぱい運動するというのが本当の子どもの姿であると思います。私は、消臭液の使用は禁止という話は初めて聞いたのですが、あるいは子どもの実態状況によっては、そういったこともあり得るのかなということを今感じるところでございます。そこは、またひとつ直接学校職員を交えて検討させていただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 十分配慮していただきたいなど、このように思います。

次に、不登校の問題でありますか、学校訪問の際に供利議員から、早期の登校をさせるため、校長と担任が一緒になって、不登校の子どもと一緒に登校させ改善を図るようにという提案がありました。この改善は図れたのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 一応それぞれの事例に則して、それぞれ担任、養護教諭、それから生徒指導部などを中心にして進めておりますが、今はいくらかの不登校傾向の子どもたちがいまして、1人は病気がちな子で今入院しているようでございます、これはもう仕様がない話です。それから、人間関係、親子関係に起因する子どもさんが1人ありますが、これはひきこもりにならないように、いろいろ外に出させる努力を保護者と一体となって進めております。1人は、ややなまけの傾向があるわけですが、この子も先だっての持久走大会に出てきて、それ以来登校しているというようなことで、明るい兆しが見えてきているという状況を把握しております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 不登校の日数がたてばたつほど、登校するのはいやになります。私たち大人も会社に出勤しない日が続けば会社には行きたくない、このようなものが心理的にございますので、なるべく不登校の子どもに対しては、校長や担任の先生が一緒になって登校すると、こういったことをしていただきたいなと思います。ひとつ取組をお願いしたいと思います。

次に、地上デジタル放送についてでありますか、地上デジタルの進捗率を把握されているのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 1年前にアンケートとりました段階では、全世帯にアンケートをとりまして、413件の回答をいただきまして、その時点ではまだ11

8件しかなかったのでございます。全国レベルで申し上げますと、11月18日現在で、鹿児島県が86.1%、それから国の平均が90.3%、一番最高のところが、新潟県の95.1%となっております。鹿児島県は、低い部類に入っているというふうな情報を得ております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 地上デジタルの対応としては、テレビを買い替えなくても、専用の地デジチューナーとかそういうものを、あと地デジチューナー付きのDVDレコーダーですか、そういうので対応できるということもございますから、こういった説明とかができるような相談窓口、こういったものを役場内にも設置していただければなと思います。来年の7月ですから、そういったことがいろいろと、問い合わせがあったり、独居老人とかこういった方たちもおられると思います。7月過ぎてからテレビが映らなくなったり、どうしたんだろうという問い合わせもあるかと思いますので、十分対応をしていただきたいなと思います。

次に、その不法投棄の問題についてであります、廃棄されるテレビはリサイクルされることになっております。御答弁にもありましたように、離島のハンディというのもありますし、海上輸送費が更にかかるわけでございますから、こういったことを県や国に、離島のハンディをなくすよう要請していただければと思います。いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件につきましては、会があるごとに非常に行っています。買うときも運賃にまで消費税がかかって、また、廃棄するときもその運賃にもかけてということで非常に二重三重の苦しみが、特に離島についてはあるということで、そのお願いはずっとしてきております。また今後も、その問題だけではなく、この消費税の問題については、ずっとしていく必要があるのではないかと思っております。会があるごとに、陳情があるごとに行っていくつもりで各首長、話合いをしております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） あと、不法投棄の問題であります、おとといですか、野口議員の方から議案審議の中で出ておりましたが、海の中にテレビが投げ込まれて、プラスチック浮いているというような話もございました。本当に一般家庭はもとより、あとホテル・民宿・病院等こういったところから多量の廃棄テレビが出てくる可能性が十分あると思います。不法投棄される場所というのは、人通りの少ないやぶとか、海岸のモクマオウの中とか、人目につかないようなそういう場所だと思うのです。そういったことで、ちょっと私の方からのこれは提案なのですが、ちょっと

提案させていただきたいと思います。現在、農地環境保全対策向上という事業がございまして、多分来年までは交付金がおりると思うのです。これは各集落、9つの集落に配分されるわけでございますが、この事業の中には環境の見回り点検、あるいは環境保全のための伐採や植栽というのも含まれております。ですから、こういったお金を活用して、例えば不法投棄されるような場所をいったん伐採して、きれいにして植栽をするとか、そういうものがせっかく事業がありますので、そういったものを来年は活用していただければと思います。全国でも壁の落書きとか、落書き対策として、壁をきれいにしたら落書きはなくなったと。こういった事例もありますので、不法投棄ができないようきれいにすれば、不法投棄が少しでもなくなるのではないかと思います。島の環境美化にもつながっていくと思いますので、是非とも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件につきましては、今回のテレビの不法投棄とか、また、その前に私どものところは観光地でありながら、いろいろなものがやぶに捨てられているということを耳にしたりしているわけですが、それをはっきり各地区によつては、既にその行動を開始してやっておられるところもございます。いろいろなものが捨てられていると、想像もつかないところに捨てているという報告も聞いておりまして、非常に気にしているところであります。今後、その事業は23年度で終わるものですから、その継続はどうするかというのが今一番私どもとしては気になつてゐるところで、その陳情も既にやつてきたわけありますが、是非その事業だけは無くさないでくれということで今お願いしているわけであります。私どもとしては、各自治公民館長さんに不法投棄等の問題については御協力をお願いしてまいりたいと思っています。分かりました。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 取組をお願いしたいと思います。

次に、鳥インフルエンザと口蹄疫の問題でございますが、もうちょっと時間もなくなりましたので、引き続きこの口蹄疫の問題については、港とか空港などの防疫をお願いしたいと思っております。

本町の農業は、こうした法定伝染病、今問題になっているT P Pや、あとE P A、F T A。こうしたものから農家の経営リスクを最小限に抑えるために、今私は農業体系の見直しが必要になっていると思います。リスクの分散を図るために複合経営、あるいは生産から加工・販売といった一貫した体制づくりが、農家の方にも求められていると思います。これに対してはいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今おっしゃったとおりで、今後のいろいろな世界の状況からしますと、おっしゃるとおり付加価値を付けた形の対応策が1つ大きな課題となってくるのではないかと。このことは前にFTAの問題、あるいはEPAの問題が出たときから非常に感じてきたわけありますが、生産物を加工できる、勉強のできる機関をどうしてもということで、今回、加工センターもその1つとして造ったわけであります。是非その点は真剣に考えてまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 取組をよろしくお願ひします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（町田末吉君） 以上で、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

昼食のため、ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後01時29分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

8番、喜村政吉君。8番。

8番（喜村政吉君） こんにちは。

ただいま議長からもありましたが、大変お忙しい中、そしてまた、この悪天候の中を我々議会と行政に深い关心を持って多数の皆様方が傍聴にお越しいただいたことに、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。また今後とも、私ども議会に対しても、行政に対しても、温かい御指導を心からお願ひ申し上げながら、質問に入りたいと思います。

1 国民健康保険特別会計の今後の対応策及び見通しについてであります。

(1) 少子高齢化の進展と景気低迷が続く中、国保会計は今後ますます財政の圧迫要因になるとともに、町民にとっても大きな税負担となることが予測されますが、本町として今後の対応策をどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

(2) これらの問題点を解決するためには、国保事業の広域化は避けて通れないものと考えますが、現在の取組状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

2 平成23年度の予算編成方針及び重点施策についてお伺いをいたします。

(1) 平成23年度は、町第5次総合振興計画の初年度に当たりますが、どのように

な基本方針で予算編成に臨む考へであるのか、お伺いをいたします。

(2) 景気低迷が続く厳しい経済環境にあります、景気を浮揚するためのメリハリのある重点施策等をどう考へておられるのか、お伺いをいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その前に、今日は先ほども議長の方から申し上げましたが、大変お忙しい中、傍聴においていただきまして、ありがとうございます。まずは、議会あるいは私ども行政の内容を御理解いただきて、そしてまた協力をしていただくというのが、私どものいつもの願いであります。今日はそれを叶えていただけるのではないかということで大変感謝しております。ひとつ今後ともよろしくお願ひします。

なお、先ほど喜村議員の質問の中にもありました、今回、平成22年度という年が第4次総合振興計画の最終年度になります。したがいまして、23年度からは第5次振興計画、10か年計画が始まるということになるわけでありますが、その計画をまずは町民の方々が、どういう計画がなされているかというのをお知りいただくのが、第一義だと考えております。町民各位にダイジェスト版というのを作りましてお配りいたしますので、是非お目通しをお願いしたいと思います。

なお、その中にも書いてあるわけですが、第4次総合振興計画と同じように、第5次総合振興計画も4年間の数値目標を立てて、4年間の計画を細部にわたって作ります。そして、その後からは3年、3年ということで、総計10か年ということになるわけであります。4年間の具体的な計画を立ててこれからやるわけでありますが、その辺もまた町民各位の御協力を得て計画するということになっておりますので、今後とも御協力をよろしくお願ひいたします。

では早速、御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず最初に、1の(1)についてお答えいたします。

国民健康保険特別会計の財政運営につきましては、医療費の伸びや国保税収の不足等を背景に大変厳しい状況となっており、ここ数年、一般会計から多額の法定外繰入れを行う赤字決算が続いております。このため平成21年度には、12年振りに国保税の値上げ改定を行い、赤字額の減少に努めてきたところであります。もとより、この国保会計の歳入不足分は、そのまま国保税に転嫁し加入者の方々に御負担をお願いすべきことですが、現下の町経済の低迷や低所得者層が多くを占めている厳しい状況にかんがみ、国保税の更なる値上げについては、現時点では控えざるを得ない状況にあると考えております。

国保税額の据え置きに伴い、引き続き一般会計による赤字補てんが求められることになりますが、国保会計をめぐる極めて厳しい実情に対する町民の皆様方のなお

一層の御理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、今後とも、国保税の収納率向上対策や医療費適正化対策、町民の健康づくり施策の推進等に努めるとともに、町民医療費の抑制を柱にした国保財政の健全化に向けてさらなる努力をしてまいる所存でございます。

次に、1の(2)についてお答え申し上げます。

国保事業の広域化につきましては、本町を含む県内あるいは全国のほとんどの市町村が、都道府県による広域化を求める声が多いと聞いております。

また、政府・民主党では、広域化に向けての第一段階として、後期高齢者医療制度の廃止と併せて、平成25年度には75歳以上を対象とした国保の都道府県単位化を行う新制度に移行し、その後の第二段階では、全年齢を対象とした都道府県単位化を進めています。

一方、都道府県を運営主体とする国保の広域化については、全国知事会が難色を示す状態が続いていることから、我が鹿児島県も積極的とは言い難い姿勢が伺えるところであります。

高齢者を中心とした医療費の増嵩や低所得者の増加などに地域経済や町財政が追いつかない状況のもとで、国保会計のみならず、一般会計をも含めた町財政の先行きは極めて厳しい状況に置かれており、国民皆保険制度の最後の砦とされる国保の広域化は喫緊の課題であることから、本町といたしましては、県内市町村の牽引役となるべき県当局のリーダーシップの発揮と財政支援を核にした国の最終的な責任を求めていきたいと考えております。

次に、2の(1)についてお答え申し上げます。

国は「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現のため、『新成長戦略』(平成22年6月18日閣議決定)を示すとともに、『財政運営戦略』(平成22年6月22日閣議決定)においては、「過去からの教訓」として、非効率な公共投資、

歳入確保策の欠如等を挙げ、財政の効率性を高めるため、徹底した無駄の削減と予算の使い道の大膽な見直しの断行を明記しております。

特に、地方財政については、「地方財政の安定的な運営」のため、国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めることとしております。

一方、先般提示されました県の「平成23年度当初予算要求基準」においては、非常事態ともいいくべき危機的な財政状況を踏まえ、平成17年3月に策定した「県政刷新大綱」に基づき、引き続き行財政構造改革に取り組むとともに、更に踏み込んだ歳入歳出両面にわたる徹底した見直しを行う必要があるとしております。

また、本町におきましては、先般、与論町振興開発審議会から第5次総合振興計画についての答申をいただき、今第4回定例会に提案申し上げたところであります

が、今後財源の裏付けを伴う実施計画を早急に策定することとしております。

なお、国・県の厳しい財政状況の中ではありますが、平成23年度の予算編成に当たっては、第5次総合振興計画の初年度であり、次の10年に向け力強くスタートする年でもあることから、自立した持続可能な「活力と希望のあるまちづくり」の実現に向け各種施策の推進とともに、自立化戦略会議からの提言、行政改革集中改革プラン及び定期監査の結果報告等を踏まえ、事務事業の総点検を行い、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直し、経費全般についての節減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源の確保など、考え得るあらゆる方策を講じていきたいと考えております。

最後に、2の(2)についてお答え申し上げます。

先般、閉会しました臨時国会において景気浮揚策を網羅した補正予算が成立したところですが、景気浮揚につながる効果が出るか不透明なところあります。特に、外海離島である本町にとっては日本の景気浮揚は死活問題であり、更なる国の浮揚策を期待しているところあります。

御指摘の平成23年度予算の重点施策については、その施策のもとなる財源の確保が最優先課題であることから、自己財源が乏しく約80%を依存財源に頼っている本町にとって国・県の動向等が気になるところであり、鋭意情報の収集を図っているところあります。

また、平成22年度において国民健康保険特別会計への法定外繰出し（赤字補てん）額が財政調整基金の約2割に当たる5,000万円を超えることが想定されることから、極めて厳しい財政状況にあります。

現在、各課からの予算要求の査定を行っているところですが、基本的には、島内の景気の下支えとなる農林水産業費及び土木費等における道路等の公共事業に軸足を置きながら、緊急雇用創出事業等による起業家の育成と雇用の創出、

ゆんぬ体験館等を活用した観光戦略プロジェクトの推進、少子化対策プロジェクトの推進、ヨロンの海再生事業等の環境の島づくりプロジェクトの推進等を考えております。

なお、平成22年度から本町も過疎地域に指定されたことから、これまで主に一般財源でしか対応できず先送りしてきたソフト事業についても、過疎債を充当し鋭意事業化を検討していきたいと考えております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） まず、国保の問題から続けてお伺いをしたいと思いますが、21年度に12年ぶりに税率を改定して、赤字の減少を図るために値上げをしたということあります。そしてまた、22年度も5,000万ほどの繰入れが想定され

ているということですが、21年度の税率の改定によって少しでも以前と異なって赤字の解消と申しますか、値上げをしたことがどれだけプラスになったか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

平成21年度に、先ほど町長が申し上げましたとおり、12年ぶりの値上げをさせていただきました。町民の皆様にも、議会の皆様にも、本当にお礼を申し上げたいと思います。

それで、平成21年度に上げたことによりまして、町の経済動向というのもちょっと背景にあって、厳密な数字は、どれだけ国保としての歳入増があったのかという点ですけれども。経済の落ち込みとか、あるいはその数値は本当は加味しなくてはいけないのでしょうが、その分は置いといて、調定額で単純に申し上げますと、大体、例えば上げる前の前年度の20年度と比較いたしますと、2,750万円ほど税収が伸びております。ただし、徴収率は御案内のように若干下がったというふうなことになっております。当然、値上げしたことによって徴収率が若干落ちたというふうな結果になっております。そして、パーセントで申し上げますと、21年度は、20年度よりも税収では18.97%ほど伸びております。これは値上げ、じゃあ1世帯当たりどのくらい上げたのかということでいろいろ数値がありますが、単純計算では、加入者1世帯当たり大体2万1,000円ほどの結果的には値上げになったということになります。

あと、町長から申し上げましたように、22年度は据え置きさせていただきました。また、23年度につきましても、お答え申し上げましたように今の経済状況ではかなり厳しいと、値上げをすることが厳しいという結論に至っております。とりあえず以上です。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 大変厳しいものがあろうかと思います。いわゆる税率を上げることによっても、なかなか解消できないと。なおかつ、上げたことによって徴収率は悪くなると。全くある意味では悪循環と言えるかもしれません。そういう観点から、私はこの問題を少しでも軽減し解決していくためには、更に国の負担率アップを求めていく、あるいはまた、県単位で広域化を推進していく方向が必要ではないかということで、広域化に対してはどう考えておられるのか、どのような状況かということをお聞きしたわけでございます。もし、また、これは私の質問に対する答弁ですから、広域化もいろいろ賛成する点もあれば、また反対する点もあるという状況であります。町長の考え方として、私が申し上げた広域以外に町内で

できる、この問題の解決に何かまたほかにいい施策等がもしあるならば、お聞かせを願いたいと思います。広域化以外に何かあるならばです。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 現状では、その対策ができないということが、全体、全国の市町村の悩みであります。私どもとしては、この国保の在り方というのが、本体であります、現在は市町村でやっているわけでありますが、これがどうしても、本当は国にお願いしたいと、国でやるべきだという考え方をもっているわけであります。その前に、第1段階として都道府県単位でやっていただきたいということで、今市町村は死に物狂いでお願いをしているところです。お陰様といいますか、今現在、民主党さんの方で、政権与党の方では、75歳を第1段階として、あと全部を県の方にやるという考え方をしていらっしゃるわけでありますが、実際に主体となる県自体が、ほとんど1県か2県ぐらいを除いては全部反対であると。どちらかといいますと、鹿児島県の場合は、鹿児島県の広域事務組合を主体にしていただきたいというのが本音で、その方向の指導を強くやっておられる状況です。それでは今市町村でやっているのと同じように必ずまた行き詰まるということで、私どもとしては県でやるべきだということで今強くお願いをしているところであります。現在それ以外に方法が見つからなくて、19年度に5,400万円余り、20年度に5,500万円、また今回も21年度も5,000万円以上ですね、22年度も5,000万円以上の一般会計からの持ち出しということになるのではないかと思っているわけですが、その対応をどうするか今非常に苦慮しているところです。ただ、先ほど課長が答弁されたとおり、経済状況というのを考えたときに、今回もできないのではないかと。20年のときに1回上げたときに、一応7,000万円をめどに上げるべきだというのを基本に検討したわけでありますが、実際経済状況を考えると、その半分しか見込めないのではないかという形で、半分で2段階に年次を追ってお願いをしていくこうという考え方でやったのですが、実際現状は経済状況が非常に悪いので、本年度もまた見合わせざるを得ないのではないかということで、どうしたらいかということで今検討中であります。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 大体町長の答弁をお聞きしましても、広域化は避けられないという認識じゃないかと思います。

町田議長の方からも、先の全国町村議会において、この問題については議決をしたということをお聞きしました、広域化についてもです。そしてまた、最近の新聞等の時事通信社の調査等によれば、56%の首長が、この広域化を望んでいると、ほとんどの市町村が財政力にあっぷあっぷしてもたないと。その中でも、いろいろ

今さっき町長も言われましたように、5府県の知事と96市町村は広域化に大いに賛成であると。つまり、鹿児島県の方はなかなかという答弁にもありましたとおり、おそらく消極的な姿勢であろうかと思うわけです。つまり、それは県の財政負担の問題からいわれているのではないかと思いますが、その中でも2008年度ごろからですか、全国都道府県知事会においても、京都府の知事なんかは、積極的にそういう都道府県単位でもつべきだということを積極的に提案し、取り組んでいるという話を聞いてあります。つまり、財政の側面からだけ都道府県がそういう責任逃れのことを言うのであれば、正に都道府県としての役割を果たしていないということを積極的に全国知事会の中でも申し上げて、意見ということについては、やや浸透しているという点もお聞きしております。更に、今地方分権が叫ばれている中で、京都府知事は、更に税の徴収とか一体化ということも推し進めている、税の収納・滞納対策についても、また徴収に係る経費についても県単位でやっていけば、いろいろな面で有効にやっていけるのではないかと、そうして先進的に取り組んでいるところもあると聞いておりますので、是非そういう点も今後考慮していただきながら、更に県にも積極的に今市町村が抱えている状況を訴えて、そしてまた、県が財政云々と言うのであれば、県もなおさら地方分権の立場から国に対して強力に申し上げていくという体制を整えていく必要があるのではないかと思います。是非その点をお願いしたいと思いますが、まずは、私が今申し上げた件に対する町長の今後の取組、見解について決意をお伺いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私ども奄美の市町村では、ほとんどが今年当たりから99%は一般会計から繰り入れないとやっていけない状況にあるわけです。私ども与論町は、平成18年から奄美の首長の会ごとに、与論の方から、市町村から県の方にやっていただきたいということで一貫してずっと陳情を上げてあります。ところが、県の回答を見ますと、いつも県の広域事務組合という指導ばかりが来ているものですから、今のところ、私ども奄美全体の意見としては、県自体という思いがあるのですが、広域事務組合でも、その前の段階で仕様がないのではないかという声もあるわけですが、やっぱり私どもとしては、県が主体となってやっていただきたいということで統一すべきだと、つい最近もまた、そのことは陳情してございます。

県の議会の方も、議長会の方も、そのことについては一緒になって陳情していただいている状況で、どうしても知事を説得していかなければいけないのでないかという思いで頑張っている最中ですが、またこれからも頑張りたいと思います。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 是非強力に進めていただきたいと思います。それぞれの町村、

また県は県なりの考え方、事情もあろうかと思いますが、是非これは積極的に進めいかなければ、町村あっての県でありますし、是非お願いをしたいと思います。私ども議会では、毎年1月に県で研修等があるときに、郡出身の県議の先生方をお願いして、島の抱える様々な課題を出して意見交換し、いろいろと実現していただくよう申し上げているところであります。確か去年だったか、町長もたまたま我々と同席されて、今言われた国保の問題についても、町長の方からも意見があったように覚えておりますので。是非ともまた町長は町長の、執行部としての観点から、我々もまた議会は議会としての立場から、積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、是非とも町民の負担が軽減できるようやっていただきたいと思います。

先ほど値上げについては、今のところはちょっと無理だろうという話がありました。正にそのとおりであります。景気も低迷し、町民の所得もひっ迫している中で税率を更にこれ以上アップするというのは、なかなか難しい。せめて県とかが取り組むまでは、一般会計からでも繰り入れてやっていかざるを得ないだろうと思います。どうかその点を是非強く認識していただきたい。また、値上げしたことによって何ら特段の改善も見られないし、更には、町民に重圧を強いるだけの結果でありますので、是非とも町民に負担を強いるような税率アップという観点ではなく、広域化あるいは国に更にまた積極的に国の持ち分を上げていくという方向性で、今後是非とも取り組んでいただきますよう強くお願い申し上げて、次に移りたいと思います。

次に、23年度の予算編成についてであります。先日から第5次総合基本計画の審議に当たる中でもいろいろ申し上げてきましたが、第4次の「オンリーワンの島づくり」という4次の振興計画が終わって、今度5次の振興計画に移るわけでありますが、23年度というのは、正に5次振興計画の出発点に当たるわけで非常に重要な初年度ではないかと思います。つまり、大きな長期的な計画として振興計画を立てたわけですが、正にその大きな基本構想、基本計画に魂をこれから入れていかなければならぬ。その魂を入れる出発点となる23年度の初年度というのは、正に5次総合振興計画の実現においては非常に重要なことだと思います。構想を幾ら打ち上げても、今から魂をしっかりとそれに入れていかなければならない。その魂を入れる作業というのが、正にこれから始まる実施計画、1期、2期、3期と実施計画をされていかれるわけであります。その中でも特に重要なのが、この初年度の予算措置じゃないかと思うわけであります。答弁書にもいろいろありますように、もちろん80%の依存財源の中では、なかなか国・県の財政状況を見なければ実現しにくいところもあるかと思いますが、計画を立てた以上は一步一歩しっかりとそれに魂を入れて、実現していく必要があると思うわけです。様々な重点

プロジェクト等を掲げられているわけでありますが、私はこの初年度において、一番重要な観点としては、町長がまずメリハリのある予算措置ができるかどうかということに、ある意味ではかかっていると思います。そういう観点からすれば、町長は過去の4次の振興計画も立派に総括しておられると思いますが、それを踏まえて、どういう取組をしていかれるのか、その覚悟、決意を承りたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 第4次総合振興計画の最終年度ということで、今その4次の総決算年になっているわけであります。そういう時期に振り返ってみまして、できなかつたこともたくさんあります。また、予想を上回ってできたこともあるわけでありますけれども。確かに私ども与論町の観光振興ということについては、計画どおりいかなかつたと、はっきり認めざるを得ない状況であると認識しております。第5次振興計画、その第4次振興計画の中では、観光を飛躍させるための要素づくりという面も一生懸命考えてやってきたつもりです。それを土台にして、第5次振興計画には、観光振興を強力に押し進めてまいりたいと考えております。国の補助をお願いして、空港のターミナルビルも1つでありますし、また、交差点改良で今度県から補償金をいただいた件では、観光課のきっちとした観光地らしい施設を造りたいということで、その施設面ではある程度目鼻はついている状況にありますが、これから本当に、先ほども喜山議員からもあったわけでありますが、観光の原点に立ち返って、今後は増客に向かってまい進していきたいと考えております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 依存財源が80%だと。そして、そういう本当に自主財源の乏しい中で、非常にまた投資的経費に使える金というのが少ない。非常に経常収支比率というこの島の財政状況の中では、なかなか本当に厳しいものがあろうかとは思うわけですけれども。限られた予算であればあるからこそ、なおさらメリハリのきいた予算措置をすることが必要じゃないかと思います。総合振興計画の中でもいろいろ議論したわけですが、現在の経済、町民の所得状況等から考えましても、例えば郡内でも伊仙町や天城町に次いで下から3番目にあるという状況は、ずっと変わってきていない。できれば通告では大まかな議論をということで、数字等の細かい通告はしていないわけでありますけれども。160万円前後の所得というのは、これはおそらく町全体の全てをひっくるめた平均の所得だと思いますが、今後、町民の総所得、国でいうGDPと申しましょうか、そういうのもちゃんと上げていただき、そしてまた、各職業別の所得もきっちと分析していただいて、なぜ平均の町民の所得が向上しないのかということもしっかり検証していただいて、具体的な対策・取組が今後は求められるのではないかと思うわけです。と申しますの

は、やはり税の、先ほどの午前中の議論の中にもありましたが、非常に町税が、未収金が2億数千万円と多額に上る。しかし、この中には様々な滞納理由はあるかと思いますが、多くの良心的な町民は、所得があるならば税金は積極的に払って社会貢献したいというのが、一般の普通の考え方じゃないかと私は考えます。本当に賢く、あるのに払わないで立ち回るという考え方の人は少ないと思いますので、是非そういう所得の具体的な分析に取り組んで、今度の5次の振興計画の中では、一步一步取り組んでいく必要等があると思うのです。観光と、そして、1次産業の農林水産業、これが一番の経済の主体でありますので、町長は観光のことについては、ずっと午前中から観光振興に取り組んでいくと積極的に言われておりますが、是非観光の今後の展望について具体的に、ゆんぬ体験館とかいろいろ箱ものを造ってやっていくんだということは、午前中にもありましたが、もっと何かいい施策はないか、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私ども与論町の1次産業を考えたときに、まず農業所得があります。隣の島と比べますと、面積が4.8分の1しかないということもあります。農業生産では、なかなか島外の島との競争でも太刀打ちできない状況であります。これは2町ありますから、2分の1になるわけありますけれども。それには、どう対応したらいいかということで、小さな面積で高額の収益を得るという方法しかないのではないかと。それには、土地あるいは水の対策ということで今までずっとやってきたわけですが、結果を言いますと、22億円以上はなかなか伸びないという形で大変苦慮しているところであります。しかしながら、その方策としては、絶対間違いないという考え方をしております。そういうことで今後もこれを充実させて、農業面はそれをしていきたいと。それと、1次産業である漁業の方は、これは奄美でも一、二位を争う漁獲高を上げてあります。時代の流れで今魚の価格がちょっと落ちています、実際水揚げされるトン数に比例した収入が得られていないというのが現状でありますが、これは将来私どものやり方では、この島を支えていく大きな産業になると。また、観光産業の一環としても、農業ももちろんそうですが、漁業は非常に大きなウエートを占めているということで、漁協については、今後前向きに対応していきたいということを考えてあります。まず、今手始めに検討しているのが、獲れた魚をどれだけ長くもたせるかということで、冷凍施設の研究をお願いしてやっているところですが、もうすぐ結果が出ると思います。キャスという電磁波による冷凍では、私ども与論で獲れる魚の価格では非常にペイしにくいと。投資効果が表れないこともあります、それに代わる冷凍方法を今研究してもらって、もうやがて出来上がるという報告を受けているわけで

ありますが、それができたら、今まで獲れた魚を十分に活用して、4、5日風が強くても十分に供給できるような体制が敷けるという考え方をしております。この1、2年のうちには、それができるのではないかと思っているところでありますけれども。漁業面もそういうふうな形でやっていきたいと。それを網羅した形で観光をしっかり延ばしていきたいと。私ども国の補助金が、政権が代わりまして、なかなか今のところどういう形で付くのかが推測できない面がありまして、具体的な計画を立てるのが、数値を出して立てるのがちょっと遅れている感はあります、それが明らかになった時点では、即計画を進めてまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 大変少子高齢化という社会構造の大きな変化の中で、これは国も県も市町村も大変あらゆる面で厳しい状況ではあります。しかし、厳しい状況だからといって、それに甘んずるわけにはいかないし、我々はもちろん現在を生きていかなければならない。また、これから我が島を支えていくであろう子や孫というのは、なおさらでありますので、我々は今こういう時期において、しっかりと現在だけではなくて、中長期的な観点からも、島のあるべき姿というものを展望しながら取り組んでいく必要があるんじゃないかと思います。そのためには、まず過去の取り組んできた、歩んできた政策等についても、しっかりと検証をしていかなければ、なかなか進歩がない。と申しますのは、やはり予算を組んで、予算を消化して、計画を立てて、ほぼ70、80%は実行できたと、おおむね答弁の中でもよく聞くわけでありますけれども。それは正に、そういう行政の観点が、町民の満足度、町民が本当にそういう実感をもって受け止めているかということで裏打ちされなければ、本当に効果があった予算措置じゃなかったと私は思うわけです。そういう意味からすると、個別の農業なら農業、あるいは漁業、観光等にも1つの数値目標を掲げ、あるいは個人所得の面からも掲げて、それを超えるような、上回るような具体的な政策を打ち出してやっていかなければなりません。と申しますのは、町民所得も過去からずっと郡内の下位から2、3番目を低迷した状況であります、160万円台ということである。というのは、これはある意味で言えば、今までの施策というものが、そうあんまり生かされていない結果が、この数字として私は表れているのではないかとも考えるわけですが、町長はどう考えますか、この点については。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 数値上の結果として出でていないということは、それがまだ達成されていないという以外の何ものでもないと思います。ただ、数値目標は一応立ててはいるわけでありますが、いろいろな事情で、例えば1つのものをやり上げると

いう計画を立てたのが、それ以上に重要なものが出てきたときには、変更せざるを得ないという場合が多々あるわけです。今までもこの10年間で何回かあったわけですが、そういう点では、次に繰り越すという形になる。それをそのまま放り出すというのではなくて、達成するまでの期間が延びるということになるのではないかと思うわけです。ただ、数値目標に達していないということは、努力不足だということでは間違いないと思うわけであります。今回また4か年の数値目標を立ててすぐやるわけですが、その数値目標が達成されるというのが目標でありますので、その点がまた重要だと考えてやっていきたいと思っております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 例えば農業関係について、ちょっと例を挙げて申し上げますならば、きびを基幹産業としてずっと打ち出して、それに今まで取り組んできているわけであります。農業全て、花き、野菜、あらゆるものをトータルしても、おそらく総額20数億円前後で低迷し推移している状況にあります。その中で総合計画の中にもありますが、取り組む面積、農家、戸数等は多いが、なかなか実績が上がらないと、生産額としてはです。そしてまた一方、反収を上げる野菜、花きは、最初はものすごくきびと比べたら高い。しかし、取り組む戸数が非常に少ない。簡単に分かりやすく言えば、そういう面からも非常に所得アップにはなかなか伸びがないということを私は言えるのではないかと思うわけです。そこには、もちろん様々な原因があろうかと思います。だから、そういう構造的なものを農協に任せただけではなくして、町の産業課がもっと主体となって積極的に、その原因を分析して、どう対応すればいいかということをしっかりと私は今後とらえ直していく必要があるのではないかと思うわけですが、農業の面を一例を挙げたわけですが、町長どうお考えでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおり、地域の中心となってやっているのが役場でございますので、主導的立場で、検討していかなきゃならないと思うわけであります。ただ1つ、専門専門でいきますと、私ども行政よりは、例えば農業関係を実際にやっておられる方々の方が、関連してやっておられる方々の方が、非常に優れているという点もございますので、やはり町と連携を密にして、町がやるべきことが何かということを関係者と常に連携を密にしてやっていくのが一番肝要じゃないかと思っております。私どもの責任逃れともいうような格好にはなると思いますけれど、決してそうではなくて、ともに語り合いながらやっていきたいというふうに思っております。

ちなみに、先ほどのことにもつながるわけでありますが、与論は19年度から少

しづつではありますが、16年度から見まして、少しずつでありますけれど、1人当たりの所得は伸びてきております。着実に、伸ばしていくような、後戻りしないような方策を第一として、やっていく必要があるのではないかと思っております。いろいろな方法で、面積が小さいだけにやればいいということではなくて、いろいろな方法を考えていかないと、作物の種類についてもやっていかないと、いろいろな角度からの検討が必要でありますので、当事者との連携がどうしても一番大切じゃないかと思っております。それを大切にして、やっていきたいと考えております。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） ぼちぼち時間が来たようありますので、まとめてみたいと思います。

是非、具体的に問題点の原因というものをしっかりと調査・分析していただきたい、5次振興計画の中では、しっかりと町民が実感できる、町民の満足度の高い振興策にしていただくよう強くお願ひ申し上げたいと思います。今、マスコミ等ではいろいろな問題が取りざたされて、地方の政治から、あるいは近隣市町村の問題などがいろいろと取り上げられております。例えば阿久根、また名古屋の問題等よく報道されて、それに対する意見もいろいろ賛否両論あるようですが、これは正に我々は他山の石とすべきでありますし、問題の善し悪し、手段・取組の方法等は様々な観点があろうとは思いますが、こういう問題が出てくるということは、正に根っこにおいてはすべての地域、我々の市町村にも密接につながっている点があろうかと思っていますので、我々は是非ともそういう視点・観点に立って、自分の問題としてとらえながら取り組む必要があるのではないかと思います。と申し上げますのは、今までみたいに右肩上がりの経済情勢であれば、町民とともに一般的な地域の住民も何も文句は、極端な例を言えばです。昔、観光ブームで本当に経済的にも熱気盛んなときには、我々議員や役場職員・町長等に対して、給料が高いとか、行政の経費がどうのこうのとか、そういう声はあまり聞かれなかった。正に島で言う「イチャリドウエイジラサ」という言葉であります。貧しくなれば貧しくなるほど、向くところは正に議会や行政であります。それは、ある意味では仕方のないことでしょう。正に、会社に例えるならば、経営の主体は社長は町長であり、それに参加しているのは、正に行政職員や我々議会全体であろうかと思います。だから、そういう観点に立って、我々は取り組んでいかなければならぬ。いかなる改革にしろ、正に意識が変わらなければ、意識を改革しなければ、変わっていかないと思います。意識改革に始まって、さらなるまた意識の改革に終わるという、そういう循環でなければ、改革というものは永遠に続いていかないと思いますので、是非と

も少なくとも我々は経営主体の一員としてのあるべき姿、少なくともものの考え方、理念とかそういうものについては、是非町民が主役だということを、町民の目線で取り組むんだと。そしてまた、もっともっと町民全般の意見を聞いてやっていかなければならないという視点に立って、今後我々も議会基本条例を作つて取り組む決意でありますし、どうか行政も一体となってそういう取組が待ち望まれていると思いますので、よろしくお願ひを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。町長の御意見等があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） これから時代を考えたときに、正におっしゃるとおりで、私ども与論町だけがあるわけではなくて、やはりつながって、世界とつながっているわけでありますので、そういう面での大局的な立場からの検討も必ず必要ではないかと。そうでなければ、また禍根を残すことになるのではないかと思います。大いにいろいろな角度からの検討をしながら進めてまいりたいと思います。

今おっしゃいましたように、私どもは10か年計画を立てたわけですが、これが本当に成功したかどうかを判断するのは、町民の方々でございます。まずは、この4年間の実施計画を立てるわけでありますが、今回の10か年計画の審議員の方からも特に要望もあったわけですが、そのチェックを、広く町民に呼びかけた形でチェックしてまいりたいと考えております。数値目標をきっちり立てて、それがどれだけ達成できたか、できなかったのは何か、また、その代わりに何をやったのか、何もやらなくてできなかつたのか、いろいろな角度から検討して、その次に進むような形を今後はとつていきたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願ひします。

議長（町田末吉君） これで、8番、喜村政吉君の一般質問を終わります。御苦労様でした。

次は、10番、麓才良君に発言を許します。10番。

10番（麓 才良君） 平成22年第4回定例会における一般質問をいたします。今、後ろの方にたくさんの町民の方々がお見えになり、特に、たくさんの女性の方々がおいでになり、久方ぶりに緊張した面持ちで質問をする次第でございます。

さて、現在、本議会において第5次与論町総合振興計画について審議をいたしております。今回の策定に当たっては、島内において民間の各団体との意見交換・回答を踏まえ、行政内のワーキンググループにおける検討を重ねて府内でとりまとめられたことは、一定の成果として考えるところであります。

そこで、私なりの視点を申し上げ、それをもとに質問をいたしたいと思います。

1 「自然がきらめき、人がほほえむ文化のまちおこし」に向けて

まず、振興計画は、町民のための町民の計画であるということあります。したがって、実践する主体は町民であり、その成果をサポートするのは行政であり、その土壤づくりに携わるのは我々議会ではないかというふうに思います。この視点を私たちは、この総合振興計画を審議し決定する上において大事にしなければならないのではないかと思うところであります。

そこで、まず、基本的な柱として、「自然がきらめき、人がほほえむ文化のまちおこし」を掲げ、いにしえの恵みである誠の教えを厳かに受け止め、大自然と人、人ととの共生を図り、持続可能な循環型社会を目指したいと考えるものであります。そこには、住民主体の原則、地域ぐるみの原則、風土調和の原則を地域おこしの3つの原則として踏まえ、振興計画の期間を「再生と創造の10年」と位置づけたいと考えます。そして、水の再生、緑の再生、海の再生の3つの再生と、きずなの創造、仕掛け・仕組みの創造、文化の創造を3つの創造として掲げるとともに、人づくり、土づくり、物づくり、健康づくりを4大運動として、島ぐるみ・地域ぐるみで展開したいと考えるものであります。

その上で、「東洋の海に浮かび輝く1個の真珠」をヨロン島の将来像として念頭に置きながら、町民憲章の具現化を目指して、1つ1つの目標をまとめ、世代を超えて取り組む中で連帯感を高め、成し遂げていく感動と誇りを共有し、「自然がきらめき、人がほほえむ文化のまちおこし」を進めたいと考えるものであります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

(1) 観光についてでございます。

観光は、本町の総合産業であり、リーディング的産業であることはおおむね共有していると考えます。そこで、観光の概念をまとめ、町民が共有することが島おこしのポイントであると考えるのであります。町長はどうお考えなのか、お伺いいたします。

(2) ごみの不法投棄をなくすることを前提としてお伺いいたします。

景観の整備策として、ごみの資源化とその処理方策の仕組みを整え、町民に周知徹底を図り、ごみの不法投棄をなくして、「ごみのない島・無駄のない島ヨロン島」を目指して取り組んでいったらと考えます。そこで、町長のお考えをお伺いするものであります。

(3) 土づくりの観点を踏まえてお伺いいたします。

現在取り組んでおられる「緑の分権」事業は、島の未利用資源の良き活用方策となっており、島の活性化に寄与するものと期待をされております。今後どのような展望をもっておられるのか、お伺いいたします。以上です。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず最初に、総体的にお答え申し上げましてから、その後、項目に従ってお答えいたしたいと思います。

市町村の総合計画は、地方自治体が策定する全ての計画の最上位計画であります。1969年の地方自治法改正により、第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」を根拠に、策定が義務付けられております。

このことから、本町におきましても「与論町振興開発計画審議会条例」及び「与論町振興計画策定委員会規定」等に基づく会議や民間の代表による町づくり委員会を立ち上げ、多方面から鋭意検討を重ねてまいりました。

特に今回は、町内の各種団体等と意見交換を行い、多くの御提言をいただいたところですが、議会の総務厚生委員会の皆様とも数回意見交換を行い、多くの貴重な御提言をいただいたところであります。

御指摘の「島の将来像」をはじめとする御提言は、本町の将来にとり極めて貴重かつ的確な御意見であり、表現が若干違う部分もありますが、おおむね第5次総合振興計画に網羅しているものと考えております。

それでは、個別に具体的にお答え申し上げます。

はじめに、1の(1)について申し上げます。

御指摘のとおり、本町観光振興のキーポイントは、残された自然の豊かさに加え、訪れたお客様に接する「おもてなしの心とおおらかで素朴な島民性」が大きな財産だと思います。

これまでの観光ブームの経緯も含め、現状と課題を分析することにより、島全体の問題と捉え推進していくことが最重要だと認識しております。

そのために、島民が一丸となった意識の改革と連携の強化を図り、資源財産・民俗文化遺産の再認識と発掘及び整備を進めるとともに、地場産の特産品開発及び販路の開拓を推進してまいります。

他に類のないヨロン島らしさを表現するキャッチコピー等で、島のイメージアップ戦略による知名度の向上と特産品の販売拡大につなげ、相乗効果のある島おこしを図ってまいりたいと考えております。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

海岸や道路際では、ビニール袋や空き缶などのポイ捨てが見受けられ、管理の行き届いていない場所では、農業用の廃プラスチック、古タイヤ等が捨てられ、景観を阻害している要因の1つとなっています。

人目につきにくいから、ゴミが捨ててあるから、他人もやっているからなどの理由で、心ない人のゴミの不法投棄がなされている状況になっております。

不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然破壊につながり、絶対に許すことができない行為であります。不法投棄は、犯罪であるという認識を町民一人一人がもってもらい、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識が大切です。

ゴミは資源であるという認識で、ゴミの削減と再資源化を図るため 3 R（リサイクル、リデュース、リユース）の徹底を行い、美しく気持ちの良いヨロンのイメージを定着させる取組を図るため、資源循環を基本としたゼロエミッション型の島づくりを進めていきたいと思っております。

最後に、1の(3)についてお答えいたします。

総務省が推進する「緑の分権改革」は、森、里、海とそれに育まれる水、田畠や地域に降り注ぐ太陽など、豊かな資源とそれによって生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値を把握し、「地域の活性化」や「絆の再生」に最大限活用する仕組みを創ることで、地域からの人材や資金の流出を減らし、地産地消・低炭素社会を構築していくことを目的としています。

与論町においては、未利用クリーンエネルギーの地域活用に向けた具体的な事業展開の取組として、これまで処理に困っていた街路樹や各家庭の庭木を伐採した後の樹木や草、遊休農地を開墾した後の灌木などの未利用資源を活用し、木質系粉碎機により、高圧でりつぶし、畜産農家の牛の敷料、果樹農家の敷材として使用する体制を整備して、堆肥センターで完熟堆肥化し、園芸、野菜農家に提供、還元することで、地域資源循環農業に寄与する体制を構築したいと考えております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 観光の概念のまとめについて、ちょっともう少し論議をさせていただきたいと思います。

私が申し上げているのは、今御答弁にありましたように、観光の1つ1つの方策のポイントとして御答弁をいただくということではなくて、じゃあ与論島は観光ブームに乗って一度大きな観光の波を被ってきております。今、観光というものを大きな声を出し、それぞれ予算をつけようとなると、1つのトラウマ的な感覚が残っていると私は思っております。ところが、私たちが地域おこし・島おこしを考える場合に、どうしても総合的な産業としては観光でしかないと。観光が、これからとの与論の島おこしのリーダー役だということは、認識しているわけです。そうなると、町民全体がその感覚を、その思いを共有するためには、観光というものは、こういうものだという観光についての概念を取りまとめて、町民お互いが共有するこ

とが大きなポイントではないかというふうに考えるから、私はその観光の概念をどのようにして取りまとめるのかと、どのような方策で進んでいくかということをお伺いをしているわけです。そういう観点から、もう一度町長の御見解をお伺いいたしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先ほどもちょっとお答えしたのですが、観光というのは、全ての産業につながっているということです。これを町民の方に認識していただきたいと思っております。今まで観光に対する認識というのは、細々とした形で総体的なものが非常に薄いところがあったのではないかと反省しているところであります。今後、観光がすべての産業につながっているのだということを改めて町民の方に啓蒙していきたいと考えております。

どのようにつながっているのかということを説明することによって、それは理解を得られるのではないかと思っているわけでありますが、今度の計画の中に、この4年間の間に、4年間の最初の第1段階の中に、具体的に観光の及ぼす影響といいますか、地域おこしに及ぼす影響を具体的に掲げた形で予算化していく必要があるのではないかと思っております。

私どもとしては、観光によって島おこしができると。個々の産業、農業、漁業、あるいはほかの面だけでは非常に難しいところがあると。観光を中心にしてることによって、1つにまとまっていける島づくりができるのではないかと思って、今後対応してまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 私もこの質問を出す前に、これは、総合振興計画の審議会の中で観光というものを論議するときに、私たちは観光というものをどういう概念でまとめていたのかなということでふと気になり、関係者の方々にもそれを聞いてみたら、「そうだね、観光というのは、こういうものだという概念をまとめてなかつたんじゃないかな」ということで、それで「いや、前にまとめたことがあったんじゃないの」という話もありましたが、今私がその場で観光というのは、こういう概念でとらえていいのではないかということで、すらすらっと出てこなかったわけです。そこで、あちこち聞き及んだり、図書を借りてきてまとめたりしましたが、ひと口に私たちは、観光とは国の光を観るということで表現をしたりしてきましたけれども、じゃあ国の光とは何かと、国の光とは、地域文化であると。観光とは、地域文化をもとに展開していくと。じゃあ、その地域文化とは、農業、漁業、商工業などの各産業の生産環境や保健、福祉、医療、民俗芸術、スポーツなどの生活環境及び景観などの自然環境と、そこで営まれる独自性のある政治、経済、暮らしで

あるというような概念が引っ張り出されたのであります。これが観光の概念として、本町の観光の概念のまとめとしてふさわしいかどうかは別にして、このような形で私たちは観光の概念というのをまとめていくことが、今度総合振興計画を進めていくときに、観光にどのような形で結びつけていくか、観光がいろいろな分野にどのように絡み合っていくかという視点になろうかと思います。そういう観点で申し上げてますが、観光課長何か良いお考えはないですか。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） なかなか費用対効果の出ない観光課でございます。

これまで多くの施策を先輩方から引き続き受けてやってまいりましたが、ここで考えてみると、数打ちゃ当たるというような感じで、これまでなかなかターゲットを絞った誘客活動もやっていなかつたのではないかと思っています。

今後、今取り組んでおります観光戦略プロジェクトの中で、これまでの過去の対策というのを抜本的に考え直し、これまでの自然一辺倒の観光から、もちろん島のここに住んでいる皆さん方の人づくり、あるいは資源をもっともっと大事にしたような観光をつくり上げていかないと、ただブームだけで終わるような観光になってしまふので、足腰の強い観光を目指すためには、町民全体で1つ1つ取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。以上です。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 何気なく頭にこびりついた観光の概念とは何だろうかということでございましたが。

これを、まとめていくというのは非常にある面で、大事なことではないかと思っているところです。

先ほど、少子高齢化の問題が出ておりましたが、この少子という現象は、統計的に何年まではこうだというのははっきり出ているわけです。じゃあこれに対応しなくてはいけない、そうした場合に、1つの方策としては、交流人口の増加というのがあるわけです。それと、少子高齢化であれば、高齢者の方々のこれまでの知恵と体験をどう生産現場、いろいろな生活現場に生かしていくか、これに経済効果をどう付けていくかと。ただのボランティアではなくて、その高齢者の方々の知恵と体験を生かすことで、どのような経済効果を生み出していくかという、こういう観点が必要になってくるのではないかと思います。

そこで、この交流人口の増加ということは、観光ということにほとんどイコールするわけであります。観光の概念というのを先程申し上げましたように、生産環境、生活環境、自然環境といろいろな分野が総合的に観光の地域文化の要素であるということに結びつけていくのであれば、例えば観光という概念をとらえると

きに、観光からいろいろな分野に波及していって、何がある、何につながっていくというようなこういう実施でもして、これをお互いが共有をすることによって、ああ、これも観光なんだ、ああ、これも観光に結びつくんだという心の共有が大事じゃないかと思います。前の論議に、前と今の話がありましたが、迎える心、おもてなしの心という表現が論議をされました、当時のおもてなしの心というのは、島ぐるみのおもてなしだったと私は思います。今後、観光の概念をまとめていく上においては、島ぐるみのおもてなしの心をつくるということにもつながっていくのではないかと思います。ですので、お互い観光の概念というのをきちんとした形でまとめて、これをお互い町民が共有するということは、非常に大切な観点だと思いますが。その点に関しては、町長の思いはいかがでしょう。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、私どもは観光というのを限られたもののような感じで今までやってきているわけありますが、交流人口に関わること全てが観光であるという考え方をもっていたと思うのです。というのは、例えば私なんか、スポーツ関係なんかは、これは完全に観光のためのという考え方方が非常に強いわけです。できるだけスポーツ関係の行事も島でやっていただきたいということで、関係機関にお願いをして誘致をしているわけでありますが、また、文化的な問題も、観光につながっているというのは体では感じても、概念的に考えていたのに非常に薄いのではないかと、薄かったのではないかと思っているわけです。

今後は、そういう全てのものが、観光になるんだということを島の方々にも周知していきたいと考えます。今後、この気候を利用した形で、ヘルシーアイランドといいますか、そういう面も充実した形で全ての角度から観光につながるような事業をやっていきたいと。具体的に1つの例を申し上げますと、私どもタラソテラピーというのを今までやってきているわけでありますが、それが冬場にはぴたっと止まるということで、その施設面は個人の方々にお願いしていた関係もあるわけでありますが、今回また24年度にはB&G財団の事業を利用して、プールを温水化したいと考えております。それもタラソに活用できるのではないかということで、多方面にわたってそういう活動もしてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 不法投棄のごみ問題の中で、ゼロミッション型の島づくりを進めてまいりたいということでありましたが、このゼロミッション型の島づくりを進める中でも、いろいろな仕掛けや仕組みづくりをしなければ、このゼロミッション型の島づくりは進められないと思うのです。その中の仕掛けであり、仕組みづくりであり、そういうものを総体的にきちんとした形で組み立てて、その成果を出

していく、そのこと自体が、すなわちこれが観光じゃないですか。そういうふうに考えていけば、島のいろいろな分野に対して観光というのは結びついていくし、そういう結びつきというのを実施でもしながら、お互いが分かりやすく共有できるよう、その概念をきちんと整理するということが求められているというふうに思います。そういうことも踏まえながら、次の質問に転じていきたいと思います。

不法投棄の問題なのですが、午前中からも論議になっておりましたが、非常に島内各地に不法投棄の箇所がたくさんあります。私も今回何箇所かで、その不法投棄のものすごい現状について目を覆いたくなるような現状を見せられました。

そこで、この不法投棄をどういう形で整理をし、不法投棄をしない町民の活動にしていくかということに思いをはせなければならないと思います。

まず第1には、今不法投棄されている場所をきれいに整備しなければいけないと思います。そのための方策をどうするかということなのですが、町民の方々に不法投棄されている。また、その不法投棄がこれだけものすごいものだということの問題意識を共有してもらうためには、いろいろな方々が一緒になってその場を視察し、その対策について検討することをしてはどうだろう。幸い今日は、このように地女連の方々もたくさんお見えになっております。自公連の方々、それからＪＡの方々、家電店の方々、整備会社の方々、いろいろな諸々のそういう関係者の方々が一同になって、みんなでそういう不法投棄の箇所を視察し、その対策はどうするかという検討をされてみたらどうでしょう。

もう1点は、不法投棄されている場所というのは、得てして整理をすれば景勝地に変わります。そうすれば、不法投棄を処理し整備することによって、1つの島のあちこちに観光名所・スポットができるということにもつながります。

きょうお帰りになりましたが、昨日ＪＴＢの方で観光関係の会議の中で、長野県と新潟県から、その観光関係の方々がお見えになり、城跡当たりを御案内する機会を得ましたが、その中で長野・新潟県の方では、80キロのトレッキングコースを作られたという話をされながら、そこを御案内をしながら話を伺いましたが、与論でも、そういうコースは十分できるという話もございました。そうすると、不法投棄をされている場所というのは、そういうコースにも対応できるわけであります。そういう展開がいろいろ考えられますが、まずは、不法投棄されている場所の対策について、町長はどのようにお考えですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先般、議員さんの方から連絡を受けて、大変申し訳ないのですが、まだ行って見てないのですが、私どもとしても、観光地とはいながら、そういう点の認識が非常に浅かったのではないかと反省した次第であります。そのこと

については、環境課もできていることですし、今後しっかり対応をしていきたいと思っております。まずは、その場所を確認させていただいて、町民に知ってもらうという活動を即行動開始したいと思いますので、ひとつ今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） これは、ただ単にその場の対応というだけではなくて、この不法投棄というのは、何も与論町だけの問題ではなくて、各地区で非常に頭を抱えている問題であります。この私たちの与論町で、不法投棄に対して島ぐるみで対応して、ゼロミッション型の島になりましたという、そういう目標に向かって進むその過程というのを、その仕掛けというのを、お互いに十分検討して、その仕組みづくりをしっかりと取り組んでいく、この過程そのものが1つの観光資源です、町長。こういう仕掛けをし、仕組みをする。これを、きちんととらえていって情報を発信する。これが、すなわち大事な、すごい観光資源じゃないですか。そうすると、私たちの与論町にはたくさんの、我々には今思いつかない一杯の宝物があるのではないかと思います。だから、今後、第5次総合振興計画の推進の中で、特にそういう観点からも、6つの重点プロジェクトについては、民間を中心とした、主体にしたプロジェクトチームを作り、実践の主体は民間であると、町民であるという観点のもとに、この総合振興計画を進めていく。そして、それを評価するシステムをきっちりと作って、その評価をするのは、どちらかと言えば行政の方が私は案外いいのじゃないかと。評価するというのは、いろいろな課題と成果を比べて、課題に対しては、今度どのように支援をしていくかということが見えてくるわけで、そういう中で適切な対応というのが、素早い対応というのが行政もできていくのではないかというふうに思います。だから、今度、第5次総合振興計画の着手に当たっては、そういう推進体制というものをもう一度お互い改めて考えをめぐらせていく必要があるのでないかというふうに考えております。そういう観点から、いろいろな仕掛け・仕組み、その成果を求めていく姿、これを発信することによって、観光資源になるという思いであります。この観点について、町長の思いをお伺いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） また、おっしゃるとおりで、今度実施計画を立てるときに、実際に参加して町民の方が、町づくり委員会というのができています、そこが中に入って一緒に計画をしようという予定になっております。そのほかにまた、いろいろな角度から必要あれば検討させていただきたいと思いますが、今のところは、民間の参加は町づくり委員会の方々をお願いして検討したいという考え方をしており

ます。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 先ほどこころの健康というのが話題になりました。こころの健康ということでとらえてみますと、精神に障害のある方々を施設収容型から地域で受け入れる形で対応していくというのが今方針としてとられており、この前その研修会があったのであります。この地域で対応をしていくことになると、これまでずっと標榜しておりました、地域福祉をどのようにして推進していくかという大きな課題に突き当たってくるわけです。じゃあ地域福祉のコーディネートをどこでとるのかということも大事になってきます。そういうことを含めて、私が申し上げる6つの重点プロジェクトを推進するためのプロジェクトチームを作られて、民間を主体にしたそういうプロジェクトチームを作り、検討していく必要が、そういう観点からもあるのではないかということです。町づくり委員会で各分野を網羅することはできません。実際に推進する、その仕事に当たる、それを教授するそういう方々が中心になった1つのチームを作って、計画を立て推進していくということでなければ、これだけの膨大な実施計画というのは進んでいかないのではないかと。また、それが町民みんなの振興計画であると思いますが、そういう観点で申し上げているのです。もう一度お願いたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 実施計画というのは、主に予算を中心とした形で進められて、実践をするという段階までは、非常に手薄なところがあるのでないかと思います。今御指摘のとおりで、この6つのプロジェクトを作って実施をするという段階になれば、そのプロジェクトごとに実施期間を検討していくという考え方でいます。ただ、総体的な4年間の計画を町づくり委員会でやって、実施段階になったら、その関係者によるプロジェクトを作つてやっていくという考え方をしております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 今ありました重点項目ごとのそのプロジェクトチームというのは、その仕組みというのは、いろいろな振興会とか、いろいろな連絡協議会とか、いろいろな形であるわけです。それをもっと、その絡みを大きな枠に広げていくという、その仕掛けが必要だと思いますが、今全くゼロではなくて、あるのですが、それを重点項目ごとにしっかりとした仕組みを作り上げていくというのが、必要だということだと思います。是非、今ございましたように6つの項目ごとにでも、しっかりとしたプロジェクトチームをつくつて実践体制を是非押し進めていくような形で取り組んでいただきたいと思います。そして、それに伴う評価をする体

制というのも、しっかりした形で取り組むべき必要があろうかと思います。

不法投棄の取組は、どうしましょう。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 不法投棄は、町長が答弁したとおり、「しない」「させない」「許さない」という基本姿勢は大事だと思います。そして、不法投棄の問題につきましては、やはりどうしても議員さんが実際視察されまして見られましたとおり、昇竜橋のああいう全く見えないところ、そういうたシゴーの空いた崖の下だとかそういうところに不法投棄がなされております。そういうところは、皆さん方が土地の管理をされていないところが、不法投棄の温床となっているところが多々見受けられます。まず、不法投棄されれば、やはり管理者の方として、地主の方として、いい気持ちじゃございませんし、また、景観からしましても非常に不快な気持ちでございます。ということは、私どもとしては、まずできるのは、そういうことをさせない、そういうことをまず啓発していきたいというふうに考えてあります。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 「しない」「させない」「許さない」というために、先ほども申し上げましたように、いろいろな関係者団体の方々で現場を視察して、やる。その対策を検討することで、1つのきっかけづくりにされたらどうですかという提案をしたところです。「しない」「させない」「許さない」じゃあどうしてするんですかと。「しない」「させない」「許さない」ためには、どういう手立てをしていきましょうかということなのです。ここで私たちが論議をしているだけでは、「しない」「させない」「許さない」は進みませんので、その1つのきっかけづくりを私は今提案したところなのです。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 私どもができるといたしましては、まず、各団体さんをお願いいたしまして、そういうところを見ていただいて、実際にこういったところがあるんだということから、手始めに足元の方から進めてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 先ほどもありましたように、不法投棄をされてしまったら、その土地の人が責任を負わなくてはいけないという、何か違うふうな感じで終わりますけれども。これは町民全体の課題としてとらえなくてはいけないと思います。そういうことになればなるほど。ですから、いろいろな関係者の方々で1回見てみるというのは、「させない」「許さない」ということにつながるいい方法の1つでは

ないかと思うのです。

それと、問題になっているリサイクルの金がかかる分野は、国・県等に負担を軽減させる方策をお願いをしながら、もう1つは、考え方としては、違法にならない方法で処理するということもできないことはないわけです。それと負担を軽減してもらうということと、各離島は1つの特区にしてもらって、大体の分野を島の中で処理できないかという方法も検討していく必要があるのではないか。コストをかけて買って、コストをかけて出すということではなくて、出すコストを軽減するためには、島の中である程度、一定程度まで処分できるような、そういう特区的な感覚も持ち合わせて検討していく必要があるのではないかというふうに、1つは思います。

もう1つは、町民の意識改革のためには、先ほど申し上げましたような、みんなで見て考えるということが、1つの第一歩になってもいいのではないかというふうに考えます。

もう1つ、そういうことでプラスして申し上げましたが、町長からお願いいいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） この不法投棄というのは、町民の起こした問題で、特区を考える、できるかどうか分からないのですけれども。まずは、やはり知ってもらって、町民が努力をするというのが第一義じゃないかと思います。そういう点でも、広報等で、しないように。特に今度はテレビが相当対象になるという可能性がありますので、早急に各種団体をお願いして見てもらったり、それをまた広報に載せたりして全町民に呼び掛けて、今度の地デジの問題の対応にもつながるような方法でやっていきたいと考えます。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 今日、女性団体連絡協議会の皆様がお見えでございますので、本当にいい機会ではないかと思います。与論町が非常に不法投棄で悩んでいるということも、つぶさに討論しているということを御理解いただければ非常に有り難いかなと思います。非常に皆様方もリサイクルセンターを持っていかれて、与論町にこういったものが不法投棄されているんだと御理解いただければ、また、不法投棄されている場所というのが、麓議員さんがおっしゃったように、一番与論町の景観のすばらしいところに不法投棄なされていると。そして、それがたまたま樹木で覆われていて過去何年か樹木が生い茂り、そういったところで生い茂っているものだから見えないだけの話であって、そういうところがまた非常にいい景観形成の場所になっているということをお含みいただいた、また研修していただければなど

思います。ということで、まずもって身近な団体からお願ひをいたしまして、見てもらって、みんなで「ごみのない島、無駄のない島 ヨロン島」をつくり上げていければなという具合に考えてあります。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 先ほど申し上げました島の中である程度まで処理できるような方策というのを、十分に検討していただきたいと思います。お金を出してきちんとしなさいということですが、なぜ不法投棄になっているかというその部分も検討して、その部分をこちらの方に転換していけば、その不法投棄の部分がなくなるというような転換を、方向をちょっと変えることによって、そういうのが出てくると思いますので。例えば不法投棄をしているものの中に、きちんと整理すればリサイクルできるようなものもありますし、本町の中でリサイクルするシステムというのをもう少しきんと洗い直していけば、投棄をせずにリサイクルする方向に回していくということもできるかと思います。そうすることによって「無駄のない」というのは、そういう観点からも申し上げたわけですが、是非そういう仕掛け・仕組みをじっくりと対応をお願いしたいと思います。

それから、「緑の分権」で取り組んでいる未利用の資源化ですが、今後施設を導入されるということで、この前の補正でも予算措置がなされているわけであります。今後こういう観点で進めていった場合に、今もう1つ問題になっているのは、建築廃材の木材とかそういうものの処理なのですが、こういう処理についても、破碎をして、これを墨にするという観点からの対応もできないのか。是非そういう観点からの対応も検討してみられたらいかがでしょうかというふうに思います。

土づくり、土壤改良資材ということで考えてみた場合にも、墨というのは非常に有効なことは申すまでもないことありますので、要するに、形を変えることによって非常に付加価値が出てくることもありますので、そういう観点も十分御検討いただいてみたらというふうに思います。ただ、そういう流れの中で、今与論島製菓の方で使っているバカスを燃料にするという部分が、そういうことで転用できなかというのが、ちょっと考えてみられたらどうだろうかというふうに思います。その未利用資源の中では、もちろんこの畜産を1つの中間点にして堆肥センターがあり、そして土に返すということありますが、そういう流れの中で土づくりの計画というのを50年ぐらいの目標を想定にして取り組んでいってみたらどうだろうかと。そのぐらいの長いスパンで土づくりというのを考えてみたらどうだろう。そうすることによって、島のゆくゆくのクリーンエネルギー、先ほどのタラソテラピーがありましたが、アイランドテラピーの島づくり。土づくりは、期せずし

て水の再生ということにも十分つながっていくというわけでありますし、なぜ土づくりを50年というスパンで申し上げているかというと、土づくりは一朝一夕になれるものでないことはお互いよく理解をしていることでありますので、これを10年の振興計画に上げて、その10年間で成果を見るということ自体が難しいことであるので、これを50年という1つのスパンに押し上げていって、その中の10年間でこうする、20年目でこうだ、30年目でこうだという形での捉え方でこの土づくりを進めていったらどうだろうかと思います。そうすると、その第1弾として、今度「緑の分権事業」で取り組んでいるものについては、非常に牛の敷料、園芸の敷料ということでもあります、1つの観点は飼料化ということも今話に随分出ているわけでありますので、いろいろな観点に転用できるかと思います。そして、そういう中で牛の飼料等についても、薬草というのを1つの島おこしのキーポイントに置いて、薬草を牛の飼料に効果的に転用していくことはできないか。ブレンドすることによって効果を出すことはできないかというような観点も取り上げてみたらというふうに思います。

ミンチにするときに非常に今まで問題になっていた、ドラゴンフルーツのあのとげの部分をミンチにすることによって、サラサラ状態になって出てくるということで、今まで邪魔者になっていたものが、非常に転用できるような部分があちこちあるのではないかというふうに思いますので、是非そういう形で転換をしていただきたいと思います。そういう面での町長の見解をお伺いいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 堆肥センターを造るときに、与論の土づくりの基礎にしたいという思いがあつて始めた、前にもちよと申し上げたと思うのですが、与論の堆肥センターの原料は、買っているのです。ほかの地域は、原料は買っていないということなのです。ただで、逆に金をもらって畜産農家の方から金をもらって、それを処理しているというふうに聞いているわけです。最初に計画を立てたときに、逆にそれをヨロンは買うんだと、何事かということで非常に県の方から私お叱りを受けたのですが、堆肥センターを造るのは、ただ堆肥を作るのではなくて、私としてはヨロンの土づくり、化学肥料で荒廃した土を元に戻すには相当長期的な計画が必要だという思いで、それにはどういう方法があるかということで担当課ともいろいろ相談をした結果、それじゃあ堆肥を買って、その堆肥の代わりに原料を買って、簡単に言えばちょっと汚いですけれど、牛のふんをそのまま買って、代金は完熟した堆肥を返すと。そうすれば、それを捨てるわけにはいかないので、農家の方々がそれぞれ自分の畑の土を元に戻していくということになるということで、金を投じて改めて土づくりをすることを考えれば、頑張っている農家にそれだけ差し上げられ

るのではないかという思いで、県の指導を押し切って堆肥を今でも買っているわけありますけれども。今でもその代金は全部現物でまたお返しをしている状況でやっています。今議員がおっしゃいましたように、それが1つの方法で、今度破碎機をまた入れまして、廃材とか、それから雑草とか、いろいろな台風時に出た灌木なんかをきれいに再利用できるように、牛の敷料とか、それから果物の下の敷材、雑草が生えない敷材とか非常に効果があるということで、その事業を平成22年度に導入してあります。先日、議会の方でお認めいただんですが、これは県の方々が、非常に与論のことを考えていただいて、3分の2の県の補助で、これは普通2分の1だそうですが、非常に島のことを考えていただいて、また、それは畜産関係の方々がそれだけ一生懸命頑張っているという証拠にもなるわけですが、今度予算化をして、この前お願いしたわけです。非常に効果が上がるものと期待しております。以上です。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） やりようによつては、これまで邪魔者扱いになつてゐたガジュマルのような葉が、今度は大きな資源になってくる可能性もないとはいえないわけです。そうすると、牛の飼料もガジュマルとかシチャバガの葉っぱを飼料にするということで、飼料費の低減にもなつていくのではないかというふうにも考えられます。いろいろな観点から非常に発想が広がる思いがするところでありますので、是非この効果に対して期待をしたいところであります。

ところで、教育長にちょっとお伺いをしたいと思いますが、先ほど観光について論議をしたところなのですが、教育観光ということで提唱されておりますので、教育長の方からも、その観光の推進についてひと言お伺いをいたしたいと思います。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 確かに観光の概念ということで、いろいろ先ほど述べておられたのですが、私は、1つの全体的ないわゆるエコミュージアム、全ての与論全體が、全て観光の素材になるというふうな考え方が必要ではなかろうかと。そういう意味では、先ほど述べられたいろいろな産業、具体的に自然、人、物、営み、これが全て与論に行けば、こういったのが本当に見るに値すると。正に「東洋の海に輝く1個の真珠」にふさわしいというふうなことで言えるような島にできればということで、その一環としての教育観光。今度ちょっとした本を出しましたが、その中に入材観光マップというのを一番最後に載せてございます。これは松陰の里、萩市を参考にした考え方ですが、松陰を中心とする萩に行けば、正に教育観光の里であると言えると思います。そういうことで、与論でもいろいろな人材が出ておりますので、そういう人たちの生誕地を中心に、そのほかのいろいろな観光資源、文化

資源というのもも全てその一環としてマップの中に組み込むことによって、島全体が教育観光の島、それは、イコール観光の島に直結するものというふうに捉えております。以上です。

議長（町田末吉君） 時間ですから、まとめてください。10番。

10番（麓 才良君） 観光は、国の光とは、地域文化であるということで申し上げましたが、これから1つの私どもの産業という観点からも、地域文化という観点からも、観光の取組ということについては、その概念というのをきちんとまとめて、島全体で取り組んでいくという思いが必要であろうかというふうに思います。「あなたがつくる、みんなができる、観光のまちづくり」こういう思いをみんなで共有することによって、この島の活性化につながるのではないかというふうに思います。ほかのいろいろな分野もありますが、観光というものが、それだけの総体的な、総合的な要素をもっている。そのことによって、この小さな島を大きな島に変えていく力をもっているのが観光の魅力ではないかというふうに思いますし、そういうことをお互いがきっちりとした形で共有できるように、その概念というのをきちんとまとめていただきたいというふうに思います。そういうことで私の一般質問を終わりますが、お互いの人が伸び伸び、地域が生き生きとし、そして、暮らしがますます伸びていくというこういう観念で、私どもはこの第5次の与論町総合振興計画に取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（町田末吉君） これで、10番、麓才良君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。5人の登壇者の皆さん、そして、答弁に当たった町長はじめ、執行部の皆さん、御苦労さんでした。

議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月21日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。定刻まで、御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

散会 午後3時23分

平成 22 年第 4 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 22 年 1 月 21 日

平成22年第4回与論町議会定例会会議録
平成22年12月21日(火曜日)午後3時22分開議

1 議事日程(第3号)

開議の宣告

- 第1 議案第48号 第5次与論町総合振興計画基本構想策定について(総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員長報告)
- 第2 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画策定について
- 第3 陳情第18号 インターネット議会中継実施について(総務厚生常任委員長報告)
- 第4 陳情第19号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書
- 第5 請願第23号 免税軽油制度の継続を求める請願
- 第6 陳情第20号 久富土子宅前東回り線(仮称)道路舗装整備について(文教経済常任委員長報告)
- 第7 陳情第21号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応について
- 第8 陳情第22号 夜間外灯(防犯灯)の設置に関する陳情
- 第9 発議第9号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について
- 第10 発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 第11 発議第11号 離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書の提出について
- 第12 発議第12号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書の提出について
- 第13 閉会中の継続調査について
総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員(12人)

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉政君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君

11番 大田英勝君

12番 町田末吉君

3 欠席議員(0人)

欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君
税務課長	猿渡ケイ子君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	港沢勝君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	池田直也君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午後3時22分

議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第48号 第5次与論町総合振興計画基本構想策定について

日程第2 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画策定について

議長（町田末吉君） 日程第1、議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定について及び日程第2、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定についてを、一括議題とします。

総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告を求めます。11番。

総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員長（大田英勝君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定について」「議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月14日に議長を除く全委員出席のもと、元井総務企画課長、沖島係長及び龍野係長に参与を求め、総務企画課長から総括的・大綱的な説明を受けた後に、一問一答方式で質疑応答等を行いながら審査をいたしました。

その主な内容は、次のとおりであります。

1 第5次与論町総合振興計画基本構想策定について

質問：行財政改革についての将来的な考え方を伺いたい。

答弁：次期与論町行財政改革プラン（仮称）を策定し、引き続き効率的な行財政運営を推進していく考えである。

質問：ＩＣＴを活用とあるが、光の速度が遅いため支障があるのではないか。

答弁：今後の課題として、ＮＴＴはもとより国・県にも訴え、その解消に努めてまいりたい。

要望：緊急雇用対策で臨時職員を多数雇用しているが、農水産業・観光産業の振興のための仕事に就けるようにしてもらいたい。

答弁：この事業は失業対策だけでなく、起業ということも対象にしている。今後新たな雇用の創出につながるよう取り組みたい。

質問：この振興計画に、町長の施政方針や基本的考え方は反映されているのか。

また、町長肝いりの重点施策は何か。

答弁：町長の決裁を得て決定されているので、反映されているものと考えている。

観光振興が町長の最重点事項だと感じている。

質問：出産支援は、第1子・第2子に手厚くした方がいいという声があるが。

答弁：人口維持のためには、第3子以上の奨励が重要だと考える。

要望：消防の広域化については、慎重に対応してもらいたい。

答弁：県の示している広域化のメリットは、離島については適合しないものが多い。慎重な対応が必要だと考えている。

要望：重点プロジェクトの名称は、スッキリした形に工夫する必要がある。

答弁：そのような方向で検討したい。

要望：町民への周知を徹底し、一体となった推進体制を執ってほしい。

答弁：概要版を全戸に配布する予定にしているので、そのようにしたい。

質問：第4次町総合振興計画に対する評価は。

答弁：人口減と観光振興が反省事項だが、その他はほぼ達成できたと思う。総体的には8割程度の達成率だと考えている。

要望：人口減解消のためにも、縁結び事業を強力に推進してほしい。

答弁：そのように頑張る。

要望：土づくりについての記述を入れてもらいたい。

答弁：載せるべきであると思うので、検討してまいりたい。

要望：省エネルギーについての記述を入れてもらいたい。

答弁：考慮してまいりたい。

2 与論町過疎地域自立促進計画策定について

要望：この計画についての概況説明をお願いしたい。

答弁：過疎から脱却するための向こう6年間の計画である。

質問：後から計画の追加はできるのか。

答弁：可能である。

質問：交付税措置はあるのか。

答弁：ある。

質問：交付税措置された分は明確に分かるのか。

答弁：明確には分からないが、措置されているという印象・感触はある。

要望：縁結び事業や少子化対策、人口減少対策にも活用してもらいたい。

答弁：そのようにしてまいりたい。

要望：ヨロンミネラル水の販売については、市場調査もきちんとやって進めरいたい。

答弁：ミネラル水とは海水の混ざった水であり、島外の与論島関係者からは、おいしいとの評価を得ているので、健康水として売れないかと思っている。

以上が、本特別委員会における審査の経過であります。

「議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定について」は、起立採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

なお、議会から要望事項として出された総合振興計画に係る事項については、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決事項とされ、今回、議案として提出されている「基本構想」以外の記述箇所である重点プロジェクト及び基本計画の中に、できるだけ反映させ所要の加除修正を行うことで、議会・執行機関ともに確認・了承した次第であります。

また、「議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定について」は、起立採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総合振興計画基本構想及び過疎自立促進計画審査特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 総合振興計画基本構想及び過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告を終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑を終わります。

これから、議案第48号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、議案第48号、第5次与論町総合振興計画基本構想策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画策定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 陳情第18号 インターネット議会中継実施について

日程第4 陳情第19号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書

日程第5 請願第23号 免税軽油制度の継続を求める請願

議長（町田末吉君） 日程第3、陳情第18号「インターネット議会中継実施について」から日程第5、請願第23号「免税軽油制度の継続を求める請願」までの3件を、一括して議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「陳情第18号、インターネット議会中継実施について」、「陳情第19号、名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書」、「請願第23号、免税軽油制度の継続を求める請願」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、12月14日に全委員出席のもとに第1委員会室で開催し、審査をいたしました。

まず、陳情第18号について申し上げます。

本陳情の理由は、役場3階の議場に通じる階段がきついため、お年寄りや障害のある方には利用しづらいこと、また、平日開催される議会には勤め人はもとより、農作業に携わる方々も傍聴に行く時間は取れないので、議会中継を行ってもらいたいということあります。9月定例会において付託を受けていたのでありますが、10月にさつま町で議会運営委員会の所掌事務調査が行われる際に、議会のライブ中継についても調査することとしていたので、それを踏まえて審査することにし、継続審査としてあったものですが、今回、改めてさつま町での調査報告をもとに審査をいたしました。

まず、本委員会においては、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。その主な理由を申し上げます。

まず、陳情の理由にかかわらず、本町議会においては議会報告会の開催をはじめ、議会基本条例の制定など、町民と共にまちづくりを進めるため、開かれた議会を目指しているところであります。

また、中継の方法については、費用対効果の面からも工夫ができるものと見込めるということで、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、陳情第19号について申し上げます。

先の奄美地方の記録的な集中豪雨による災害をはじめ、台風情報など名瀬測候所は担当する範囲が広く、気象属性も特徴がある上、九州と沖縄の中間に位置し大きな役割を果たしております。今般の集中豪雨にも見られますように、名瀬測候所の機能強化が今、正に求められております。以上のことから、本委員会においては、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第23号について申し上げます。

このことについては、紹介議員である川村武俊議員から説明を求め、審査を行いました。

平成24年3月末で制度が廃止されるということで、制度の継続を求めるものであります。本町においても、農業用の機械、船舶、フォークリフト、重機など、免税軽油を利用している関係者が多数いることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情及び請願の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

総務厚生常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第18号、「インターネット議会中継実施について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第18号、「インターネット議会中継実施について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号、「インターネット議会中継実施について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第19号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第19号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める陳情書」は、採択することに決定しました。

次に、請願第23号、「免税軽油制度の継続を求める請願」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、請願第23号、「免税軽油制度の継続を求める請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第23号、「免税軽油制度の継続を求める請願」は、採択することに決定しました。

日程第6 陳情第20号 久富士子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について

日程第7 陳情第21号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応について

日程第8 陳情第22号 夜間外灯（防犯灯）の設置に関する陳情

議長（町田末吉君） 日程第6、陳情第20号「久富士子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について」から日程第8、陳情第22号「夜間外灯（防犯灯）設置に関する

る陳情」までの3件を、一括議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「陳情第20号、久富士子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について」、「陳情第21号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応について」、「陳情第22号、夜間外灯（防犯灯）の設置に関する陳情」等の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月13日に5人の委員出席のもと、第2委員会室において、担当課長及び職員に参与を求め、説明を受けながら審査を行いました。

なお、陳情第20号については、11月8日に産業振興課長、建設課長に同行を求め、全委員で現地調査を行い審査いたしました。陳情第20号は、委員から特別に異論はなく、その趣旨に賛同するとのことで、採決の結果、全会一致で採択されました。

次に、陳情第21号について申し上げます。

陳情書の中にも記載されておりますとおり、例外を認めないTPPを締結すれば、農畜産物の輸入は増大し、本町にとっても砂糖と畜産物の関税が撤廃された場合、基幹産業であるさとうきびと畜産業が被る影響は計り知れないものがあります。本町経済に深刻な打撃を与えることは明らかであります。セーフティネットがなされていない現状で、TPP交渉へ参加することに対しては納得がいかないという意見もあり、採決の結果、全会一致で採択されました。

次に、陳情第22号について申し上げます。

本陳情は、与論高校を中心として東西南北・・県道までの外灯設置要請であります、陳情の趣旨は賛同できるものであり、また、以前から町民の要請は大きなものがあったという意見が大勢で、早急に整備してもらいたいことから、採決の結果、全会一致で採択されました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告を終わります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑を終わります。

これから、陳情第20号、「久富士子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第20号、「久富土子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第20号、「久富土子宅前東回り線（仮称）道路舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第21号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応について」を討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第21号「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第21号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第22号、「夜間外灯（防犯灯）の設置に関する陳情」についてを、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第22号、「夜間外灯（防犯灯）の設置に関する陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第22号、「夜間外灯（防犯灯）の設置に関する陳情」は、採択することに決定しました。

日程第9 発議第9号 名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について

議長（町田末吉君） 次は、日程第9、発議第9号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

10番（麓 才良君） 発議第9号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書」を、別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく喜村政吉、同じく福地元一郎。

提案の理由を申し上げます。

先の奄美地方の記録的な集中豪雨による災害をはじめ、台風情報など名瀬測候所は担当する範囲が広く気象属性も特徴がある上、九州と沖縄の中間に位置し大きな役割を果たしております。今般の集中豪雨にも見られますように名瀬測候所の機能強化が今、正に求められています。

以上のことから、名瀬測候所の地方気象台への格上げについて国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

意見書案については、添付してございますので、お目通しください。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第9号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号、「名瀬測候所の地方気象台への格上げを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（町田末吉君） 日程第10、発議第10号「免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

10番（麓 才良君） 発議第10号、「免税軽油制度の継続を求める意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。

提案の理由を申し上げます。

免税軽油措置は、2012年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度がなくなれば、今までさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望れます。

以上のことから、免税軽油制度の継続を求めるため、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

意見書案については、別紙をお目通しください。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第10号、「免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号、「免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第11号 離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書の提出について

議長（町田末吉君） 次に、日程第11、発議第11号、「離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

10番（麓 才良君） 発議第11号、「離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。

提案の理由を申し上げます。

本町の島外出産支援事業については、県の離島地域出産支援事業の助成を含めて実施しているところですが、その補助率は実費に対して35.8パーセントであります。

交通費は船運賃が対象で、町民から航空運賃に対する助成の陳情があり、採択したところであります。また、出産のときは80パーセントが家族の付き添いを要し、多額の負担を強いられています。鹿児島県においては、他県に先がけて離島地域出産支援事業を設置しているところでありますが、常駐の産科医のいない本町におい

て安心して出産、子育てできる環境を充実させるため、さらにその拡充を強く要請するものであります。

意見書案については、別紙をお目通しいただきます。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第11号、「離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号、「離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第12号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書の提出について

議長（町田末吉君） 次に、日程第12、発議第12号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。9番。

9番（野口靖夫君） 発議第12号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書」。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規

定により提出します。

提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、麓才良。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

提案の理由を申し上げます。

現在の日本経済の不安の中、関税撤廃の例外措置を認めないＴＰＰを締結すれば、農畜産物の輸入は増大し、農畜産業や関連産業の被る影響は計り知れないものがあり、地域経済に深刻な打撃を与えることは明らかであります。本町の基幹産業であるさとうきびと畜産も例外ではありません。

このようなことから、ＴＰＰへの対応について国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

なお、意見書については添付してございますので、全員御審議の上、賛成をお願いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第12号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中の継続調査について

議長（町田末吉君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

閉会 午後4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 林 隆寿

与論町議会議員 坂元克英